

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月27日

【会計年度】 自 2025年1月1日 至 2025年12月31日

【発行者の名称】 欧州評議会開発銀行
(Council of Europe Development Bank)

【代表者の役職氏名】 カルロ・モンティチェッリ
(Carlo Monticelli)
総裁
(Governor)

【事務連絡者氏名】 弁護士 柴田 弘典
同 甲立 亮
同 下田 真央
同 山本 浩子

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1120

【縦覧に供する場所】 該当なし

第1【募集（売出）債券の状況】

該当事項なし

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

注(1) 会計年度中、取引は各取引で用いられた通貨で記載されている。欧州評議会開発銀行(以下「当行」又は「CEB」という。)の勘定は2025年12月31日現在の以下の為替レートに基づき、ユーロで作成されている。

| 略称 | 通貨 | 通貨対ユーロ* | 略称 | 通貨 | 通貨対ユーロ* |
|-----|------------|---------|-----|--------------|---------|
| ALL | アルバニア・レク | 96.15 | HRK | クロアチア・クーナ | 7.5365 |
| AUD | オーストラリア・ドル | 1.7581 | HUF | ハンガリー・フォリント | 385.15 |
| BRL | ブラジル・レアル | 6.4364 | JPY | 日本円 | 184.09 |
| CAD | カナダ・ドル | 1.6088 | NOK | ノルウェー・クローネ | 11.843 |
| CHF | スイス・フラン | 0.9314 | NZD | ニュージーランド・ドル | 2.038 |
| CNY | 中国人民元 | 8.2262 | PLN | ポーランド・ズローティー | 4.221 |
| CZK | チェコ・コルナ | 24.237 | SEK | スウェーデン・クローナ | 10.8215 |
| DKK | デンマーク・クローネ | 7.4689 | TRY | トルコ・リラ | 50.4838 |
| GBP | 英ポンド | 0.8726 | USD | 米ドル | 1.175 |
| HKD | 香港ドル | 9.1464 | | | |

* 表中の数字は四捨五入されている。

(2) 当行の会計年度は暦年である。

(3) 本書に記載の表中の数値が四捨五入されている場合、合計は数値の総和とは必ずしも一致しない。

(1)【設立】

a. 設立の根拠、設立年月日及び沿革

当行は、1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会によって設立された。当初、当行の主な目的は第二次世界大戦直後における欧州諸国へ又は欧州諸国間で移住した難民の再定住化に関する社会プログラムに融資を行うことであった。当行はその後、その活動の範囲を、自然災害又は生態学的災害の被災者への援助の提供及び欧州の社会的結束の強化に直接貢献するその他の社会的目標の支援へと拡大してきた。かかるその他の社会的目標には現在、教育及び職業訓練、衛生、公共住宅、中小零細企業(MSME)における雇用、都市及び地方の生活水準の改善、環境保護、歴史的及び文化的な遺産の保存並びに行政及び司法による公共サービスのインフラストラクチャーの分野が含まれる。

当行の活動期間は限定されていない。

当行はフランス共和国ストラスブール市67075に所在し、事業活動の本部はフランス共和国パリ市75116クレベール通り55番に所在する。

b. 目的

1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会の決議によって採択された定款(その後の改正を含む。以下「定款」という。)によれば、当行の主たる目的は、貸付又は債務の保証を行うことにより、欧州における社会的結束を推進することである(詳細については、定款第2条を参照のこと。)

当行は、その目的に一致した運用を条件として、定款の授権に基づき資金を借り入れ、拠出金を受け入れることができる。

c. 加盟

定款により下記の者(以下「加盟国」という。)が当行に加盟することができる。

- () 欧州評議会の全ての加盟国
- () 当行の理事会が承認したその他の欧州の国
- () 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、それぞれ額面1,000ユーロで当行より発行される参加証書を引き受けることにより加盟国となる。

当行の加盟国は、当行の義務に対して責任を負わない。

当行の加盟国は全て、当行の理事会が設定する条件の下に、当該暦年終了の6ヶ月前に通知をなすことによって、当行から脱退することができる。

2025年12月31日現在、当行の加盟国は43ヶ国である。

現在の加盟国は以下のとおりである。

| | |
|--------------|-----------|
| アルバニア | リヒテンシュタイン |
| アンドラ | リトアニア |
| ベルギー | ルクセンブルク |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | マルタ |
| ブルガリア | モンテネグロ |
| クロアチア | オランダ |
| キプロス | 北マケドニア |
| チェコ共和国 | ノルウェー |
| デンマーク | ポーランド |
| エストニア | ポルトガル |
| フィンランド | モルドバ共和国 |
| フランス | ルーマニア |
| ジョージア | サンマリノ |
| ドイツ | セルビア |
| ギリシャ | スロバキア共和国 |
| バチカン | スロベニア |
| ハンガリー | スペイン |
| アイスランド | スウェーデン |
| アイルランド | スイス |
| イタリア | トルコ |
| コソボ | ウクライナ |
| ラトビア | |

d. 法的地位並びに特権及び免責

法的地位

当行は、欧州評議会に付属し、その最高権威の下で運営される。欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に係る1959年3月6日付第三議定書(以下「第三議定書」という。)によって、当行は法人格を有し、特に以下の事項を行う能力を有する。

- (a) 契約の締結
- (b) 不動産及び動産の取得及び処分
- (c) 訴訟の提起
- (d) 当行の法定の目的に関わる取引の遂行

当行の運営、行為及び契約は、第三議定書、定款及び定款に基づき制定された諸規則により規律される。さらに、一定の場合には国家の法令が適用されうる。但し、それは当行が当該法令の適用に明示的に同意し、かつ、当該法令が第三議定書及び定款に抵触しない範囲に限られる。

第三議定書に基づき、当行は、当行が被告である場合、加盟国又は当行が貸付契約を締結し、若しくは債務保証をした国の裁判管轄に服する。

特権及び免責

第三議定書に基づき、当行は、特に加盟国内で下記の特権及び免責を享受する。

- (a) 法令上の一般的救済方法によって争うことのできない強制執行可能な判決が当行に対して送達される前における、当行の財産及び資産に対するあらゆる形式の没収、差押え又は強制執行からの免除。
- (b) 行政措置又は立法措置による当行の財産及び資産に対する搜索、徴用、没収、収用又はその他あらゆる形式の差押えからの免除。
- (c) 当行の財産及び資産に対するあらゆる性質の制限、規制、支配及び支払停止の免除。
- (d) 通貨の種類を問わず、通貨を保有し、口座を管理し、通貨を交換する権利、並びに送金先の国及び送金元の国を問わず、その資金をあらゆる国内外に自由に送金する権利。
- (e) 全ての直接税及び一定の間接税からの免除。

e. 本邦との関係

なし。

(2) 【資本構成】

定款に基づき、下記の者が当行の加盟国となることができる。

- a. 欧州評議会の全ての加盟国
- b. 当行の理事会が承認した欧州評議会の加盟国でないその他の欧州の国
- c. 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、当行より発行される参加証書を引き受けることにより加盟国となる。参加証書はそれぞれ額面1,000ユーロで発行される。当行の各加盟国はそれぞれ保有する参加証書1通につき1票の投票権を有する。

2025年12月31日現在引受済資本金

(単位：千ユーロ)

| 加盟国 | 引受済資本金 | 未払込資本金 | 払込請求済資本金 | 引受済資本金割合 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| フランス | 1,626,363 | 1,324,036 | 302,327 | 16.901% |
| ドイツ | 1,626,363 | 1,324,036 | 302,327 | 16.901% |
| イタリア | 1,626,363 | 1,324,036 | 302,327 | 16.901% |
| スペイン | 1,060,700 | 863,525 | 197,175 | 11.023% |
| トルコ | 689,600 | 561,411 | 128,189 | 7.166% |
| オランダ | 353,082 | 287,446 | 65,636 | 3.669% |
| ベルギー | 291,826 | 237,581 | 54,245 | 3.033% |
| ギリシャ | 291,826 | 237,581 | 54,245 | 3.033% |
| ポルトガル | 247,163 | 201,218 | 45,945 | 2.568% |
| ポーランド | 227,784 | 185,441 | 42,343 | 2.367% |
| デンマーク | 159,244 | 129,640 | 29,604 | 1.655% |
| スウェーデン | 139,172 | 123,724 | 15,448 | 1.446% |
| ノルウェー | 123,937 | 100,898 | 23,039 | 1.288% |
| ブルガリア | 110,924 | 90,304 | 20,620 | 1.153% |
| ルーマニア | 106,404 | 86,625 | 19,779 | 1.106% |
| ウクライナ | 101,902 | 90,591 | 11,311 | 1.059% |
| アイルランド | 85,796 | 69,848 | 15,948 | 0.892% |
| ハンガリー | 79,541 | 64,755 | 14,786 | 0.827% |
| チェコ共和国 | 76,432 | 62,224 | 14,208 | 0.794% |
| フィンランド | 69,786 | 62,039 | 7,747 | 0.725% |
| ルクセンブルク | 61,686 | 50,219 | 11,467 | 0.641% |
| スイス | 53,824 | 43,229 | 10,595 | 0.559% |
| セルビア | 45,892 | 37,362 | 8,530 | 0.477% |
| クロアチア | 37,963 | 30,906 | 7,057 | 0.395% |
| キプロス | 35,309 | 28,746 | 6,563 | 0.367% |
| スロバキア共和国 | 33,670 | 27,411 | 6,259 | 0.350% |
| アルバニア | 23,771 | 19,352 | 4,419 | 0.247% |
| ラトビア | 22,746 | 18,519 | 4,227 | 0.236% |
| エストニア | 22,595 | 18,395 | 4,200 | 0.235% |
| 北マケドニア | 22,595 | 18,395 | 4,200 | 0.235% |
| リトアニア | 22,356 | 18,201 | 4,155 | 0.232% |
| スロベニア | 21,835 | 17,776 | 4,059 | 0.227% |
| アイスランド | 18,015 | 14,666 | 3,349 | 0.187% |
| マルタ | 18,015 | 14,666 | 3,349 | 0.187% |
| ジョージア | 17,539 | 14,279 | 3,260 | 0.182% |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 17,207 | 14,009 | 3,198 | 0.179% |
| モンテネグロ | 11,693 | 9,519 | 2,174 | 0.122% |
| コソボ | 11,648 | 9,483 | 2,165 | 0.121% |
| モルドバ共和国 | 9,746 | 7,934 | 1,812 | 0.101% |
| アンドラ | 8,747 | 7,121 | 1,626 | 0.091% |
| サンマリノ | 8,644 | 6,916 | 1,728 | 0.090% |
| リヒテンシュタイン | 2,921 | 2,374 | 547 | 0.030% |
| バチカン | 243 | 183 | 60 | 0.003% |
| 2025年合計 | 9,622,868 | 7,856,618 | 1,766,250 | 100.000% |
| 2024年合計 | 9,622,868 | 7,856,618 | 1,766,250 | |

(3)【組織】

CEBIは、国際開発金融機関であり、以下の4つの機関により監督されている。

- ・ 理事会
- ・ 管理委員会
- ・ 総裁
- ・ 監査委員会

理事会及び管理委員会が開催する年次の合同会議では、当行の戦略上及び方針上の優先事項について議論される。当該合同会議は、当行の加盟国のうちいずれか1ヶ国で開催されるのが通常となっており、2025年はモンテネグロで開催された(「(4)業務の概況 i. ガバナンス CEBの2025年合同会議」を参照のこと。)

a. 理事会

理事会は、CEBの4つの統治機関の最高機関である。理事会は、当行の活動に関する全般的な方向性について設定し、当行の加盟国となるための条件を決定し、増資の決定を行い、年次報告書、計算書類及び当行の一般貸借対照表の承認を行っている。理事会は、議長及び43の加盟国からの各1名の代表者によって構成される。理事会は、理事会及び管理委員会の議長の両方を選任し、総裁、副総裁及び監査委員会の委員の任命を行う。

議長：ハリー・アレックス・ラズ(Harry Alex RUSZ)(ハンガリー)

b. 管理委員会

管理委員会は、運営方針についての立案及び監督並びに当行の加盟国政府によって提出された投資事業の承認を含む、理事会に委譲された権限を行使する。また、同委員会は、当行の運営予算に関する投票を行う。管理委員会は、議長及び各加盟国の1名の代表者によって構成される。

議長：ヴィオレッタ・バルヴィッカ - ロフトハウス(Wioletta BARWICKA-LOFTHOUSE)(ポーランド)

c. 総裁

総裁は、当行の法定代理人であり、当行の運營業務の責任者として、管理委員会の指示に基づき日々の業務を行う。総裁は、当行に提出された融資依頼についての技術的、財務的側面に関する審査を行い、管理委員会にこれらの照会を行う。当行と欧州評議会との緊密な関係の一環として、総裁は閣僚委員会と毎年意見交換を行い、欧州議会(PACE)に当行の活動を通知する。

総裁：カルロ・モンティチェッリ(Carlo MONTICELLI)(イタリア)

本書の日付現在、総裁は、トマス・ボーチェック(Tomáš BO EK)(チェコ共和国)(対象グループ諸国担当)、サンドリーヌ・ゴードン(Sandrine GAUDIN)(フランス)(財務戦略担当)及びヨハネス・M・ベーマー(Johannes M. BÖHMER)(ドイツ)(社会開発戦略担当)の3名の副総裁によって補佐されている。

d. 監査委員会

監査委員会は、外部監査人によってCEBの年次決算書が審査された後、その正確性について証明する。同委員会は、承認されたローテーション・スキームに基づき理事会によって任命された、ファトス・ベクジャ(Fatos BEQJA)(アルバニア)、サミル・バキック(Samir BAKI)(ボスニア・ヘルツェゴビナ)、ゾラン・ジヴォイノヴィッチ(Zoran ŽIVOJINOVI)(セルビア)、バルボラ・ヤニツコバ(Barbora Janíková)(チェコ共和国)(特別顧問)の3名のメンバー及び特別顧問で構成されている。

CEBの理事、管理及び統制組織は、欧州評議会開発銀行の部分協定の事務局員によって補佐される。

部分協定の事務総長：クリスチアーヌ・シメック(Christiane SCHIMECK)

組織の事務総長：シクスト・モリーナ(Sixto MOLINA)

a. 理事会

理事会は、理事会自体によって選出される議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。本書の日付現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

| | |
|--|--------------|
| ハリー・アレックス・ラズ(ハンガリー) 特命全権大使、欧州評議会ハンガリー常任代表、在ストラスブール | 議長 |
| オルガ・アラエロヴァ(Olga ALGAYEROVÁ)(スロバキア共和国) 特命全権大使、欧州評議会スロバキア共和国常任代表、在ストラスブール | 副議長 |
| ダスティッド・コレシ(Dastid KORESHI) 特命全権大使、欧州評議会アルバニア常任代表、在ストラスブール | アルバニア |
| アンドリュウ・ジョルディ・トーマス(Andreu JORDI TOMÀS) 特命全権大使、欧州評議会アンドラ常任代表、在ストラスブール | アンドラ |
| デルフィーヌ・デリュークス(Delphine DELIEUX) 特命全権大使、欧州評議会ベルギー常任代表、在ストラスブール | ベルギー |
| ハリス・バシッチ(Haris BAŠI) 特命全権大使、欧州評議会ボスニア・ヘルツェゴビナ常任代表、在ストラスブール | ボスニア・ヘルツェゴビナ |
| ゲンカ・ゲオルギエヴァ(Genka GEORGIEVA) 特命全権大使、欧州評議会ブルガリア常任代表、在ストラスブール | ブルガリア |
| トマ・ガリ(Toma GALLI) 特命全権大使、欧州評議会クロアチア常任代表、在ストラスブール | クロアチア |
| ジョージ・S・イアンフ(George S. YIANGOU) 特命全権大使、欧州評議会キプロス常任代表、在ストラスブール | キプロス |
| クリスティナ・ナイマノヴァ(Kristýna NAJMANOVÁ) 大使、欧州評議会チェコ共和国常任代表、在ストラスブール | チェコ共和国 |
| マイケル・オーストラップ・イェンセン(Michael Aastrup JENSEN) 特命全権大使、欧州評議会デンマーク常任代表、在ストラスブール | デンマーク |
| アイノ・レップピク・フォン・ウィーレン(Aino LEPPIK VON WIRÉN) 特命全権大使、欧州評議会エストニア常任代表、在ストラスブール | エストニア |
| シニ・パウクウネン・ミッケネン(Sini PAUKKUNEN-MYKKÄNEN) 特命全権大使、欧州評議会フィンランド常任代表、在ストラスブール | フィンランド |
| パップ・エンディアイエ(Pap NDIAYE) 大使、欧州評議会フランス常任代表、在ストラスブール | フランス |
| カティア・チロサニ(Khatia TSILOSANI) 特命全権大使、欧州評議会ジョージア常任代表、在ストラスブール | ジョージア |
| ハイケ・ティーレ(Heike THIELE) 特命全権大使、欧州評議会ドイツ常任代表、在ストラスブール | ドイツ |
| ニコラス・シガラス(Nicolas SIGALAS) 特命全権大使、欧州評議会ギリシャ常任代表、在ストラスブール | ギリシャ |
| マルコ・ガンシ(Marco GANCI) 特使、欧州評議会パチカン常任オブザーバー、在ストラスブール | パチカン |
| 任命保留中 | ハンガリー |
| グレータ・グナルスドットイル(Gréta GUNNARSDÓTTIR) 特命全権大使、欧州評議会アイスランド常任代表、在ストラスブール | アイスランド |

| | |
|---|-----------|
| カトリーナ・ドイル(Caitríona DOYLE) 特命全権大使、欧州評議会アイルランド常任代表、在ストラスブール | アイルランド |
| ロベルト・マルティニ(Roberto MARTINI) 大使、欧州評議会イタリア常任代表、在ストラスブール | イタリア |
| ルルジム・ヒセニ(Lulzim HISENI) コソボ総領事館総領事、在ストラスブール | コソボ |
| アニーゼ・ヴィルテ(Agnese VILDE) 特命全権大使、欧州評議会ラトビア常任代表、在ストラスブール | ラトビア |
| ドメニク・ワンガー(Domenik WANGER) 特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラスブール | リヒテンシュタイン |
| アンドリアス・クリバス(Andrius KRIVAS) 特命全権大使、欧州評議会リトアニア常任代表、在ストラスブール | リトアニア |
| パトリック・インゲルバーグ(Patrick ENGELBERG) 特命全権大使、欧州評議会ルクセンブルク常任代表、在ストラスブール | ルクセンブルク |
| フランセスカ・カミレリ・ベッティガー(Francesca CAMILLERI VETTIGER) 大使、欧州評議会マルタ常任代表、在ストラスブール | マルタ |
| ダニエラ・クジュベ(Daniela CUJB) 特命全権大使、欧州評議会モルドバ共和国常任代表、在ストラスブール | モルドバ共和国 |
| ボジダルカ・クルニチ(Božidarka KRUNI) 特命全権大使、欧州評議会モンテネグロ常任代表、在ストラスブール | モンテネグロ |
| ターニャ・ゴングリップ(Tanja GONGGRIJP) 特命全権大使、欧州評議会オランダ常任代表、在ストラスブール | オランダ |
| スヴェトラナ・ゲレヴァ(Svetlana GELEVA) 特命全権大使、欧州評議会北マケドニア常任代表、在ストラスブール | 北マケドニア |
| ヴェビョルン・ハイネス(Vebjørn HEINES) 特命全権大使、欧州評議会ノルウェー常任代表、在ストラスブール | ノルウェー |
| アレクサンデル・ポシーフ(Aleksander POCIEJ) 臨時代理大使、欧州評議会ポーランド常任代表、在ストラスブール | ポーランド |
| アントニオ・アルヴェス・マチャド(António Vasco ALVES MACHADO) 特命全権大使、欧州評議会ポルトガル常任代表、在ストラスブール | ポルトガル |
| イオン・ジンガ(Ion JINGA) 特命全権大使、欧州評議会ルーマニア常任代表、在ストラスブール | ルーマニア |
| ミケッラ・ボヴィ(Michela BOVI) 特命全権大使、欧州評議会サンマリノ共和国常任代表、在ストラスブール | サンマリノ |
| スザナ・グルビェシッチ(Suzana GRUBJEŠI) 特命全権大使、欧州評議会セルビア常任代表、在ストラスブール | セルビア |
| オルガ・アラエロヴァ 特命全権大使、欧州評議会スロバキア共和国常任代表、在ストラスブール | スロバキア共和国 |
| ベルタ・ムラク(Berta MRAK) 特命全権大使、欧州評議会スロベニア常任代表、在ストラスブール | スロベニア |
| ロサ・ベラスケス・アルバレス(Rosa VELÁZQUEZ ÁLVAREZ) 特命全権大使、欧州評議会スペイン常任代表、在ストラスブール | スペイン |
| ニクラス・ケボン(Niklas KEBBON) 特命全権大使、欧州評議会スウェーデン常任代表、在ストラスブール | スウェーデン |
| ミュリエル・ベルセ・コーエン(Muriel BERSET KOHEN) 大使、欧州評議会スイス常任代表、在ストラスブール | スイス |
| ヌルダン・バイラクタル・ゴールドター(Nurdan BAYRAKTAR GOLDER) 特命全権大使、欧州評議会トルコ常任代表、在ストラスブール | トルコ |
| ミコラ・トチツキー(Mykola TOCHYTSKYI) 特命全権大使、欧州評議会ウクライナ常任代表、在ストラスブール | ウクライナ |

理事会の構成

理事会は議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。各加盟国は、各々代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。

理事会は当行の最高機関である。定款に定められた目的を変更する権利を除いて、理事会は当行に関するあらゆる権限を有する。

理事会の権限

理事会は以下の事項を行う。

- (a) 欧州評議会の加盟国が当行の加盟国になるための条件を決定する。
- (b) 欧州評議会の加盟国でない欧州の国及び欧州に重点を置いている国際機関が当行の加盟国になることを承認し、かかる承認の条件を決定し、かかる加盟国の引き受ける参加証書の数を決する。
- (c) 定款に添付の表に記載されている加盟国間の資本の配分の調整を行う。
- (d) 資本を増減し、払い込まれる引受済資本の割合及び払込期日を定める。
- (e) 定款に定められた目的の遵守を確保する。
- (f) 当行の年次報告書、計算書類及びその他の財務書類を承認する。
- (g) 機関の活動に関する一般ガイドラインを定める。
- (h) 当行の運営を停止若しくは終了させ、又は清算時にその資産を分配する。
- (i) 加盟国の資格を停止させる。
- (j) 定款を変更する(但し、定められた目的の変更を除く。)
- (k) 定款を解釈し、定款の解釈又は適用に関わる決定に対する異議申立てに対する判断を下す。
- (l) 他の国際機関との協力に関する一般協定の締結を承認する。
- (m) 理事会の議長及び管理委員会の委員長を選任する。
- (n) 総裁を任命し、総裁の提案に基づき、必要に応じて1名以上の副総裁(その内の1名が総裁の不在時には総裁を代行する。)を任命し、それらを解任し、又は辞任の承認を行う。
- (o) 監査委員会の委員を任命する。
- (p) 外部監査人を任命し、在任期間を定める。
- (q) 手続規定を定める。
- (r) 定款で明示的に理事会に付与されたその他の権限を行使する。

理事会は、管理委員会の提案に基づき上記(d)及び(h)に関する決定をなし、上記(c)、(o)及び(p)については、管理委員会の意見を聴取した後に決定をなす。管理委員会は、財務上の影響を及ぼすその他全ての決定に対して意見を表明する。

上記に定められた権限以外の全ての権限は管理委員会に委譲される。

定款により管理委員会に委譲された権限は、例外的な場合かつ特定の期間のみ、理事会が再び保有できる。

理事会は年に1度開催される。理事会は、必要に応じて追加的に開催することができる。

理事会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

投票及び決議

会議における理事会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。

決議は投票により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。

会議間において、書面により決議することができる。

当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。

払込期限が到来した資本金の一部を期限に払い込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。

決議は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもってなされるものとする。

以下の事項は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の4分の3以上及び投票数の4分の3以上の多数をもって決議される。

- (a) 上記「理事会の権限」 に規定される決議
- (b) 新規加盟国の加盟に起因しない、上記「理事会の権限」 (c)に従い承認される定款に添付されている配分表の調整
- 上記「理事会の権限」 (h)及び(j)に記載されている決議は、投票した加盟国の満場一致により採択される。

b. 管理委員会

管理委員会は、理事会が任命する委員長及び当行の各加盟国の代表者各1名により構成される。本書の日付現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

| | |
|--|--------------|
| ヴィオレッタ・バルヴィッカ - ロフトハウス(ポーランド) 元欧州復興開発銀行常務取締役(ポーランド、ブルガリア及びアルバニア担当)、 在ロンドン | 委員長 |
| ジョゼ・ビセンテ・ペレス・ロペズ(José Vicente PÉREZ LÓPEZ)(スペイン) 経済貿易商務省財務及び国際金融事務国際金融機関局長代理、在マドリード | 副委員長 |
| エンドリト・イザイライ(Endrit YZAJRAJ) 財政省大臣代理、在ティラナ | アルバニア |
| ロレナ・ホルダナ・カルモナ(Lorena JORDANA CARMONA) 財務省国際金融部門事務次官、在アンドラ・ラ・ベリャ | アンドラ |
| フィリップ・ニゼイマナ(Philippe NIZEYIMANA) 連邦財務局財務省国際及び欧州金融業務顧問、在ブリュッセル | ベルギー |
| デヤン・ミケレヴィッチ(Dejan MIKEREVI) バニャ・ルカ大学経済学部常勤教授、在バニャ・ルカ | ボスニア・ヘルツェゴビナ |
| ゲルガナ・ベレムシュカ(Gergana BEREMSKA) 財務省国際金融機関及び協力理事局局長、在ソフィア | ブルガリア |
| スティペ・ズパン(Stipe ŽUPAN) 財務省事務次官、在ザグレブ | クロアチア |
| アヴジ・クリストモウ - ラパチオティス(Avgi CHRYSOSTOMOU-LAPATHIOTIS) 財務省金融サービス局局长、在ニコシア | キプロス |
| ペトル・パヴェレク(Petr PAVELEK) 財務省負債及び金融資産管理部部長、在プラハ | チェコ共和国 |
| ステーン・リュ・ラーセン(Steen Ryd LARSEN) 財務省顧問、在コペンハーゲン | デンマーク |
| ローラ・トゥームライド=パルス(Laura TOOMLAID-PALS) 財務省EU及び国際関係部門顧問、在タリン | エストニア |
| ジョーニ・シニヴオリ(Jouni SINIVUORI) 財務省国際金融業務財務顧問、在ヘルシンキ | フィンランド |

| | |
|--|-----------|
| ピエール-マリエ・フォーゲリ(Pierre-Marie VOEGELI) 経済財務産業デジタル主権省財務部二国間欧州関係及びEU金融機関欧州第3部部長、在パリ | フランス |
| エカテリン・ガンツァドゼ(Ekaterine GUNTSADZE) 財務省大臣代理、在トビリシ | ジョージア |
| マルクス・ホーマン(Markus HÖRMANN) 財務省部門(D2)部長、在ベルリン | ドイツ |
| アンヘロ・ヴォーヴァチス(Angelos VOURVACHIS) 経済財政省国際金融機関及び開発銀行独立部長、在アテネ | ギリシャ |
| マルコ・ガンシ 特使、欧州評議会パチカン常任オブザーバー、在ストラスブール | パチカン |
| マートン・ボケイ(Márton BÓKAY) 国家経済省事務次官代理、在ブダペスト | ハンガリー |
| エリン・フリーゲンリング(Elín FLYGENRING) 外務省国際部門及び政策局人権大使、在レイキャピク | アイスランド |
| レオナルド・ウォール(Leonard WALL) 財務省国際金融部門部長、在ダブリン | アイルランド |
| マヌエラ・ネンナ(Manuela NENNA) 経済財務省財務部門国際金融関係課課長、在ローマ | イタリア |
| ディジェ・リズヴァノリ(Dije RIZVANOLLI) 財務省国際金融協力部門部長代理、在プリシュティナ | コソボ |
| リーネ・ヴィトラ(Liene V TOLA) 財務省金融市場政策部国際金融機関課課長、在リガ | ラトビア |
| ドメニク・ワンガー 特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラスブール | リヒテンシュタイン |
| ダリウス・トラケリス(Darius TRAKELIS) 財務省EU及び国際部門部長、在ビリニユス | リトアニア |
| アルセーヌ・ジャコビー(Arsène JACOBY) 財務省多国間事業、開発及びコンプライアンス部門部長、在ルクセンブルク | ルクセンブルク |
| ジョゼフ・フィレッティ(Joseph FILLETTI) 元欧州評議会マルタ常任代表、在セントジュリアンズ | マルタ |
| イオン・グメン(Ion GUMENE) 財務省事務次官、在キシナウ | モルドバ共和国 |
| ミリカ・アジッチ(Milica ADŽI) 財務省事務次官代行、財務、負債管理及びIPA資金、在ポドゴリツァ | モンテネグロ |
| エヴァ・ファン・スールラント(Eva VAN SOERLAND) 外務省国際金融機関部国際開発金融機関、多国間機関及び人権部門政策担当官、在ハーグ | オランダ |
| スザナ・ペネヴァ(Suzana PENEVA) 財務省国際金融、EU調和及びEU資金分散管理国務顧問、在スコピエ | 北マケドニア |
| アンネ・クリスティン・ハーマンセン(Anne Kristin HERMANSEN) 外務省国際開発金融機関部門上級顧問、在オスロ | ノルウェー |
| マウゴジャータ・グロッテ(Małgorzata GROTTTE) 財務省国際協力部門副部長、在ワルシャワ | ポーランド |
| ジョゼ・アゼヴェド・ペレイラ(José AZEVEDO PEREIRA) 財務省経済政策及び国際事業部部長、在リスボン | ポルトガル |
| ボニ・クク(Boni CUCU) 国家財政省国際金融関係総局局長、在ブカレスト | ルーマニア |
| ニコラ・チェカロリ(Nicola CECCAROLI) 財務省顧問、在サンマリノ | サンマリノ |

| | |
|--|----------|
| アナ・トリボヴィッチ(Ana TRIPOVI) 財務省事務次官、在ベオグラード | セルビア |
| フランティセック・パルコ(František PALKO) 財務省予算政策部顧問、在ブラチスラバ | スロバキア共和国 |
| バーバラ・クナピック・ナバレッテ(Barbara KNAPI NAVARRETE) 財務省財政制度部門、在リュブリャナ | スロベニア |
| ジョゼ・ピセンテ・ペレス・ロペズ 経済貿易商務省財務及び国際金融事務国際金融機関局長代理、在マドリード | スペイン |
| エリン・バーグマン(Elin BERGMAN) 財務省ガバナンス及び国際経済部国際経済協力ユニット長代理、在ストックホルム | スウェーデン |
| イヴァン・パヴレティック(Ivan PAVLETIC) 経済協力開発多国間協力部門経済事務局連邦部門部長、在ベルン | スイス |
| ケレム・ドンメズ(Kerem DÖNMEZ) 資金財務省対外経済関係局長代理、在アンカラ | トルコ |
| オルガ・ジーコワ(Olha ZYKOVA) 財務副大臣、財務省、在キーウ | ウクライナ |

管理委員会の権限及び構成

定款に従い、管理委員会は理事会により委譲された全ての権限を有する。

管理委員会は、理事会により任命された任期3年(任期を3年とする第2期目の再任可能)の委員長及び各加盟国により任命された代表者各1名により構成される。各加盟国は代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。

管理委員会は、委員長により又は5名の委員による要求により、年に最低4回招集される。

管理委員会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

投票及び決議

会議における管理委員会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。

当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。

決議は多数決により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。

会議間において、書面により決議することができる。

払込期限の到来した資本金の一部を期限に払い込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。

しかしながら、管理委員会は、以下の決議事項については、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の過半数をもって決議するものとする。

- (a) 上記「理事会の権限」 (c)、(d)、(h)、(o)及び(p)に従い、理事会に対してなされる提案及び意見
- (b) 管理委員会の手続規定の採択又は改正

さらに、管理委員会は賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもって、定款第13条litt.c.に規定された許容性に関する意見を得ていない投資事業に関連した決議を行うものとする。

管理委員会は、随時その委員の一部から成る委員会を設置し、その委員会に対し別途指定した権限を委譲することができる。

c. 総裁

総裁は、当行の全ての取引において当行を代表する。総裁は、管理委員会の指示と監督の下に、当行の日常の管理業務を行う。総裁は、管理委員会が明示的に承認しない限り、資金の借入、貸付又は債務保証をしない。

総裁は理事会の決議によって5年の任期で1回限り再選されうる。

カルロ・モンティチェッリが当行の総裁である。同氏は、2021年6月11日に、2021年12月18日から始まる5年の任期について選任された。

総裁は、2025年12月31日現在3名の副総裁により補佐される。

- ・ トマス・ボーチェック 副総裁(対象グループ諸国担当)
- ・ サンドリーヌ・ゴードン 副総裁(財務戦略担当)
- ・ ヨハネス・M・ベーマー 副総裁(社会開発戦略担当)

総裁は、管理委員会によって承認された職務の内容を考慮に入れて副総裁の責任を決定する。

副総裁は、5年の任期で1回限り再選されうる。

d. 監査委員会

監査委員会は、理事会が任命した3名の委員で構成され、監査委員会の本書の日付現在(特段の記載がある場合を除き)の構成は以下のとおりである。

- ・ サミル・バキック(ボスニア・ヘルツェゴビナ)
連邦財務省負債管理部門次官補佐、在サラエボ
- ・ ゴラン・ジヴォイノヴィッチ(セルビア)
財務省調和中央ユニット上級顧問、在ベオグラード
- ・ キャサリン・ウォラー(アイルランド)
企業サービス部門、財務・会計ユニット、調達・コンプライアンス・リスクユニット主任、在ダブリン

監査委員会は、毎年、当行の会計を調査し、運営に関する計算書類及び貸借対照表が適切であることを確認する。監査委員会報告書には、貸借対照表及び運営に関する計算書類が帳簿と一致しているか否か、並びに各会計年度末現在の当行の状況を正しくかつ公正に示しているか否かが明記される。

(4)【業務の概況】

a. 欧州のソーシャルファブリックの強化

CEBにとって2025年は、国際開発金融機関(MDB)代表グループの議長を初めて務めることで、グローバルなステージでリーダーシップを発揮し、欧州における社会的結束の強化へのコミットメントを着実に実行したことが特徴的であり、さらなる重要な年となった。

とりわけ、2023年から2027年に係る戦略的枠組みの下で策定したCEBの野心的なプログラムの進捗状況を総括し、2026年に設立70周年を迎える準備を進める中で今後の方向性を検討し、変化する地政学的・経済的環境における当行の継続的な意義とインパクトを確信する年となった。

CEBは、人への投資及び人的資本の強化、包摂的でレジリエントな生活環境の促進並びに雇用及び経済的・金融包摂の支援という3つの行動指針を優先することにより、かかる枠組みの全体的な目標である迅速な方法での社会的包摂への取組み、避難民や移民の統合支援、そしてウクライナの重要な社会インフラの再建支援に向けて着実に前進している。当行は、融資業務に「脆弱性の視点」(当行が、社会的投資を最も必要とするところにより適切に的を絞り、社会で最も不利で疎外された人々を支えることに焦点を当てることを再確認するための運営ツール)を厳格に適用するとともに、ジェンダー平等や気候変動対策といった分野横断的な課題を推進することで、欧州のレジリエンスの柱としての包摂性と社会的結束の促進に積極的に努めた。

CEBは、戦略的枠組みに基づき、2023年から2025年の3年間で、34ヶ国で146件のプロジェクトに13.1十億ユーロを超える融資を承認し、戦略的枠組みに示された年間4.3十億ユーロの指標融資額を満たし、確かな成果を達成した。融資プロジェクトの半数以上は対象グループ諸国向けであり、対象グループ諸国の差し迫った社会投資ニーズへの対応を後援した。

2025年：揺るぎないコミットメントの年

CEBは堅調な財務状況を背景に、2025年に26ヶ国において4.5十億ユーロ相当の新規融資プロジェクト54件を承認し、とりわけ社会的弱者に重点を置いて、加盟国の変化する社会開発ニーズに対応する揺るぎないコミットメントを改めて示した。

ロシアの残虐な侵略行為は年間を通して収束の兆しを見せず、ウクライナへの支援は戦略的優先課題として引き続き強力に推進された。

6件の融資プロジェクトにより、CEBによる最新の加盟国に対する財政支援は、2023年の加盟以降、6件の融資プロジェクトによって融資と助成金を合わせて570百万ユーロを超え、2027年までに承認される予定のその他の資金を含めると全体で1.2十億ユーロに達する見込みである。

2025年のかかるプロジェクトの一例として、国内避難民(IDP)に対するウクライナ政府の支援プログラムを後押しするための200百万ユーロの融資合意が挙げられる。ローマで開催されたウクライナ復興会議で調印されたこの融資は、ウクライナに対する当行最大の融資となり、1.2百万名を超える避難民に必要な不可欠な住宅及び生活支援を提供する。同会議の傍ら、CEB及びウクライナは、戦争で家を失ったウクライナの人々の緊急的な住宅供給のための100百万ユーロの融資に合意した。

2023年に設立されたウクライナ連帯基金(USF)への寄付は歓迎すべき追加支援となり、ドイツは2025年にUSFへの2度目の拠出として1.5百万ユーロを追加し、全ての支援者からのUSFへの拠出は、当年末時点で総額6.6百万ユーロに達した(「d. CEBが行う社会貢献事業を支える信託基金」を参照のこと。)

CEBはまた、難民対応に当たる近隣諸国への融資を拡大し、特にポーランドに対し、一時保護下にあるウクライナ出身者のためのポーランド支援基金を援助するため、新たに175百万ユーロの追加融資を

行った。2022年以降、当行は、CEB加盟国におけるウクライナ難民及びその受入れコミュニティを支援するため、約1.5十億ユーロの融資及び助成金を提供している。

より広範には、CEBの融資プロジェクトは、とりわけ対象グループ諸国において、医療及び社会福祉、農村開発、公共住宅、零細企業及び雇用並びに文化及びスポーツといった主要な社会セクターにインパクトをもたらすことにより、欧州全体の社会的結束の強化に貢献した(「b. 戦略的枠組みの実施：2025年に承認されたプロジェクト」を参照のこと。また、承認された融資事業の一覧は「2025年に承認された事業(取引相手方別)」を参照のこと。)。

インベストEU：欧州全域にわたるCEBの社会的インパクトの増強

インベストEUプログラムは、2021年から2027年に係るEUの戦略的な中核的イニシアチブであり、持続可能な成長、イノベーション及び社会的結束に対する投資を支援するための公共及び民間の融資の結集を目的としている。インベストEUは、単一のEU予算による保証に支えられ、また専任のアドバイザー及び技術サポートも備え、取引相手方のリスク特性を低減すること、プロジェクトの準備を強化すること及び官民のプロモーターの能力を拡大することにより、CEBがより多くの取引相手方に手を差し伸べることを可能にする。これにより、特に社会インフラ、技能及び融資へのアクセスといった分野において、EUの政策における優先事項を銀行が貸付可能な、インパクトの強い事業へと転換することが容易になる。

CEBIは、インベストEUプログラムの実施パートナーである。2022年以降、欧州委員会より318百万ユーロを超える保証枠の割当を受けているCEBIは、借入人と協力し、本来ならば引き受けることができなないプロジェクトを支援している。貸付のストラクチャー、支払期間及び借入人の特性における柔軟性の増大により、CEBが融資を支援することが可能となり、EUの加盟国全体の社会事業に関して、これまでに619百万ユーロの融資を調達する手助けとなった。かかる金額のうち、CEBIは、2025年だけでも190百万ユーロ超のインベストEUの保証に基づく融資を承認し、手頃な価格の公共住宅、教育及び医療等のセクターにおける事業を支援したほか、マイクロファイナンス及び社会的経済を通じて雇用を促進した。

2025年、CEBIは、目的特化型のEUとの官民協調融資枠を開始することにより、マイクロファイナンスに対する支援を強化した。このファシリティは、マイクロファイナンス事業の開発を目的としており、CEBの現時点での支援はベルギー、ブルガリア、フランス、ギリシャ、イタリア、リトアニア、オランダ及びルーマニアに重点が置かれている。支援の実行のため、かかるファシリティは、インベストEUの保証に裏付けられたCEBの貸付と、欧州社会基金プラス(ESFプラス)が拠出した10百万ユーロの資金による助成金とを組み合わせる。さらに、CEBIは、インベストEUアドバイザー・ハブへの参加を通じてアドバイザー・パートナーを務め、プロジェクトの受益者に技術支援及びアドバイザー・サービスを提供している。総額13百万ユーロの予算を有するCEBのインベストEUアドバイザー・ハブの任務には、包括的なプロジェクト・アドバイザー・サービス及び能力開発活動(マイクロファイナンス機関向けの研修、市場評価及びインベストEUの「社会投資とスキル」支援枠における新規プロジェクトの把握を含む。)並びにウクライナからの難民のインパクトに関する援助及び助言が含まれる。

健全な財務状況

CEBIは、困難な世界経済及び地政学的環境にもかかわらず、2025年を通して堅調な財務状況を維持した。この状況下で、当行は、慎重な資産管理アプローチを反映して、中核利益は2.6%のわずかな減少で、129.9百万ユーロを記録した。中核利益以外のボラティリティは、当年度下半期において市場に影

響を与えた。それにもかかわらず、CEBIは、2025年12月31日現在で122.3百万ユーロの安定した純利益を計上した。

当行の信用度は揺るぎない水準を維持しており、主要な格付機関であるムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ、フィッチ及びスコープ・レーティングスはいずれも、最上位の信用格付を再確認し、見通しも安定的と評価した。2024年12月に行われたCEBの第7回目の増資の引受期間が無事に終了したことを受けて資本基盤が強固になり、CEBの財務上の安定性は、好調な資本市場事業を支えた。CEBIは、2025年1月に初の300百万英ポンドのソーシャル・インクルージョン・ボンド(SIB)を発行し、1年をスタートさせた。この取引は、当行の資金調達源をさらに多様化させるとともに、社会的投資に対する投資家の信頼を強調している。SIBは、2025年におけるCEBの借入額の40%超を占め、2017年にCEBのソーシャル・インクルージョン・ボンドの枠組みが設定されて以来、発行額は合計で約13.5十億ユーロに急増した(「g. CEBの金融市場における活動」を参照のこと。)。

国際開発金融機関グループの首脳陣：議長としての役割

当年のハイライトは、CEBが初めて国際開発金融機関グループの首脳陣の議長に就任したことである。このフォーラムは、10の主要な国際開発金融機関(MDB)の首脳陣とIMF専務理事が一堂に会する対話と調整の場であり、加盟国にとってより大きなインパクトと規模を実現するために、システム全体での協力を強化することに取り組んでいる。差し迫った世界的な課題を踏まえると、この取組みは、ますます重要になっている。

CEBIは、議長の役目として(議長は毎年交代する。)、個々の強みと集団の強みを活かして世界的な課題に取り組み、持続可能な開発に向けた進展を加速させるために、グループを統一した「システム」として稼働するよう主導した。CEBは、ワシントンDCでのIMFと世界銀行グループの会合の傍ら、南アフリカでのG20サミットで、そしてパリで初のMDB首脳会議の主催者として、年間を通じてハイレベルな会合でリーダーシップを発揮した。この中で、MDBは、2024年10月にG20首脳によって承認された「より良く、より大きく、そしてより効果的なMDBに向けたG20ロードマップ」を推進するというコミットメントを再確認した。モンティチェッリ総裁は、MDBグループの首脳陣を代表して、融資能力の拡大と、MDB間の業務連携の強化を主導し、全ての国と地域における包摂的な成長、雇用創出及びレジリエンスのための戦略投資として社会インフラにシステム全体で新たな焦点を当てた。また、CEBIは、セビリアで開催された第4回国連開発資金国際会議に先立ち、また同会議中に、MDBのインプットを調整し、国連システムとの関与においてMDBグループを代表し、MDBのグループとしてのまとめりと多国間システムにおけるCEBの存在感を強化した。

CEBが主導し、MDBグループは重要な成果を上げた。まず、G20ロードマップの実施が進み、国内及び民間セクターのリソースの動員の強化、インパクト測定の改善、MDBの共同融資を促進するための相互信頼協定(MRA)の発効(CEBIにとってEIB及び欧州復興開発銀行(EBRD)との初の2件のMRAを含む。)、MDB共同融資ポータルへの貢献、また、MDBの取組みを各国の優先課題に合わせて調整することを目的とした30を超える国別プラットフォームへの支援等が行われた。

もう1つの成果は、自己資本の充実性に関する枠組みの見直しにおいて、今後10年間に全てのMDBの事業対象国にわたって、合計650十億米ドルの追加的な融資余力がある点を確認したことである。

G20により求められたMDBシステム全体の財務状況及び財務管理に関する透明性並びに比較可能性を提供する史上初の「MDB比較報告書2025」の取りまとめ及び公表は、さらなる画期的な成果となった。また、CEBIは、医療、教育、住宅、水及び衛生といった、レジリエンスと持続可能な開発目標(SDGs)にとって不可欠なセクターの支援へのMDBの基幹的貢献に焦点を当てた共同報告書「社会インフラへの注力 - MDBの役割」を取りまとめ、2019年から2023年におけるMDBのコミットメントの約22%を占めた。

MDBグループの首脳陣の議長を務めたことで、国際金融構造におけるCEBの存在感と地位を強化し、他のMDB、G20及び国連システムとの関与を深化させるとともに、社会投資における重要な国際的プレイヤーとしての立場を確固たるものとした。

インパクト向上のための協働

CEBの他のMDBとの緊密な協働は、許容能力及びインパクトを高めるために、支援国、国際機関、市民社会及び民間セクターを含む、より広範なパートナーシップ強化へのCEBの強いコミットメントを反映している。

欧州連合(EU)との協働は重要である。たとえばCEBは、旗艦プログラムであるインベストEUプログラムを活用し、その下で社会開発向けに約620百万ユーロの新たな資金を創出した(「インベストEU：欧州全域にわたるCEBの社会的インパクトの増強」を参照のこと。)

その他のEU関連のハイライトとしては、欧州議会及びスペインの資金提供によりCEBが実施した4年間の試験的イニシアチブである、ロマ族の住宅及びエンパワメント(HERO)の終了が挙げられる。これはブルガリア、ルーマニア及びスロバキア共和国において、雇用支援と財務教育を通じて、社会的弱者であるロマ族のコミュニティの受入れを促進した(詳細については、「d. CEBが行う社会貢献事業を支える信託基金」及び「e. コラボレーション及び協力関係」を参照のこと。)

もう1つは、移民受入れのためのパートナーシップ及び融資(PAFMI)の下でのCEBと欧州委員会の移民・内務総局(DG HOME)との協働である。これはベルギー、フィンランド、イタリア及びオランダにおける3,000名超の移民に研修とマイクロ融資を提供した。

CEBは、公的開発銀行の戦略的ネットワークであるファイナンス・イン・コモン・システム(FiCS)に積極的に参加しており、2025年に南アフリカで開催されたFiCSサミットでは社会投資の重要性を提唱した。

気候変動対策の社会的課題を前進させるため、当行は同業機関と協力して指標の開発に取り組み、11月にブラジルで開催されたCOP30においてレジリエンスと公正な移行に関する行動を呼びかけた。12月には、CEBはパリ協定10周年を記念して、ハイレベルなセミナーを開催した。

CEBは、OECDやユネスコ等、パリに拠点を置く他の機関とともに持続可能な開発を推進するため、パリ・ダイアログに引き続き参加した。

またCEBは、持続可能な債券市場の世界的な基準を設定する執行委員会に参加し、国際資本市場協会(ICMA)において専門的な影響力を強化した。

コミュニティとの関与及び草の根イニシアチブに対する当行の信念は、当年度の第6回目のCEBの社会的結束に対する賞によって示された。この賞は、災害対策への取組みが評価され、トルコのデジタルツインが受賞した(「k. トルコの災害管理プロジェクトが社会的結束に対するCEB賞を受賞」を参照のこと。)

マイクロファイナンスの利点

マイクロファイナンスは、CEBの2023年から2027年に係る戦略的枠組みに基づく優先事項であり、欧州全域において金融・社会的包摂を推進するための重要な手段である。マイクロファイナンスは、起業家精神及び自営業を推進することにより、収入を生む活動を支援する一方で、低所得世帯の生活環境を改善し、教育及び医療にアクセスできる波及効果をもたらす。CEBが採用する主な方法は、移民や難民、女性、地方居住者及び若者等、主流の銀行から排除されている人々を対象としたサービスに重点を置く専門のマイクロファイナンス提供者を通じて、新興企業及び零細企業を支援することである。CEBが連携する相手方は、主に、比較的小規模の専門のマイクロファイナンス提供者であり、

これらの業者は預金を受け入れていないため、外部からの資金供給を利用する必要がある。このような資金を金融機関から調達することは困難であるか、又は費用がかかる場合がある。マイクロファイナンス提供者への貸付がコスト集約的であることもその一因であり、これは、貸付金額が比較的少額であること、また、かかるセクターのリスクが相対的に高いと認識されていることによるものである。社会的インパクト勘定並びにインベストEUの保証及びESFプラス等のEUの金融手段は、この支援を提供するという点で重要である(インベストEUについては「インベストEU：欧州全域にわたるCEBの社会的インパクトの増強」を参照のこと。)。これらによって、CEBは、マイクロファイナンス提供者に資金を融通し、リスクを軽減する一方で、EU内で約13十億ユーロと推定される大幅なマイクロファイナンス・ギャップを埋めるために役立つことが可能となる。貸付と助成とを組み合わせた融資の実例としては、「2025年に承認された事業(取引相手方別)」に記載されたアルバニアにおけるCEBのマイクロファイナンス事業を参照のこと。

融資その他の支援に加えて、CEBは、インパクト測定及びマイクロファイナンス・セクターとの取組みを推進しており、マイクロファイナンス提供者がその事業のインパクトを評価し、改善することを支援するため、インベストEUの裏付けを得て、双方向的な社会的インパクト測定ツールキットを10月に発表した。

このツールキットは、マイクロファイナンス・セクターの専門実務知識及び機関としての能力を積み上げ、財務的な強靱性を強化すること及び社会的弱者の金融へのアクセスを支援することにより、測定可能な業績を実現するというCEBの約束のさらなる証しである。

CEBの将来に向けた取組み

CEBの社会的使命はこれまで以上に重要性を増しており、加盟国の期待に応えるため、当行は将来の課題に備え、組織を整えるための措置を継続的に講じてきた。

2025年には、コンプライアンス、独立評価及び内部監査機能を強化するため、説明責任の枠組みを改善し、対外発信及びコミュニケーションツールを一層強化した。

CEBは2025年に、効率性の向上及び将来への備えを追求するため、2024年に承認されたITマスタープランに基づき、内部業務の更新、デジタル化、データ管理及び共同作業ツールの改善、特に統合された企業資源計画(ERP)システムの導入、中核銀行システムのアップグレード並びにAI活用機会の評価を実施した。これらの進展は、加盟国を支援するCEBの能力を高め、人々や地域社会に具体的な改善をもたらすために役立つと見込まれる。

b. 戦略的枠組みの実施：2025年に承認されたプロジェクト

CEBの2023年から2027年に係る戦略的枠組みは、当行の活動の指針となり、加盟国から託された社会的使命を達成することを可能にする。2025年、当行は、2023年以降の進捗状況に関して中間レビューを行い、6月には管理委員会に、また12月には理事会に報告した。判明したことは明白である。すなわち、2024年12月に完了した増資により、主要な指標は全て順調に推移し、融資の承認額は年平均4.3十億ユーロに達し、好調な業績がもたらされた。2023年から2025年までの期間に、CEBは、34ヶ国における146件のプロジェクトに関する総額13.1十億ユーロの融資を承認した。

2025年、当行の融資の承認額は、26ヶ国における54件の新規融資プロジェクトを通して総額4.5十億ユーロとなった。これらの融資は、CEBの活動の3つの行動指針、すなわち、1)人への投資及び人的資本の強化、2)包摂的でレジリエントな生活環境の促進、並びに3)雇用及び経済的・金融包摂⁽¹⁾の支援にわたる。ジェンダー、気候変動及びデジタル化は、3つの行動指針全てにまたがる分野横断的な検討事項である。

注(1) 1件の融資が複数の活動分野に貢献する場合がある。



人への投資と人的資本の強化

2025年に、当行は13ヶ国で17件、総額約1.2十億ユーロに達する医療及び社会福祉、教育並びに文化遺産の支援向融資を承認した。融資プロジェクトのうち、フランス及びモルドバ共和国における2件を以下に取り上げる。

(a) フランスにおける社会的弱者集団の保護

欧州全域にわたり、高齢化する人口は、バリアフリー適応住宅も含めた適切な医療・社会福祉施設の深刻な不足に直面している。フランスも例外ではない。75歳超の人口は2070年までに1.3%増加すると予想される一方で、介護施設で利用可能なベッド数は増加が見込めず、しかもフランス国内の分布が不均等な状況が続くと予測されている⁽¹⁾。児童保護当局の支援を受ける者を含む若年層もまた、高い需要と限られた供給がコストを押し上げ続けているため、適切な住宅の利用には障壁がある。

こうした需給の隔たりに対応するため、CEBは、フランス預金供託公庫(CDC)に200百万ユーロを貸し付け、高齢者及び障害者のための医療・社会福祉施設の建設資金を提供する。また、この融資は、若年労働者、学生、保護下にある児童及び雇用環境が極めて不安定な人々向けの公共住宅及び宿泊設備の建設及び改装も支援する。このオペレーションは、先立つ3件の融資に積み上げられており、CEBの融資総額は、9年間にわたり450百万ユーロに及ぶ。これは、「持続可能で包括的な公共住宅に関する欧州の連携」に基づくより広い戦略的パートナーシップの一部を構成しており、CEBはこれを通じて、公共住宅組織を支援するためにCDCが結集した2.5十億ユーロのうち850百万ユーロを確約している。

注(1) フランス国立統計経済研究所(INSEE)による2018年から2070年までの人口予測

(b) モルドバ共和国における学校の近代化

モルドバ共和国は、広範な学校ネットワークを有するが、特に地方において、人口動態の変化に適応しなければならない。教育・研究省は、学校ネットワークの強化を優先的政策に掲げており、教育セクターを強化し、技能及び人材の開発を加速し、知識に基づく社会を醸成するため、「モデル学校改革」の構想を提唱した。

教育・研究省に対するCEBの30百万ユーロの貸付は、同国各地の小学校及び中等学校15校の近代化を支援するもので、約12,800名の生徒に恩恵をもたらす見込みである。このプロジェクトに

は、選定された建物の完全な改修、隣接した土地28ヘクタールの景観整備、エネルギー効率対策の実施及び再生可能エネルギー源の導入が含まれる。移動手段に乏しい人々の利用の利便性を確保するようインフラを適合させることに重点が置かれる。学校のエネルギー性能を強化するため、CEBの貸付は、EUが最大の支援者となっているマルチ・ドナー・ファシリティである東欧エネルギー効率化・環境パートナーシップ(E5P)からの5百万ユーロの助成金で補完される。

包摂的でレジリエントな生活環境の促進

手頃な価格の公共住宅及びその他の社会インフラに関するCEBの融資は、環境保護を促進するとともに、都市部、地方及び地域のコミュニティにおけるレジリエンスを強化することを目指すものである。2025年、CEBは、手頃な価格の公共住宅並びに都市部、地方及び地域の開発並びに自然災害や生態学的災害に対処するために、15ヶ国で28件の合計で2.6十億ユーロ超の融資を行った。セルビア及びスロベニアにおけるCEBの融資プロジェクト2件の例を以下に詳述する。

(a) セルビアにおける地方コミュニティへの接続

セルビアでは、地域格差が深刻であり、145の地方自治体のうち125において、所得及びサービスへのアクセスが全国平均に達していない。こうした格差は、地方の道路が道路網の70%を占め、ラストマイルの接続のために不可欠であるにもかかわらず、劣悪な状態であることと密接に関連している。ほぼ半分は未舗装のままであり、コミュニティは悪天候になると孤立し、医療、学校、雇用及び地域の市場へのアクセスが限られている。これに対処するため、建設・運輸・インフラ省(MCTI)は、2024年、道路の修復を地方自治体が提案するよう全国的な呼びかけを行い、改修が必要な道路3,000キロメートルを特定し、費用総額を650百万ユーロと見積もった。

セルビアに対するCEBの200百万ユーロの貸付は、これらの道路の多くを改修する資金の共同融資となる。改修工事には、アスファルトの再舗装、排水システムの改良並びに年間を通じた利用の利便性及び気候耐性を確保する対策が含まれる。優先順位付けの方法をMCTIと共同で開発していたことが幸いし、CEBの資金供給は、最も困っている地方自治体を支援することになる。この融資により、同国内で最も開発の進んでいない地方自治体の約1.5百万名の日常生活が改善する見込みである。

(b) スロベニアにおける公共住宅を含む地方自治体のインフラ整備の推進

多くの欧州諸国と同様、スロベニアも、住宅戸数の不足及び住宅需要の高まりに関して深刻な課題に直面している。しかし、2000年に国家住宅戦略第一弾を発足して以来、スロベニアはこの問題に積極的に取り組む姿勢を見せてきた。これには、2021年にCEBと共同で実施した市場調査により、社会インフラ、特に住宅に対する地方自治体投資の切迫したニーズを明らかにしたことも含まれる。

スロベニア輸出開発銀行(Slovenian Export and Development Bank)すなわちSID銀行(SID Banka)に対する50百万ユーロの融資(同行がCEBから住宅整備に関して受けた4回目の融資)により、同国の地方自治体のインフラ事業が資金援助を得て、重大な課題への対処及び持続的な成長の促進がなされる予定である。CEBによる融資は、低所得世帯及びその他の社会的弱者集団に利益をもたらす住宅イニシアチブへの支援となるだけでなく、2023年に発生した甚大な洪水被害後の復興ニーズにも対応し、社会的結束を推進することとなる。長期的資金援助並びにSID銀行の強固なガバナンスの枠組み、費用対効果及びスロベニアの自治体における地域に対する影響力と相

まって、本プロジェクトは、欧州の包摂的で回復力のある持続可能なコミュニティに対するCEBの貢献を体現している。

雇用支援及び経済・金融分野における包摂

2025年において当行は、マイクロファイナンスを促進し、中小零細企業(MSME)が借り入れできるよう改善を図るため、13ヶ国で17件の融資を行い、その総額は700百万ユーロを超えた。以下に、CEBがアルバニア及びチェコ共和国に対して行った2件の融資例を取り上げる。

(a) アルバニアにおけるマイクロファイナンスの促進

アルバニアは現在、高い失業率、大規模な非公式経済及び地域間の経済格差といった社会経済的課題に直面している。観光業、海外からの送金及び個人消費による安定的な経済成長にもかかわらず、貧困は、特に地方において引き続きの懸念事項である。零細企業は、特に雇用創出によってこれらの課題解決に寄与しうるが、資金調達に苦勞するケースが多い。諸銀行は、MSME、特に農業分野への融資に消極的である。マイクロファイナンス機関のような非銀行金融機関が格差を解消する役割を果たしているものの、特に地方における金融包摂は、持続可能な包摂的成長のための重大な課題であり続けている。

アルバニアの金融協同組合の最大手の1つであるFedインベスト(Fed Invest)への10百万ユーロの融資は、CEBの社会的インパクト勘定(SIA)による保証付きで、約3,000の零細企業及び農家に融資へのアクセスを提供し、250以上の雇用創出に貢献することで、これらの課題に対処することを目指している。ジェンダー・エンパワメントを促進するため、資金の最低35%は、女性起業家に割り当てられる。さらに、スロバキア包摂的成長口座からの49,000ユーロの技術援助のための助成金は、女性の参画を確保することに重点を置きつつ、FEDインベストによる地方住民向け金融リテラシーサービスの支援に充てられる予定である。

(b) チェコ共和国及びスロバキア共和国においてMSMEが直面する資金調達の障壁の克服

欧州投資基金の「中小企業金融見直し」によると、高い借入コスト及び経済の不確実性が、EU全域における中小企業(SME)向け投資の減速要因となっている。チェコ共和国における中小企業向けの資金調達環境は、EU内で最も不利な部類に入る一方、スロバキア共和国も同様の構造的・経済的制約に直面している。

小規模企業支援を専門とするSGエクイップメント・ファイナンス・チェコ共和国(SG Equipment Finance Czech Republic)、すなわちSGEF CZに対する150百万ユーロの融資は、チェコ共和国及びスロバキア共和国全域におけるMSMEへの生産的投資に資金を充てている。このプロジェクトは、発展途上地域のより小規模事業を対象を絞ることで、雇用創出及び経済分野における包摂を推進しつつ、長年にわたる資金調達の障壁の解消を図る。当該融資はまた、公共交通機関及び必要不可欠な保健医療サービスへの投資を含む、公共インフラの近代化に対しても共同出資している。地方自治体及びサービス提供者により主導されるこれらの投資は、より均衡の取れた地域開発の促進、低炭素経済への公正な移行支援及び公共予算への負担軽減を目的としている。SGEF CZの金融債務は、親会社であるフランスのソシエテ・ジェネラル・エス・エー(Société Générale S.A.)により全面的に保証される。

2025年に承認された事業(国ごと)

(単位：千ユーロ)

| 国 | 2025年 | | 2024年 | | 2021年から2025年の 累積合計 | |
|--------------|---------|-------|---------|-------|-----------------------|-------|
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| アルバニア | 10,000 | 0.22 | | | 112,000 | 0.52 |
| アンドラ | | | | | 8,000 | 0.04 |
| ベルギー | 110,000 | 2.46 | 15,000 | 0.33 | 764,000 | 3.55 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 15,000 | 0.34 | 21,500 | 0.47 | 44,500 | 0.21 |
| ブルガリア | | | 253,000 | 5.56 | 428,000 | 1.99 |
| クロアチア | | | 250,000 | 5.50 | 450,000 | 2.09 |
| キプロス | | | 72,000 | 1.58 | 185,500 | 0.86 |
| チェコ共和国 | 150,000 | 3.35 | | | 674,000 | 3.13 |
| エストニア | | | 60,000 | 1.32 | 80,000 | 0.37 |
| フィンランド | 250,000 | 5.58 | 150,000 | 3.30 | 690,000 | 3.20 |
| フランス | 857,000 | 19.14 | 290,000 | 6.38 | 2,092,000 | 9.72 |
| ジョージア | 8,000 | 0.18 | | | 8,000 | 0.04 |
| ドイツ | 350,000 | 7.82 | 100,000 | 2.20 | 1,399,700 | 6.50 |
| ギリシャ | 10,000 | 0.22 | | | 92,000 | 0.43 |
| ハンガリー | 50,000 | 1.12 | 200,000 | 4.40 | 552,000 | 2.56 |
| アイスランド | | | 325,000 | 7.14 | 345,000 | 1.60 |
| アイルランド | | | | | 220,000 | 1.02 |
| イタリア | 310,000 | 6.93 | 532,000 | 11.69 | 2,162,600 | 10.04 |
| コソボ | 20,500 | 0.46 | | | 70,500 | 0.33 |
| ラトビア | | | 40,000 | 0.88 | 55,000 | 0.26 |
| リトアニア | 130,000 | 2.90 | 107,500 | 2.36 | 618,300 | 2.87 |
| ルクセンブルク | 5,000 | 0.11 | | | 8,000 | 0.04 |
| マルタ | | | | | 7,000 | 0.03 |
| モルドバ共和国 | 38,000 | 0.85 | | | 144,000 | 0.67 |
| モンテネグロ | 93,000 | 2.08 | | | 153,000 | 0.71 |
| オランダ | 150,000 | 3.35 | | | 540,000 | 2.51 |
| 北マケドニア | 20,000 | 0.45 | | | 88,000 | 0.41 |
| ポーランド | 375,000 | 8.38 | 365,000 | 8.02 | 2,105,556 | 9.78 |
| ポルトガル | | | | | 188,700 | 0.88 |
| ルーマニア | 284,000 | 6.34 | 293,000 | 6.44 | 994,920 | 4.62 |
| セルビア | 250,000 | 5.58 | 31,000 | 0.68 | 826,000 | 3.84 |
| スロバキア共和国 | 30,000 | 0.67 | 70,000 | 1.54 | 710,000 | 3.30 |
| スロベニア | 50,000 | 1.12 | 20,000 | 0.44 | 190,000 | 0.88 |
| スペイン | 481,000 | 10.75 | 471,000 | 10.35 | 2,330,000 | 10.82 |
| スウェーデン | | | | | 182,200 | 0.85 |

| | | | | | | |
|-------|-----------|--------|-----------|--------|------------|--------|
| トルコ | 280,000 | 6.25 | 580,000 | 12.75 | 1,460,000 | 6.78 |
| ウクライナ | 150,000 | 3.35 | 303,000 | 6.66 | 553,000 | 2.57 |
| 合計 | 4,476,500 | 100.00 | 4,549,000 | 100.00 | 21,531,475 | 100.00 |

2025年の支出済融資(国ごと)

(単位：千ユーロ)

| 国 | 2025年 | | 2024年 | | 2021年から2025年の 累積合計 | |
|--------------|---------|-------|---------|-------|-----------------------|-------|
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| アルバニア | 2,500 | 0.07 | | | 72,980 | 0.40 |
| アンドラ | | | | | 7,600 | 0.04 |
| ベルギー | 326,000 | 9.50 | | | 585,000 | 3.21 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 11,500 | 0.33 | 4,000 | 0.11 | 49,753 | 0.27 |
| ブルガリア | 101,000 | 2.94 | 53,000 | 1.49 | 154,000 | 0.84 |
| クロアチア | | | 140,000 | 3.94 | 503,080 | 2.76 |
| キプロス | 35,600 | 1.04 | 36,750 | 1.03 | 122,149 | 0.67 |
| チェコ共和国 | 42,164 | 1.23 | 111,884 | 3.15 | 508,601 | 2.79 |
| エストニア | | | 20,000 | 0.56 | 220,000 | 1.21 |
| フィンランド | 35,000 | 1.02 | 190,000 | 5.34 | 480,300 | 2.63 |
| フランス | 228,500 | 6.66 | 208,830 | 5.87 | 1,406,948 | 7.71 |
| ジョージア | 3,964 | 0.12 | | | 30,272 | 0.17 |
| ドイツ | 355,000 | 10.34 | 349,000 | 9.81 | 1,450,950 | 7.95 |
| ギリシャ | | | | | 62,000 | 0.34 |
| ハンガリー | 125,000 | 3.64 | 75,000 | 2.11 | 541,497 | 2.97 |
| アイスランド | 56,500 | 1.65 | 16,000 | 0.45 | 84,500 | 0.46 |
| アイルランド | 55,500 | 1.62 | 50,000 | 1.41 | 300,564 | 1.65 |
| イタリア | 155,371 | 4.53 | 588,533 | 16.55 | 1,710,742 | 9.37 |
| コソボ | | | | | 28,041 | 0.15 |
| ラトビア | 20,500 | 0.60 | 1,000 | 0.03 | 27,900 | 0.15 |
| リトアニア | 36,000 | 1.05 | 125,913 | 3.54 | 792,500 | 4.34 |
| ルクセンブルク | 400 | 0.01 | 1,500 | 0.04 | 3,000 | 0.02 |
| マルタ | | | | | 29,000 | 0.16 |
| モルドバ共和国 | 848 | 0.02 | 281 | 0.01 | 54,840 | 0.30 |
| モンテネグロ | 8,500 | 0.25 | | | 59,536 | 0.33 |
| オランダ | | | 150,000 | 4.22 | 425,083 | 2.33 |
| 北マケドニア | 5,900 | 0.17 | 400 | 0.01 | 23,016 | 0.13 |
| ポーランド | 450,118 | 13.11 | 423,013 | 11.90 | 2,382,826 | 13.05 |
| ポルトガル | 1,000 | 0.03 | 6,000 | 0.17 | 61,700 | 0.34 |
| ルーマニア | 147,392 | 4.29 | 141,380 | 3.98 | 518,000 | 2.84 |
| サンマリノ | | | | | 3,000 | 0.02 |
| セルビア | 136,800 | 3.99 | 215,000 | 6.05 | 925,989 | 5.07 |
| スロバキア共和国 | 242,000 | 7.05 | 28,700 | 0.81 | 507,500 | 2.78 |
| スロベニア | 10,000 | 0.29 | 10,000 | 0.28 | 140,000 | 0.77 |
| スペイン | 269,700 | 7.86 | 300,000 | 8.44 | 2,181,486 | 11.95 |

| | | | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|--------|------------|--------|
| スウェーデン | 22,715 | 0.66 | 46,901 | 1.32 | 413,122 | 2.26 |
| トルコ | 203,000 | 5.91 | 147,000 | 4.13 | 925,000 | 5.07 |
| ウクライナ | 344,371 | 10.03 | 115,801 | 3.26 | 460,172 | 2.52 |
| 合計 | 3,432,844 | 100.00 | 3,555,885 | 100.00 | 18,252,648 | 100.00 |

2025年に承認された事業(取引相手方別)

| 国 | CEBの貸付額 (単位：ユーロ) | 相手方 | プロジェクトの目的 |
|--------------|---------------------|---|--|
| アルバニア | 10,000,000 | FEDインベストSCA (FED Invest SCA) | 特にアルバニアの地方において、伝統的な銀行システムへのアクセスが限定されている又はアクセス不可能な零細企業及び個人に対して、財源へのアクセスを促進することで、雇用創出を支援し、社会的結束を高めること。 最終受益者：女性及び小規模農家を含む零細起業家。 |
| ベルギー | 10,000,000 | マイクロスタート S.C.R.L. FS (Microstart S.C.R.L. FS) | 社会的弱者の個人向けマイクロファイナンスへのアクセスを促進し、事業開発、雇用創出、自営業及び労働市場への参加を促進すること。IEU 最終受益者：移民を含む零細起業家並びに女性、失業者及び若者。 |
| ベルギー | 100,000,000 | ソシエテ・ワロン・ デュ・クレジット・ ソーシャル(Société Wallonne du Crédit Social)(SWCS) | 低所得の社会的弱者世帯を対象に、住宅へのアクセス並びに住宅及びエネルギー改善のための融資へのアクセスを促進すること。 最終受益者：子供のいる1人親家庭、移民、最大2名の扶養家族を抱える若者のうち、住宅を所有していないか、居住不可能な住宅を所有している者。 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 5,000,000 | MI-BOSPOマイクロクレジット(MI-BOSPO Microcredit) | 零細企業及び個人世帯の生産的な投資、運転資金及び住宅改修の需要に対する融資並びに雇用支援。 最終受益者：女性及び小規模農家を含む低所得者、社会的弱者世帯。 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 10,000,000 | MKD「マイクロフィン ン」d.o.o.パニャ・ ルカ(MKD “ Mikrofin ” d.o.o. Banja Luka) | 生産的な投資及び運転資金の需要に対する、事業並びに小規模農場向け融資の支援。 最終受益者：農村地域及び女性起業家。 |
| チェコ共和国 | 150,000,000 | SGエクイップメント・ ファイナンス・ チェコ共和国s.r.o (SG Equipment Finance Czech Republic s.r.o.) | 公共インフラ、特に公共交通機関、道路及び医療の活性化並びに近代化を支援すること。また、小規模農場による生産的な投資を支援すること。 最終受益者：チェコ共和国及びスロバキア共和国の住民及びMSME。 |
| フィンランド | 100,000,000 | ヴァンター市 | ヴァンター市の多様な文化地区における、学校(投資の55%)及び保育園(45%)の建設並びに改修を含む、適格な投資を支援すること。* 最終受益者：特に移民家庭及び恵まれない地域に焦点を当てた、保育園及び学校に通う子供並びに教師。 |
| フィンランド | 150,000,000 | ラークソ共同病院 (Laakso Joint Hospital) | 本棟、トンネル及び司法精神科施設を中心に行われるラークソ共同病院改修プロジェクトの第2段階に対する、総額300百万ユーロとなる追加の要請。 最終受益者：ヘルシンキ首都圏及びその周辺の患者及び医療従事者。 |
| フランス | 200,000,000 | フランス預金供託公 庫(Caisse des Dépôts et Consignations) | 社会的弱者のための住宅及び介護施設の建設、改修、移転並びに順応の支援。 最終受益者：高齢者、障害者、難民申請者、保護下の若者及び学生。 |

| | | | |
|--------------------------------|-------------|--|--|
| フランス、 ポーランドへの トランジット・ローン | 250,000,000 | クレディ・アグリコ ルS.A.(Crédit Agricole S.A.) | 建設業、工業・製造業、卸売業、小売業及び農業等の分野における機械、車両、IT及び事務機器に対するMSME向けの小口融資を支援するための、クレディ・アグリコルの子会社であるポーランドのユーロペスキ・ファンド・リーシング(Europejski Fundusz Leasingowy (EFL))に対するトランジット・ローン。 最終受益者：女性が経営する企業(融資額の30%)及びポーランドの後進地域で事業を行うMSME(融資額の30%)を含む、ポーランドのMSME。 |
| フランス | 150,000,000 | オート＝サヴォワ県 | 2021年から2035年に係る中学校計画に基づき、中学校の近代化及び改修の支援。* 最終受益者：障害者を含む中学校の生徒、教職員、管理職員及び給食職員。 |
| フランス | 107,000,000 | メトロポール・ヨー ロッパ・リール (Métropole Européenne de Lille) | ワットルロー工場における排水及び雨水処理能力を向上させるため、効率性、環境性能及び気候への耐性を強化させること。 最終受益者：ワットルロー工場から直接雇用されている約275,000名の住民を含む、リール都市圏の住民。 |
| フランス | 150,000,000 | ナント・メトロポー ル(Nantes Métropole) | 新たなモビリティ機器の取得、新規路線の建設、既存2路線の改修並びに新たな必要不可欠なネットワーク・インフラの構築及び開発に対する融資として、総額300百万ユーロとなる追加融資。* 最終受益者：ナントの住民及びその周辺地域の交通機関利用者。 |
| ジョージア | 8,000,000 | JSCマイクロバン ク・クリスタル(JSC Microbank Crystal) | 個人向けマイクロファイナンスへのアクセス並びに農業を含む零細企業及び小規模事業向け投資のアクセスの支援並びに雇用強化。 最終受益者：女性起業家及び小規模農家を含む、零細起業家。 |
| ドイツ | 125,000,000 | ライプツィヒ市 | 2024年から2028年において、学校、スポーツ施設を含む教育インフラ並びに難民及びホームレスのための宿泊施設の建設及び近代化のための融資。* 最終受益者：8,400名超の生徒及び職員並びに約900名の難民及びホームレスの人々。 |
| ドイツ | 100,000,000 | ゲウォバグ・ヴォ ングスパウ・アク ツィエンゲゼルシャ フト・ベルリン (Gewobag Wohnungsbau Aktiengesellschaft Berlin) | ベルリン全域で304戸の賃貸住宅建設、1,575戸の住宅の近代化及び37の商業施設の近代化の支援として、総額200百万ユーロとなる追加融資。 最終受益者：ソーシャルハウジング及び手頃な価格の住宅を必要とする、低所得世帯及び社会的弱者。 |
| ドイツ | 125,000,000 | NRW銀行(NRW. Bank) | 難民宿泊プログラムに基づく宿泊施設の取得、建設及び近代化の支援として、総額325百万ユーロとなる追加融資。 最終受益者：ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の直接的な被害を受けた者を含む難民。 |
| ギリシャ | 10,000,000 | カルディツァ協同組 合銀行(Cooperative Bank of Karditsa) | テッサリア地方及びその周辺地域において、雇用、自営業及び社会的結束を強化する協同組合並びに社会的企業等の小規模事業のための財源へのアクセスを促進すること。IEU 最終受益者：零細企業並びに女性及び小規模農家を含む零細起業家。 |

| | | | |
|-------|-------------|---|--|
| ハンガリー | 50,000,000 | ハンガリー開発銀行 (Hungarian Development Bank) (MFB) | ハンガリーの非営利組織である学生ローン・センター(Student Loan Centre (DHK))が提供する学生ローン制度の共同融資。 最終受益者：地方及び脆弱な地域出身の高等教育を受ける学生(女性を含む。) |
| イタリア | 60,000,000 | 政府 | イスキア島の2017年の地震及び2022年の土砂崩れに対する政府の対応(被災した建物の建て替え又は移転、島内の自治体における水文地質学的リスク軽減のための構造的対策)の支援。* 最終受益者：イスキア島の62,300名の住民、特にカザミッチョラ及びラッコ・アメーノの住民。 |
| イタリア | 250,000,000 | インテサ・サンパオロS.p.A.(Intesa Sanpaolo S.p.A.) | 社会経済主体が、医療、教育、社会サービス及びスポーツを含む分野における資本投資に対して融資することを支援するプログラム・ローン。これにより社会的結束、コミュニティ開発、経済的回復力及び持続可能な開発が強化される。 最終受益者：イタリア全域の推定1,000の非営利組織。 |
| コソボ | 20,500,000 | 政府 | ジャコヴァ、ジラン、ミトロヴィツァ、ペヤ、プリシュティナ及びプリズレンの6つの公立病院において、診断及び治療機器の購入並びにインフラ整備及び導入に関連する投資により、コソボ全域における現代的な医療サービスの質及びアクセスを改善させること。 最終受益者：コソボ全域の患者、特に公的医療に依存する社会的弱者及び医療従事者。 |
| リトアニア | 10,000,000 | ノヴィティUAB (Noviti UAB) | 建設業、卸売業、物流業、製造業及び小売業の分野における運転資金需要並びに生産設備(機械・設備、IT・事務機器及びモビリティ機器等)に対する共同融資。IEU 最終受益者：リトアニアにおける零細起業家及び零細企業。 |
| リトアニア | 50,000,000 | カウナス市 | 持続可能な開発、生活環境、教育、スポーツ・サービス並びに文化及び観光に対する投資への共同融資。 最終受益者：低所得者、社会的に排除された集団、周辺地域及び貧困地域の住民、高齢者、若者及び障害者を含む、300,000名超のカウナス市民及び約630,000名のカウナス県の住民。 |
| リトアニア | 55,000,000 | UABビリニウス公共交通会社(Vilnius Public Transport Company) | 首都の公共交通車両及びインフラの脱炭素化並びに近代化に焦点を当てた大規模な投資プログラムに対する共同融資。* 最終受益者：低所得者層、高齢者、障害者及び公共交通機関を頼りとする人々を含む、ビリニウス都市圏の872,000名超の住民。 |
| リトアニア | 15,000,000 | リトアニア中央信用協同組合 (Lithuanian Central Credit Union) | 商業銀行から十分なサービスを受けていない零細起業家及び零細企業を支援し、リトアニア全域で雇用、包摂性及び地域結束を促進することにより、相手方のマイクロファイナンス提供を拡大し、流動性及び満期転換を強化すること。IEU 最終受益者：リトアニアにおける小規模農家及び女性が経営する事業を含む、零細起業家及び零細企業。 |

| | | | |
|---|-------------|--|---|
| ルクセンブルクからアルバニア、コソボ、モルドバ共和国及びルーマニアへのトランジット・ローン | 5,000,000 | REDI経済開発SA (REDI Economic Development SA) | <p>アルバニア、コソボ、モルドバ共和国及びルーマニアにおける現地のマイクロファイナンス機関(MFI)へのREDI基金の融資活動に対する部分融資により、ロマ族の起業家向けの手頃な貸付へのアクセスを拡大すること。</p> <p>最終受益者：4ヶ国全域のロマ族のコミュニティ。特に、ロマ族が所有する事業(融資額の少なくとも50%)及び女性起業家(融資額の少なくとも30%)。</p> |
| モンテネグロ | 10,000,000 | MFIアルター・モドゥスD.O.O.(MFI Alter Modus D.O.O) | <p>固定資産及び運転資金の取得を支援し、その他の事業ニーズを満たすことにより、担保又は十分かつ正式な収入がない零細起業家及び零細企業を支援すること。</p> <p>最終受益者：零細起業家、零細企業及び農家。</p> |
| モンテネグロ | 83,000,000 | 政府 | <p>国内の医療分野における設備需要を支援し、アクセス可能で近代的かつ高品質な医療サービスを提供すること。投資対象は30超の公的医療機関であり、特に新たな総合病院、医療センター及び血液クリニックの建設が含まれる。</p> <p>最終受益者：高齢者、低所得世帯、避難民、障害者及び農村コミュニティを含む全ての住民。</p> |
| オランダ | 150,000,000 | オランダ自治体金融公庫(Bank Nederlandse Gemeenten N.V.) (BNG) | <p>低所得世帯及び社会的弱者集団が、適切で手頃な価格かつ持続可能な居住環境を利用しやすくするためのイニシアチブ向融資。</p> <p>最終受益者：低所得者、社会的経済的に不利な立場にある集団。</p> |
| 北マケドニア | 20,000,000 | 政府 | <p>北マケドニア全域の小学校30校における体育施設の建設、選定された学校を改修及びエネルギー効率の改善として、総額50百万ユーロとなる追加融資。</p> <p>最終受益者：小学校及び中学校の生徒並びに教師。</p> |
| ポーランド | 175,000,000 | 政府 | <p>ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の影響を緩和し、ウクライナからの難民及びその受け入れコミュニティの長期的な需要に対する、総額740百万ユーロとなる追加融資。*</p> <p>最終受益者：ポーランドに定住したウクライナからの難民。</p> |
| ポーランド | 200,000,000 | 政府 | <p>洪水被害を受けた人々への救済措置を実施し、適切な生活環境を提供し、長期的な経済的苦境を防ぐこと。当該融資は、洪水被害を受けた人々への様々な手当及び給付金を支援する。*</p> <p>最終受益者：南西ポーランドの住民、特に住居に被害を受けた世帯及び障害者等の社会的弱者。</p> |
| モルドバ共和国 | 8,000,000 | OCNマイクロインベストSRL(OCN Microinvest SRL) | <p>主に農村地域の低所得者を対象としたマイクロ融資を可能とし、平均28,000ユーロの融資額により、約570の零細企業及び小規模農家の投資並びに運転資金需要を支援し、全国で200の追加雇用創出を目指すこと。</p> <p>最終受益者：モルドバ共和国の全域で、通常の銀行融資へのアクセスが限定されている、約570の零細企業及び小規模農家。</p> |
| モルドバ共和国 | 30,000,000 | 政府 | <p>モデル校への投資拡大を支援し、全国に質の高い教育を提供すること。当該プロジェクトには、15校の近代化が含まれ、そのうち10校は農村地域に、5校は首都のキシナウに位置する。*</p> <p>最終受益者：主に農村の町や村における、約12,800名の生徒及び800名の学校職員。</p> |

| | | | |
|----------|-------------|--|--|
| ルーマニア | 25,000,000 | BCRソーシャル・ファイナンスIFN (BCR Social Finance IFN) | 伝統的な銀行へのアクセスが限定されている、小規模事業及び個人のための財源へのアクセスを促進することにより、零細企業及び社会経済団体に対する転貸活動を支援すること。IEU 最終受益者：女性、小規模農家及び社会経済団体を含む、零細起業家及び零細企業。 |
| ルーマニア | 39,000,000 | マラムレシュ県 | 質の高い医療、包括的教育及び文化サービスへのアクセスの促進、道路の質及び道路網の安全性の向上並びに起業家の潜在力の活用により地域経済の発展の促進。* 最終受益者：マラムレシュ県の住民。 |
| ルーマニア | 40,000,000 | パイア・マレ市 | 持続可能な都市交通対策、エネルギー効率改善、学校並びに医療及び社会サービスの改善を通じて、パイア・マレ市の生活環境を向上させること。* 最終受益者：パイア・マレの住民、特に高齢者、障害者、ロマ族、若者、学生及び教師等の最も社会的弱者。 |
| ルーマニア | 30,000,000 | ブカレスト市第5セクター | 14棟の建物における修復工事及び5つの教育施設の改修の支援として、総額83百万ユーロとなる追加融資。* 最終受益者：当該建物の居住者並びに教育施設を利用する職員及び生徒。 |
| ルーマニア | 150,000,000 | ウニクレディット・リーシング・コーポレーションIFN S.A. (Unicredit Leasing Corporation IFN S.A.) | 車両、機械・設備及び事務所・生産施設等の投資ニーズを通じた零細・小規模事業における事業又は雇用の拡大及び維持の支援。 最終受益者：特に遅れている地域において、女性が所有又は経営する事業を含むMSME。 |
| セルビア | 50,000,000 | 政府 | ベオグラードに新設される大学小児病院(ティルショワ2)の建設へ共同資金援助し、小児医療の向上、優秀な医療スタッフの誘致及び障害者の医療アクセス及びサービスの向上を図るための、総額104百万ユーロとなる追加融資。 最終受益者：ベオグラード地域の児童及び若年患者、その家族、医療スタッフ及び医学部学生。 |
| セルビア | 200,000,000 | 政府 | 年間を通してのアクセシビリティを確保するための再舗装、拡幅、耐候性向上等を含む地方道路の整備及び遠隔地のコミュニティの接続性の向上。* 最終受益者：セルビア東部及び南部の48の自治体に居住する約1.5百万名の人々。特に29の未開発自治体における486,000名の住民。 |
| スロバキア共和国 | 30,000,000 | ジリナ自治区 | 医療、社会福祉、教育、交通、文化及び公共行政における再建、改良、修理及び維持管理をカバーする地域インフラ投資の長期融資への貢献。* 最終受益者：ジリナ自治区の約700,000名の住民並びにスロバキア共和国、チェコ共和国及びポーランドの近隣地域の住民。特に、社会的弱者、教師、学生、患者及び医療・社会福祉従事者。 |
| スロベニア | 50,000,000 | スロベニア輸出開発銀行(Slovene Export and Development Bank) (SID銀行(SID Banka)) | 重要なインフラ、社会住宅及び持続可能な開発への地方自治体の投資、特に地方自治体のインフラ並びに適切な住宅の質及びアクセスを改善するための措置を支援。 最終受益者：低所得から中所得の世帯及び異なる自治体におけるその他の社会的弱者集団。 |

| | | | |
|------|-------------|--|--|
| スペイン | 26,000,000 | ヘタフェ市営土地住宅公社(Empresa Municipal del Suelo y la Vivienda de Getafe)(EMSV Getafe) | ヘタフェにおける、手頃な価格で利用しやすく持続可能な賃貸住宅の供給の支援。* IEU 最終受益者：高齢者、若年世帯、子供のいる1人親、障害者又は移動に制限のある人々及び経済的弱者。 |
| スペイン | 15,000,000 | サンタ・クレウ・イ・サン・パウ病院私設財団(Fundació Privada de l' Hospital de la Santa Creu i Sant Pau) | サン・パウ病院複合施設内の2つの施設(旧厨房棟及び修道院棟)の改修及び整備に関連する投資の支援。両施設はユネスコ世界遺産であり、医療サービスに関する研修及び導入プログラムのために活用される。IEU 最終受益者：医療系の学生、失業者、中等教育を修了していない若い世代及びスキルアップを目指す専門職。 |
| スペイン | 250,000,000 | バレンシア自治州政府 | 住居を失った人々を含め、洪水により深刻な影響を受けた世帯及び事業者への現金給付等の支援策に対する部分融資を行い、長期的な経済的苦境を防止すること。* 最終受益者：洪水被害地域の約800,000名の住民を含むバレンシア州の2.6百万名の住民。 |
| スペイン | 50,000,000 | カタルーニャ金融研究所(Institut Català de Finances) | 小規模自治体、非営利組織及び民間団体の社会インフラ構築・更新の支援。約90のサブプロジェクトを網羅する。 最終受益者：特に高齢者、障害者及びその家族並びにその他の社会的弱者を含むカタルーニャの住民。 |
| スペイン | 100,000,000 | ヌエヴォ・マイクロバンクS.A.U.(Nuevo MicroBank S.A.U.)(MicroBank) | 融資総額を200百万ユーロに増額し、伝統的な銀行サービスへのアクセスが限定されている又はアクセス不可能な零細企業及び社会的弱者が金融資源を利用しやすくすることで、雇用創出を支援し社会的結束を強化すること。 最終受益者：女性起業家、社会的弱者である移民及びその家族、自営業の専門職並びに零細企業。 |
| スペイン | 40,000,000 | カスティーリャ・イ・レオン州インフラストラクチャー及び環境協会(Sociedad Pública de Infraestructuras y Medio Ambiente de Castilla y León, S.A.)(SOMACYL) | カスティーリャ・イ・レオン地域における118の廃水処理施設の建設の資金調達を支援するための、総額90百万ユーロとなる追加融資。* 最終受益者：カスティーリャ・イ・レオン地域の住民及び訪問者のうち、改善された水衛生の恩恵を受ける人々。 |
| トルコ | 230,000,000 | 政府 | 災害管理及び緊急時対応のための制度的・技術的能力の強化、重要公共施設の耐震補強並びに建築基準法及び土地利用計画をよりよく実施するための措置の支援による、イスタンブールの地震対策の改善。 本融資は、2つの重要な公立病院の再建に貢献する。 最終受益者：0.5百万名を超える移民及び難民並びに主に女性で構成される病院スタッフを含む、イスタンブールの16百万名の住民。 |

| | | | |
|-------|-------------|----|---|
| トルコ | 50,000,000 | 政府 | 主に例外的な考古学的発掘調査に起因する費用を賄うための、総額417百万ユーロとなる追加融資。この発掘調査は通勤鉄道改良工事を完了させ、イスタンブールに現代的で安全かつ高速で環境に優しい公共交通サービスを提供するために必要である。 最終受益者：イスタンブールの16百万名の住民及び公共交通機関の日常利用者。 |
| ウクライナ | 50,000,000 | 政府 | 国家青少年住宅基金を通じて優先住宅ローンの支出をカバーする投資の資金調達。当該資金調達により、一時的な避難所への代替案として実行可能な選択肢を提供する。 最終受益者：ウクライナ全土の約36,000名の国内避難民(IDP)及び低所得世帯、子供、若者及び女性を含む1,100世帯。 |
| ウクライナ | 100,000,000 | 政府 | ロシアの侵略により居住用不動産が破壊された市民に対する約3,000件の住宅証明書発行の支援のための、総額200百万ユーロとなる追加融資。* 最終受益者：ウクライナの住民、特に国内避難民(IDP)、障害者、高齢者、女性、子供及び戦没兵士の家族。 |

*：公共部門融資ファシリティ(PFF)

IEU：マイクロファイナンス及び社会事業への融資のためのインベストEU枠組戦略に基づいて承認

c. 持続可能な開発のための2030年アジェンダ

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年の国連加盟国による採択から2025年で10年を迎えた。CEBは、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に基づき、加盟国のコミットメント達成に向けた取組みを継続して支援している。

SDG達成度ランキングの上位20ヶ国のうち19ヶ国は欧州諸国であるが、各国間及び各国内での成果には差が見られる⁽¹⁾。貧困、飢餓及び気候等の重要な分野における進展は、特に世界的な開発資金の削減を受け、停滞リスクにさらされている。

CEBは、有効性を確保するため、社会的使命及び活動分野に最も密接した優先的に取り組むべき10件のSDGsを特定し、2020年以降はこれらのSDGsに照らして、全てのプロジェクトを紐付けている。

2025年に承認された54件のプロジェクトは、以下の主なSDGsに沿っている。

- ・ CEBの中核的な社会的使命に沿ったSDGs：プロジェクトの78%前後が不平等について取り組んだ(SDG10：人や国の不平等をなくそう)。また、プロジェクトの41%が貧困を減らすことに貢献した(SDG 1：貧困をなくそう)。
- ・ 全プロジェクトにおいて審査されたSDGs：承認されたプロジェクトの約31%が、ジェンダーに焦点を当てた要素(SDG 5：ジェンダー平等を実現しよう)を含み、22%が気候変動関連の目標(SDG13：気候変動に具体的な対策を)を対象としていた。
- ・ CEBの業務に関連する分野別SDGs：プロジェクトの約46%がSDG11：住み続けられるまちづくりをに貢献し、22%がSDG 3：全ての人に健康と福祉をを推進し、35%がSDG 8：働きがいも経済成長もに貢献し、24%がSDG 4：質の高い教育をみんなにに重点を置き、4%がSDG 6：安全な水とトイレを世界中にに貢献した。

資金調達及び借入の面において、CEBは、(とりわけ持続可能性に関して)ソーシャル・インクルージョン・ボンドの枠組み及び年次報告にSDGsを組み込んでいる(「i. ガバナンス」を参照のこと。)

注(1) 「欧州の持続可能な開発報告：SDGsにおけるEU及び欧州各国の取組み」(2025年)

SDGs及び2025年に承認されたCEBのプロジェクトの対応図

注：数値の重複は、2025年に承認されたプロジェクトが平均3つのSDGsを支援していたことによる。

| | | 2025年 | |
|---|------------------------|------------------------|----------------------------|
| | | 各SDGを支援する承認されたプロジェクトの数 | 各SDGを支援する承認されたプロジェクトの割合(%) |
|  | SDG10 人や国の不平等をなくそう | 42 | 78 |
|  | SDG 1 貧困をなくそう | 22 | 41 |
|  | SDG 5 ジェンダー平等を実現しよう | 17 | 31 |
|  | SDG13 気候変動に具体的な対策を | 12 | 22 |
|  | SDG 3 全ての人に健康と福祉を | 12 | 22 |
|  | SDG 4 質の高い教育をみんなに | 13 | 24 |
|  | SDG 6 安全な水とトイレを世界中に | 2 | 4 |
|  | SDG 8 働きがいも経済成長も | 19 | 35 |
|  | SDG11 住み続けられるまちづくりを | 25 | 46 |
|  | SDG16 平和と公正を全ての人に | 0 | 0 |

d. CEBが行う社会貢献事業を支える信託基金

支援者との連携は、社会的弱者の生活水準の向上及び欧州全域の社会的結束を高めるという当行の取組みの中核をなすものである。これらは、重大な社会的影響を与えるプロジェクトを妨げる可能性のある資金調達上及び履行上の問題に対処する一助となる。2025年、CEBは引き続き、支援者コミュニティとの連携を強化した。

当年における支援者及び当行からのCEB信託基金への拠出額は、35百万ユーロに達し、過去30年間の受領総額は1十億ユーロを超えた。この多額の資金援助は、当行の社会的使命及びその無駄なく応答性の高い運用モデルに対する支援者の支持の現れである。

2025年においてEUは、CEBに対して21百万ユーロを拠出したが、これにより任意拠出の開始以来の拠出額は、合計784百万ユーロすなわち全体の75%を計上し、当行にとって最大の支援者としての地位を揺るぎないものとした。かかる連携の強固さは、EUが政策面・資金面の両方で欧州の社会的分野におい

て主導的役割を担う一方、CEBは影響力の大きい社会事業の実施において長年の専門性を有するという、2つの機関の相互補完性を浮き彫りにしている。

かかる連携の一部として、2025年にEU及びCEBは、欧州全域において脆弱な立場にある零細起業家がマイクロファイナンス機関を通じて資金調達できるよう支援を行った。当行は、これらのマイクロファイナンス機関に融資を提供する一方、EUは、インベストEU(InvestEU)及び基金からの金融保証を通じてかかる融資を促進している。さらに、たとえば欧州社会基金プラスからの10百万ユーロの拠出金を通じて、研修や社内教育といった社会的弱者集団向けの事業開発サービス及びマイクロ融資の利子補助を促進している。

EUはまた、2025年にモルドバ共和国バルツィにおける地域病院の建設に共同出資するため、6百万ユーロの助成金を提供した。340床を有するこの病院は、同国北部に居住する680,000名を超える住民たちに恩恵をもたらすと期待されている。かかる助成金は、86百万ユーロのCEBの融資を補完するものであり、欧州近隣国政策の対象国においてインフラ事業に資金提供する制度である、近隣投資プラットフォーム(NIP)を原資としている。同助成金は、2024年にNIPが承認した3百万ユーロの技術援助金を活用し、病院の設計及び入札手続に充てられる。

CEBはまた、東ヨーロッパエネルギー効率化・環境パートナーシップ(E5P)との長年にわたる連携をさらに深めた。E5Pは、EUの東方パートナーシップ参加国におけるエネルギー効率及び環境関連投資を支援している。CEB及びE5Pは、モルドバ共和国における学校改修事業に対し共同融資することで合意した。E5Pは、5百万ユーロの助成金を通じ、エネルギー効率及び再生可能エネルギー対策に融資する一方、CEBは、「2025年に承認された事業(取引相手方別)」の項で詳述される残りのプロジェクトに30百万ユーロの融資を充てることを承認した。

CEB加盟国からの拠出金も、支援者資金の重要な財源である。2025年においてドイツは、1.5百万ユーロをウクライナ連帯基金(USF)に拠出した。ロシアのウクライナに対する軍事侵攻を受けて2023年に設立されたUSFは、ウクライナからの避難民及び同国の復興に向けた取組みを支援している。今回のドイツによる2回目の拠出により、USFへの合計支援額は3.5百万ユーロとなった。ドイツはUSFへの最大拠出国であるだけでなく、加盟国の中でCEBへの最大拠出国でもあり、これまでの拠出額は23百万ユーロを超えている。

さらに、当行は2024年の収入から12百万ユーロをその信託基金に配分し、USF(5百万ユーロ)及び当行の社会性の高い事業を推進する社会的インパクト勘定(SIA)(7百万ユーロ)に振り分けた。

当年において、当行はその信託基金を資金源として、40百万ユーロの助成金を承認したが、そのうち総額の約半分を占める18百万ユーロはウクライナ向けであった。たとえば、CEBは戦争の被害を受けた社会的弱者のために安全かつ尊厳ある住居を提供するため、USFからの500,000ユーロの助成金を付与した。かかる助成金は、移動を制限された国内避難民が利用できるよう一時避難所及び集合センターの修復を支援する。同助成金はまた、戦争で住居を破壊された低所得世帯に対し、緊急住宅修理のための避難所キットの配布も支援する。

SIA及びインベストEUの保証により、CEBはこれらの保証なしでは融資対象となりえなかったマイクロファイナンス機関及びその他の社会性の高い借入人に152百万ユーロの融資を行うことができた。こうした保証により、たとえば当行は、モンテネグロを拠点とするマイクロファイナンス機関であるアルター・モダスに対して10百万ユーロの融資を承認することができた。同機関は、この資金を、社会起業家、女性及び地方事業主等の資金調達源が限られた人々にマイクロ融資を提供するために活用することとなる。この取組みにより、4,000名の零細起業家及び農家が支援を受け、250の雇用が創出される見込みである。

e. コラボレーション及び協力関係

CEBは、欧州の社会的な開発銀行として、加盟国及びその市民を代表し、専門知識及び知見の共有、能力の強化並びにより大きな効果の誘発のため、国際機関及び国内機関、市民社会並びに民間セクターとの協力関係の構築に積極的に取り組んでいる。

コラボレーションの性質や範囲は、イベントの共催を通じた正式なパートナーシップから、同業のMDBの専門家との協働であるワークストリームへの貢献に至るまで多岐にわたる。以下は、2025年にCEBが積極的に関わった主要なネットワークやプログラムの他、CEBが共同で開催又は当年度中のコラボレーションを通じて促進されたイベントやイニシアチブのアルファベット順のリストである。

- ・ CEB-EU戦略的パートナーシップ - インベストEUの合意やインベストEUアドバイザー・ハブ機関下の支援を含む。EUはCEBの最大の支援者(「d. CEBが行う社会貢献事業を支える信託基金」を参照のこと。)
- ・ 社会的経済及び社会的企業に関する専門家グループ委員会(GECES) - CEBは当該EU機関でオブザーバーとして参加している。
- ・ 欧州評議会 - 特別な制度上の関係：ブラジルのベレンで開催されたCOP30での人権及び気候変動対策に関するセミナー並びに12月にストラスブルグで開催された高齢者ケアに関する会議の共同主催、また拷問及び非人道的又は品位を傷つける処遇又は刑罰の防止のための欧州委員会(CPT)での活動、警察及び自由剥奪に関する協力(CPDL)部隊、ロマ族及び旅行者問題に関する専門家委員会(ADI-ROM)並びにいくつかの誠実性及びコンプライアンスに係るワークストリームでの活動
- ・ デジタルインフラ規制リスク(DIRR)フォーラム - デジタルインフラ基準に関するMDBの協調的ワークストリーム
- ・ ホームレスと協力する欧州国家組織連盟(FEANTSA) - 共同パートナー
- ・ 欧州長期投資家協会(ELTI) - 協会メンバーであり、次期中期予算計画(MFF)に関するIFI及びNPBIの利益についての協同ロビー活動を含む、いくつかの作業部会への参加
- ・ 欧州マイクロファイナンス・ネットワーク(EMN) - メンバーネットワーク
- ・ 欧州マイクロファイナンス・プラットフォーム - メンバーネットワーク
- ・ ホームレス問題と闘うための欧州プラットフォーム(EPOCH) - 技術的な助言、DG EMPLとの資金調達フローの共同管理並びにDG HOME及びEurocitiesとの移民統合に関する都市アジェンダの作業部会の協同主導
- ・ 欧州レジリエンス・パートナーシップ(ERP) - メンバーネットワーク
- ・ ファイナンス・イン・コモン・サミット(FiC/FiCS) - 執行委員会及び運営委員会メンバー。2月の年次サミットに参加した。積極的なメンバーは以下のとおりである。
 - ・ 社会的投資連合(C4SI) - 教育(UNESCO)、適正就業及び社会的保護(ILO)、健康及び気候変動(WB、ADB、AFD)を含む連合を共同で主導及びワークストリームの管理
 - ・ 文化芸術連合 - 公的開発銀行の現状評価に貢献
 - ・ レジリエントな都市及び地域連合
- ・ 世界障害者イノベーション(GDI)ハブ - ガイドラインや研修を通じた障害者インクルージョン及び建築のユニバーサルデザインの取組みへのサポート
- ・ 民間セクター運営の統一指標(HIPSO) - 開発金融機関ネットワーク。国際金融公社(IFC)の事務局が主催
- ・ MDBグループの首脳陣 - 2025年、CEBは対話と協調のためのこのフォーラムにおいて、主要MDBの首脳陣の中で議長を務め、とりわけ気候変動対策、水の安全及び調達に関するワークストリームに参加

- ・ ロマ族の住宅及びエンパワメント(HERO) - EU及びスペインを含めたパイロット・イニシアチブ(2021年から2025年)であり、ブルガリア、ルーマニア及びスロバキア共和国のインクルージョンを促進
- ・ ハウジング・ヨーロッパ - 協同パートナー
- ・ 国際資本市場協会(ICMA) - 古参メンバー。CEBは、2025年の持続可能な債券市場の基準を監督する原則の執行委員会に参加。
- ・ 国際矯正監獄協会(ICPA) - 新しい刑務所環境の計画及び設計並びに既存の刑務所環境の改修において、人道的及び模範的取り組みを促進する。
- ・ 公正な移行・ファイナンスラボ - ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス及び環境気候変動のグランサム研究所機関主催であり、気候変動対策のための金融ソリューションを推進する。
- ・ 金融機関において気候を主流化するイニシアチブ - 国際開発金融クラブ(IDFC)下の知識の共有するためのネットワーク
- ・ 調達システムの評価手法(MAPS) - 公共調達の評価のための世界銀行及びOECD DACの共同イニシアチブ
- ・ マイクロファイナンスセンター(MFC) - 協同パートナー
- ・ 移民に関する国際開発金融機関(MDB)プラットフォーム - メンバー
- ・ ミュンヘン再保険 - 自然災害の評価のためリスクインテリジェンス・ソフトウェアを提供するプライベートセクターパートナー
- ・ 地域経済開発のための国民同盟(NALED) - 持続可能な調達のためのベストプラクティスをサポートする非営利団体
- ・ NAPO(調達に関する事務所ネットワーク) - オブザーバーの立場
- ・ 効率的な学習環境に関するネットワーク - 講師育成大学ネットワークの設立に直結
- ・ 国際組織のネットワーク醸成(NPIO) - メンバーネットワーク
- ・ OECD - CEBの主要スポンサーである地方政府財政及び投資(WOFI)イニシアチブのOECD-UCLGワールドオブザーバトリー
- ・ パリ対話 - 持続可能な開発金融を促進するためのAFD、ICC、IEA、OECD、UNESCO及びOIFとのパートナーシップ
- ・ 移民受入れのためのパートナーシップ及び融資(PAFMI) - EU資金によるマイクロ融資の提供及びEU4ヶ国のメンターとしてのプロジェクト
- ・ パリ政治学院 - ソブリン融資に関する研究及び学習のためのアカデミック・パートナー
- ・ 教員養成大学ネットワーク - CEB及びEU(Erasmus+)の支援を受け、革新的な学習環境に教員を移行できるよう援助する。
- ・ ウクライナ国際住宅供給作業部会 - 協同パートナー
- ・ UNHCRヨーロッパ - 共同主催のウェビナー開催を含む移民の受入れのための協力関係
- ・ ウォーター・ファイナンス連合 - MDB及び各国の国や地方の開発銀行を擁するIFIネットワーク

f. 当行が供与する貸付及び保証の方針及び概略

定款及び第三議定書に従い、管理委員会は、決議第1646号(2022)に基づき、当行が供与する貸付及び保証を規律する一般的な規則及び原則を含む貸付及び事業融資の方針並びに貸付規則(決議第1587号(2016))を認可した。さらに、当行が認可する貸付又は保証ごとに、借入人及び当行は貸付契約又は保証契約を締結する。

当行の成文規則に基づき、貸付は、下記の法人に対して供与される。

当行の加盟国

当行の加盟国の保証のある当行の加盟国によって承認された法人

当行の加盟国が承認した法人。但し、管理委員会が、当該貸付が当行の成文規則に従って適切な保証によりカバーされていると認めた場合に限る。

当行は、原則として、市場金利に沿って通常貸付を行う。当行は、代理手数料を差し引き、当行が市場で獲得する利益を貸付の受益者に譲渡する。利用可能な資金の取扱いは、効率的かつ厳格に行われている。

貸付及び保証の申請は全て、当行加盟国の政府により欧州評議会及び当行に提出されるものとする。欧州評議会は、申請書及びその添付書類に記載されている目的事業につき、欧州評議会の政治的及び社会的な目的に合致しているか否かを確認する。同時に、当行の総裁は事業の専門的及び財政的な見地から報告書を作成する。欧州評議会による調査の結果、目的事業が上述の要件に合致していることが判明し、総裁が専門的及び財政的な見地から当該事業に満足した場合には、申請書は、欧州評議会の許容する旨の意見書及び総裁の報告書とともに、最終的な承認を得るために管理委員会に提出される。当行は、一般的に事業の総費用の50%までを融資することに同意している。

[次へ](#)

g. CEBの金融市場における活動

2025年における国際金融市場の運営は、デフインフレ及び金融緩和が成長と雇用を支えたものの、依然として困難な状況であった。リスクは、高まる地政学的な不確実性、激化する貿易摩擦、そして各国で既に制約された公共支出の優先順位の見直しにより、依然として下振れ傾向にあった。このような困難にもかかわらず、CEBは、運営に必要な資金の確保、満期債務の返済及び高い流動性の確保を行うことができた。

財務ポートフォリオ

当行の貸借対照表の資産の部には、以下の1種類の金融ポートフォリオ及び3種類の短期、中期及び長期の流動性有価証券ポートフォリオを含む4種類の財務ポートフォリオが計上されている。

- ・金融ポートフォリオは、1年満期までの短期私募債で構成される。

このポートフォリオは、全ての通貨の日々のキャッシュ・フローを管理することを目的としている。3ヶ月満期までの短期私募債は、購入時に、最低BBB+の格付でなければならない。3ヶ月満期から1年満期までの短期私募債は、購入時に最低A-の格付でなければならない。2025年12月31日現在、かかるポートフォリオの時価総額は、7,034百万ユーロであった。

- ・短期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期までの短期有価証券で構成される。

銀行預金の代替に、これらの有価証券は当行の短期流動性ポジションの強化により、金融ポートフォリオを補完する。3ヶ月満期までの短期国債は、購入時に最低BBBの格付でなければならない。3ヶ月満期から1年満期までの短期有価証券は、最低Aの格付でなければならない。2025年12月31日現在、かかるポートフォリオの名目価値は、1,021百万ユーロであった。

- ・中期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から15年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオは、満足のいく利回りを達成する一方で、当行の流動性ポジションを強化することを目的としている。中期有価証券は、購入時に最低A+の格付でなければならない。2025年12月31日現在、かかるポートフォリオの名目価値は、1,998百万ユーロであった。

- ・長期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から30年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオの有価証券は、当行の金利収入の安定的な資金源を確保することを目的としており、かかるポートフォリオの有価証券は、購入時に最低A+の格付を取得していることが要求される。2025年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける時価総額は、3,059百万ユーロであった。

デリバティブ

CEBの管理委員会が採用する金融及びリスク方針に従い、当行は貸付、投資及び資金調達取引から生じる市場リスクをヘッジするためにデリバティブを使用する。2025年12月31日現在、当行が所有するヘッジ対象の種類別のデリバティブの内訳は、債券発行が57.7%、貸付が33.6%、有価証券が3.9%及び金融市場が4.8%であった。これらの各金融商品に特有のリスクを避けるため、当行の堅実なリスク管理方針は、投資活動に不可欠な要素を構成しておりその概略は、下記「(5) 経理の状況」の注Bに記載されている。

2025年の資金調達

(a) 債券の発行

管理委員会が設定した年間借入承認に従い、CEBIは、国際資本市場において債券を発行する。当行は、2024年の6.23十億ユーロから減少し、2025年においては総額5.88十億ユーロ、すなわち借入承認額7.5十億ユーロのうち78.4%相当を借り入れた。かかる金額は、満期が1年以上の18件の債券発行により、6種類の通貨で調達された。

2025年の資金調達活動は、以下の3つの主要な目標を達成した。

- ・ 当行の融資活動の需要を満たすこと
- ・ 当行の満期債務の返済を可能にすること
- ・ 当行の流動性を監督機関が定める水準を維持できるようにすること

活動に必要な資金源を確保するために、当行は、大規模な、いわゆる広範な機関投資家を対象とした主要通貨建の指標銘柄に、現地通貨建の比較的より小規模な債券又は特定の投資家の需要に応えるために構造化された債権の発行を組み合わせている。当行は、この戦略により、その他の市場に多角化させるとともに、投資家基盤を拡大することができている。

2025年、CEBが調達した資金の内訳は、39.6%が米ドル建、36.1%がユーロ建、7%がオフショア中国人民元建、6.2%が英ポンド建、5.7%が豪ドル建、また5.4%が香港ドル建であった。

中核市場であるユーロ建及び米ドル建が、資金調達総量の75.8% (2024年は88.7%) を占めた。ユーロ建では、6月に発行した10年満期の1十億ユーロ指標銘柄及び3月に発行した7年満期の1十億ユーロのソーシャル・インクルージョン・ボンド(SIB)ベンチマークを含む5件の銘柄を発行した。さらに、5年満期の1.5十億米ドル指標銘柄を1月に、また3年満期のSIBベンチマーク(1十億米ドル)を5月に発行した。

CEBは、米ドル建及びユーロ建のSIBベンチマークに加え、3年満期のSIBベンチマーク(300百万英ポンド)を初めて2025年1月に発行し、2025年2月に新規発行した5年満期のSIBベンチマーク(550百万豪ドル)により、豪ドル建のSIBカーブを延長した。

全体として、CEBIは2025年に2.6十億ユーロのSIBを発行し、2024年と同様に当行の借入額の40%超を占めた。これにより、2017年におけるSIBの最初の発行以降、SIBの発行総額が13.5十億ユーロを超えた。

2025年に発行された債券

| 払込日 | 満期日 | 通貨 | 期間 (年) | 額面価額 (百万) | 主幹事会社 |
|-------------|-------------|-----|-----------|--------------|--|
| 2025年9月1日 | 2028年9月1日 | GBP | 3年 | 300 | バークレイズ(Barclays)/シティバンク(Citi)/野村證券(Nomura) |
| 2025年1月14日 | 2027年1月14日 | CNY | 2年 | 2,200 | 香港上海銀行(HSBC) |
| 2025年1月15日 | 2030年1月15日 | USD | 5年 | 1,500 | ゴールドマン・サックス(GS)/HSBC/JPモルガン(JPM)/TD証券(TD) |
| 2025年1月16日 | 2030年1月21日 | EUR | 5年 | 50 | バンク・オブ・アメリカ(BofA) |
| 2025年1月20日 | 2029年4月13日 | EUR | 4年 | 50 | JPM |
| 2025年1月20日 | 2028年1月24日 | EUR | 3年 | 25 | ラボバンク(Rabo) |
| 2025年4月3日 | 2030年5月24日 | AUD | 5年 | 550 | ドイツ銀行(DB)/カナダ・ロイヤル銀行(RBC)/オーストラリア・コモンウェルス銀行(CBA) |
| 2025年3月25日 | 2032年3月25日 | EUR | 7年 | 1,000 | BofA/クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CACIB)/DZ銀行(DZ)/ナットウエスト・マーケッツ(NWM) |
| 2025年3月26日 | 2027年3月26日 | HKD | 2年 | 400 | Nomura |
| 2025年4月29日 | 2028年4月29日 | CNY | 3年 | 1,000 | Citi |
| 2025年8月5日 | 2028年8月5日 | USD | 3年 | 1,000 | BofA/Citi/大和証券(Daiwa)/DB |
| 2025年5月22日 | 2029年5月22日 | HKD | 4年 | 250 | DB |
| 2025年6月19日 | 2035年6月19日 | EUR | 10年 | 1,000 | BNPパリバ(BNPP)/Nomura/モルガン・スタンレー(MS)/Barclays |
| 2025年10月16日 | 2028年4月16日 | HKD | 3年 | 500 | HSBC |
| 2025年10月20日 | 2028年10月20日 | HKD | 3年 | 500 | スタンダードチャータード銀行(Standard Chartered) |
| 2025年11月18日 | 2027年11月18日 | HKD | 2年 | 300 | サンタンデール銀行(Santander) |
| 2025年11月19日 | 2027年11月19日 | HKD | 2年 | 400 | TD |
| 2025年11月24日 | 2028年2月24日 | HKD | 3年 | 500 | CACIB |

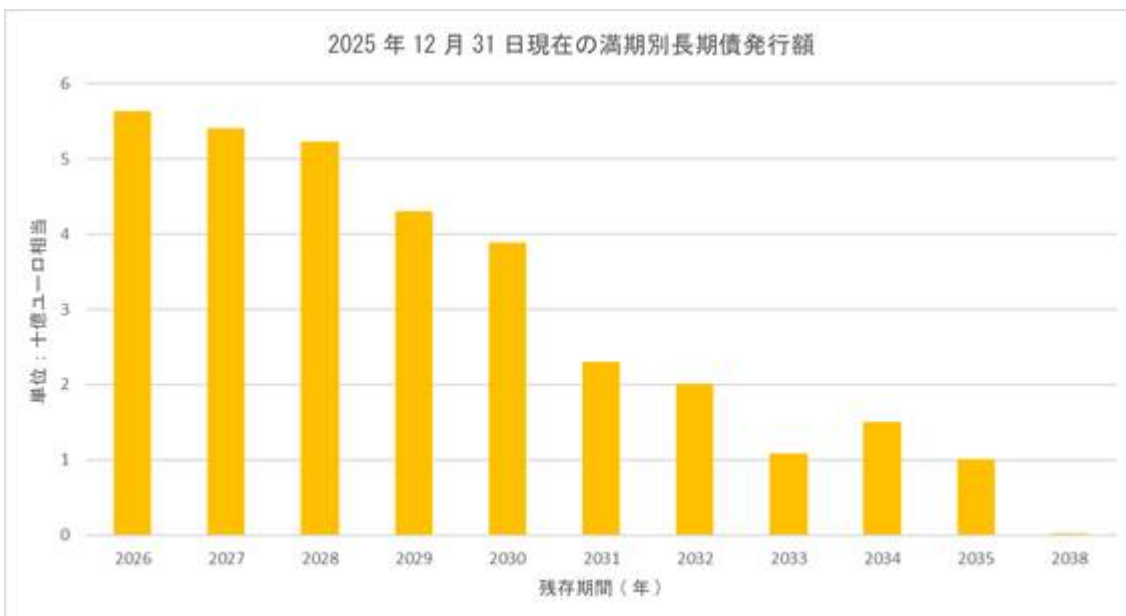
2025年の借入承認に基づいて実施された起債の満期の平均は、5.44年であり、2024年からわずかに減少した。2025年の起債のうち65.2%が約5年以上の満期であり、2024年の74.4%からわずかに減少した。

上表は、資金調達の詳細を原通貨建で示しているが、スワップを行った後の借入資金は全額ユーロ建である。

(b) 債券の傾向

2025年12月31日現在、支払利息を除いた有価証券に表章される債券の未償還額は、31.6十億ユーロとなり、前年度末の31.4十億ユーロから増加した。

2025年、当行は、長期債の買戻し、期限前償還を一切行わなかった。満期ごとの債券の内訳は、下記図表のとおりである。



詳細について

CEBの財務活動に係る詳細については、「(5)経理の状況」を参照のこと。

h. リスク管理

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。当行は、組織全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進することにより、国際的にも最良の銀行慣行を実践している。CEBは、世界有数の信用格付機関からトリプルA格付を取得している。

リスク管理

(a) 目的

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。リスク管理により、当行が通常の業務の過程において直面する主要な金融リスク、すなわち信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに対するエクスポージャーが特定、評価、監視、報告、軽減及び統制される。

(b) 原則

リスク管理の枠組みの基準として、CEBは、銀行規制に係る欧州指令、バーゼル銀行監督委員会の勧告及び国際開発金融機関の地位に適用されるもの等国際的な最良の銀行慣行を実施している。

CEBのリスク管理の枠組みは、当行の活動から生じるリスクを管理するためにCEBが適切な手段を取れるように、目的、方針、手続、制限及び統制を含む。かかる枠組みは、健全な要件との整

合性を保証し、当行のガバナンスにおいて重要な意味を持つビジネス活動部門、リスク部門及び内部監査部門という3つの防衛線によって明確化されている。

CEBのリスク管理の主要な手段は以下のとおりである。

- ・リスク管理の構造を定義するリスク管理憲章は、重要なリスク管理原則を成文化し、リスク管理ガバナンスの目的及び原則を規定している。
- ・管理委員会(AC)により承認された財務及びリスク政策、並びに情報を得るためにACに提示された財務及びリスク政策ガイドライン
- ・信用リスク委員会で内部承認された財務及びリスク政策ハンドブック並びに変容する経済及び金融環境に対応するために定期的に更新されている随時更新文書(最終更新は2023年4月。)

四半期ごとに管理委員会及び理事会へ提出されるCEBのリスク管理報告書は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、気候リスクといった主要なリスクに対するCEBのエクスポージャーの展開及び内部で定義されるリスク選好枠組みの遵守に係る情報を提供している。

年次財務報告書は、当該事業年度におけるリスク管理の手順及び実施を評価することにより、外部のリスク報告に寄与している。さらに、透明性を高めるために、当該報告書は、18-K様式に従って米国SECに提出される。

最後に、年次リスク管理開示報告書は、CEBのリスク選好枠組みの要素、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、自己資本充実度リスク、気候リスク及びオペレーショナルリスク管理に対する当行のアプローチに係る情報を提供している。

(c) 体制

リスク及び統制局(R&C)は、リスク管理の枠組みの実施について責任を負う。R&Cは、他局と協同し、リスク管理政策及び手段の提案、それらの実施の監督並びにリスク報告の完全性の確認と保証を行う。当局は、他の運営局及び事業局から独立しており、総裁に直接報告するため、R&Cは、信用リスク、市場リスク(リスクの観点からの資産及び負債管理(ALM)を含む。)、並びにオペレーショナルリスクを管轄している。

財務総局は、当行の流動性ポジションを含む資産及び負債リスクのオペレーショナル管理について責任を負う。

総裁が議長を務める以下の意思決定委員会は、リスク管理の政策の制定及び監視を行う。

- ・信用リスク委員会(CRC)は、週に1度、内部の信用リスク評価及び勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する信用決定を行う。
- ・資産及び負債委員会(ALCO)は、1ヶ月に1度(又は必要な場合はさらに頻繁に)開催され、金利、外国為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成する。
- ・オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)は、オペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための対応が採られていることを確認する。

(d) 統制機関

内部監査(IA)は、CEBの内部統制システムにおける常設の独立した機能である。既存の政策、手続及びベストプラクティスに従って事業、運營業務及びパフォーマンスが効率的に行われ、管理されていることについて独立かつ客観的な保証を提供する。関連するリスクを評価し、CEBの運営に関して、将来的な改善の提案を行う。

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与、脱税のリスク並びに誠実性、汚職問題及び詐欺問題へ対処することによって、企業理念の規範を促進している。OCCOは、当行の金融及びローン事業における義務及び誠実性を保護し、風評リスクを防いでいる。

コンプライアンスユニットの最高情報セキュリティ責任者(CISO)は、当行のセキュリティの枠組みの設定並びに情報リスク及びITリスクの軽減のため、当行のセキュリティの枠組みの設計及びCEB全体の手続の開発を行う。

監査委員会は、CEBの収支決算の正確性の検査及び当行の優れた財務管理の確認を行う。監査委員会は、理事会が加盟国から交代で任命する任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)から構成される。監査委員会の報告書は、その抜粋が財務書類に添付される他、年次財務書類が承認のため提出される際に、CEBの監督機関に提出される。

外部監査人は、外部報告の一環として、当行の財務書類の国際監査・保証基準審議会(IAASB)が規定する国際監査基準(ISA)に従った監査並びに内部統制及びリスク管理のプロセスの審査を行う責任を負う。外部監査人は、年次財務諸表に記載の独立監査報告書を含む多くの報告書を作成する。外部監査人は、監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、入札手続の後に、理事会により任期4年で任命され、また任期3年で1度更新することができる。

さらに、当行は、主要な信用格付機関であるムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ及びフィッチ・レーティングスによる評価を受ける。これらの格付機関は、環境、社会及びガバナンスの基準の他、当行の財務状況及び信頼性を毎年詳細に分析する。CEBはまた、2021年以降、スコープ・レーティングスから未承諾の格付を割り当てられている。

(e) トリプルA格付

CEBの現在の信用格付は、ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ及びフィッチのトリプルA(安定的)である。また、当行はスコープ・レーティングスからAAA(安定的)(未承諾)を取得している。

信用リスク

信用リスクは、銀行の借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失と定義される。

当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があることから、融資活動及び財務活動において信用リスクにさらされている。

また、格付の引下げに際して、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクは信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクとは、融資先又は取引の信用エクスポージャーの値と信用の質の関数である。

信用リスク評価は、信用リスクユニット(財務リスク部門/リスク及び統制部門)が実施するが、このユニットは、定期的に見直しを行う取引相手方の内部信用格付評価及び与信限度額の設定を通じて、債務不履行に繋がる質的及び量的なリスク要因及び潜在的なシナリオを評価している。信用リスクの考慮は、プロジェクト評価の初期段階から評価される。

市場リスク

市場リスクは、金融市場の不利な動向の結果生じる損失を招くリスクである。

(a) 金利リスク

金利リスクは、金利の不利な変動が当行の自己資本又は収益に影響を与える現在又は将来のリスクである。

通常の活動の過程において、CEBIは、資産及び負債の金利特性に潜在的な差異があるため、金利リスクにさらされている。

当行は、財政の安定性を維持し、収益及び資本を守るために、金利リスクの管理に対して慎重なアプローチをとっている。当行は、資産及び負債をユーロ建変動金利商品へ転換する、ヘッジ・デリバティブを使用して、貸借対照表全体の金利リスクを管理している。

CEBIは、バーセル/EUの規則に従い、金利ショックが株式の経済価値及び収益に与える影響を制限することで、金利リスクを測定している。

(b) 外国為替リスク

外国為替リスクは、為替相場における不利な動きに起因する、潜在的損失のリスクである。

CEBIは、外国為替ポジションも保有せず、デリバティブ商品を使用する外国為替リスクを体系的にヘッジしている。

CEBIは、ユーロ以外の通貨に対する利益を保有することで生じる残存外国為替エクスポージャーを有する。当該リスクは、月次ベースで監督及びヘッジされ、毎月末において1通貨につき1百万ユーロ相当に制限されている。

流動性リスク

流動性リスクは、期限が到来した支払義務を完全かつ適時に履行できないことに起因する損失リスクである。

流動性リスクは、当行の事業に固有のものであり、資産と負債の間での異なる満期構成により生じる。当該リスクは、当行が新たな資金を得ることができない場合又は大きな損失なしに流動資産を現金に転換することができない場合に発生する可能性がある。

CEBは、流動性リスクの管理に対して慎重なアプローチをとっている。資金調達戦略は、この管理において重要な要素であり、個々の市場や資金源への過度な依存を回避するために、債券発行プログラム、資金調達市場及び投資家の基盤を多様化している。当行は、新たな融資が不可能な極端な市場の状況に備え、流動性の高い有価証券から構成される流動性準備金も保有する。

CEBは、厳格な危機的シナリオにおける継続事業から生じる支払債務を履行することができる期間を測定する内部指標に基づき、流動性リスクを評価する。当行はまた、バーゼル規制流動性要件を遵守する。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、不適切若しくは破綻した内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象の発生に起因して発生する潜在的損失であると定義されており、これには法的リスクも含まれる。さらに、CEBは、当行の事業に関連する風評リスクを考慮している。

CEBは、健全な実務及び有効かつ統合的な管理のためにオペレーショナルリスク管理政策を実施した。この施策は、オペレーショナルリスクを特定、評価、管理及び報告するための手順を体系化している。

オペレーショナルリスク部門は、業務分野との共同により、リスクの特定、評価、軽減及び対象を絞った実行計画のための所定の方法を通じて、オペレーショナルリスクの枠組みの実施を管理する。「ニアミス」を含むオペレーショナルリスクのインシデントの収集及び監視により、リスクのマッピング及び評価が達成され、管理枠組みの有効性が確保される。恒久的な内部統制の枠組みは、各局の統制環境がその設計及び有効性の点で常に適切であることを保証している。その結果は、オペレーショナルリスク及び組織委員会に報告される。

さらに、業務分野手続の作成を通じて、オペレーショナルリスク部門は包括的な手続及び管理マップを維持している。CEBはまた、当行の活動の混乱に対するヘッジを行うために事業継続計画を設立した。

i. ガバナンス

i CEBの2025年合同会議

2025年4月4日から5日にかけてブドヴァで開催されたモンテネグロ主催のCEBの第58回年次合同会議では、教育がアジェンダの焦点となった。

CEBの年次合同会議では、CEBの理事会、管理委員会、総裁及びCEBの上級管理職が一堂に会し、当行の運営上の優先事項について議論する。2025年の合同会議は、モンテネグロの財務省及び外務省の支援により初めてモンテネグロにより主催され、同国にとって、社会開発の推進への取組みを再確認し、当行との協力関係を強化する機会となった。

合同会議の開会にあたり、モンテネグロの財務大臣ノヴィツァ・ヴコヴィッチ(Novica Vuković)は次のように述べた。「CEBの継続的な支援及び強固な協力関係に対し、心からの感謝を申し上げる。我々の社会に永続的でポジティブな影響をもたらすプロジェクトにおいて、我々は今後も協力し続けると確信している。」

総裁カルロ・モンティチェッリ(Carlo Monticelli)は、開会の挨拶において次のように強調した。「モンテネグロは、EU加盟候補国であり、包摂的、革新的かつ繁栄する社会という我々皆が追求する

理想を掲げ、それを目指し努力している。CEBIは、教育を含む重要な分野における社会開発プロジェクトに融資することで、このプロセスを支援することができることを誇りに思う。」

合同会議では、加盟国全体の教育セクターの支援におけるCEBのアプローチに焦点を当て、この重要なセクターへの投資を確保することの重要性について議論された。欧州全体の教育への投資不足は、社会的流動性を制限し、不平等を深刻化させ、経済成長の機会を減少させることにより、社会的結束を脅かしている。モンテネグロの教育・科学・イノベーション大臣アンジェラ・ヤクシッチ・ストヤノヴィッチ(Andjela Jaksic-Stojanovic)が来賓として参加した。

CEBは、20百万ユーロの融資を行い、パール、ベラネ、ポドゴリツァ及びウルツィニにおける4つの新たな幼稚園の建設を通じて、質の高い就学前教育施設へのアクセスの改善に焦点を当てた活動が現在進行中である等、長年にわたりモンテネグロの教育セクターを強化するうえで重要なパートナーである。このイニシアチブは、2015年から2021年にかけて5つの新たな幼稚園を整備し、28の就学前教育施設を改修した以前のプロジェクトを踏まえており、同国の早期教育インフラをさらに改善するものである。

合同会議の一環として、CEBの代表団は、ポドゴリツァにあるCEBが支援した施設の1つであるドラガン・ラドゥロヴィッチ幼稚園(Dragan Radulovi)を訪問し、この早期幼児教育投資プロジェクトの成果を直接視察した。

合同会議に先立ち、2025年の社会的結束に対するCEB賞が4月3日に授与された(「k. トルコの災害管理プロジェクトが社会的結束に対するCEB賞を受賞」を参照のこと。)。

誠実性及びコンプライアンス

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、法律、規制、行動規範及びグッドプラクティスの国際基準を遵守しつつ、当行の業務の実施において最高水準の誠実性及び透明性を促進する責任を有する。OCCOは、内部助言機関として重要な役割を果たしており、当行のプロジェクトにおける不正行為及び汚職の申立て並びにCEBの倫理行動に関する規則及び規範の不遵守について調査する。

2025年、450超の取引相手方が指導のためOCCOの照会を受け、コンプライアンス・リスク評価を受けた。OCCOはまた、資本市場の規範及び規制に対するCEBのコンプライアンスを監督し、当行のグローバルな債券発行のデュー・ディリジェンスにも参加した。

当該事務局は、プロジェクトに関するコンプライアンス違反又は職員の不正行為の事例の調査を監督しており、2025年には内部の苦情処理手順を導入した。

強力かつ積極的なITセキュリティー管理及びデータ保護のおかげで、2025年は大規模なサイバーセキュリティー・インシデントはなかった。さらに当行は、大規模なデータ侵害にも直面しなかった。当行は、全ての新規システムに対し、データ保護影響評価を実施した。

コンプライアンス事務局は、CEBの職員に対して、特にコンプライアンス連絡官の内部ネットワークのために、誠実性、汚職防止及びコンプライアンスに関する必須研修及び任意研修を引き続き実施しており、倫理ネットワーク国際機関(ENMO)が公表した「倫理規範」を支持した。

内部監査

内部監査局は、CEBの内部統制システムにおける常設の部門であり、運営を強化するための独立したかつ客観的な助言を総裁に提供している。「第3の防衛線」として機能する内部監査は、事業活動には関与せず、公平な立場を保ちながら、リスク管理、統制及びガバナンス・プロセスを体系的に評価する。当該機能は、内部監査憲章に基づき運営され、内部監査人協会の国際的な専門業務枠組みの必須基準を遵守している。

独立した評価

独立評価局(IEV)は、特定の業務について、期待される社会開発の成果及び達成された社会開発の成果に特に焦点を当てて評価することにより、組織としてのCEBの知識及び説明責任に貢献している。これらの評価は、改善の余地がある分野を特定し、CEBの使命、目的及び影響に関連する課題についての提言を策定することを目的としている。

2025年、CEBの評価方針は、管理委員会によって承認された。MDBのグッド・プラクティス・スタンダードに沿って、当該方針は評価に関連する組織レベルの役割及び責任の概要を示している。その方針では、運営管理者が実施する自己評価とIEVが実行する独立した評価が区別されている。

2025年の評価プログラムにおいて、IEVは、社会インフラへのCEBの融資に焦点を当てた。社会インフラへの融資は、公的融資に依存しており、当行の融資活動の中核をなすものである。社会インフラは、機会均等を促進し、社会的結束を強化するにあたり重要な役割を果たす。現在進行中の評価プログラムでは、教育、健康及び都市部モビリティのための公共交通機関における、CEBが融資する幅広い社会インフラプロジェクトについて検討する。その目的は、加盟国全体の社会開発及び社会的結束を促進するというCEBの使命に照らして、当行の貢献度及び付加価値を評価することである。

持続可能性

持続可能性は、CEBの社会的使命の中核をなすものであり、当行の融資活動及び内部運営の指針となっている。これは、環境、社会及びガバナンス(ESG)格付における堅調な評価に反映されている。

2025年には、CEBIは、MDBグループの首脳陣の議長としての任期中に、MDB全体のアジェンダにおける社会インフラ投資の優先度を高め、持続可能な開発におけるその重要性を強調した。CEBIは、ベレンで開催された国連気候変動会議(COP30)において公正な移行を支持し、パリ協定の10周年を記念し、気候変動対策に対する社会的約束に関するハイレベルセミナーを開催した。当行はまた、国際資本市場協会(ICMA)が策定したサステナブルファイナンス原則の執行委員会に参加し、CEBのトレードマークであるソーシャル・インクルージョン・ボンドの発行が過去最高に達する等、ソーシャルボンド市場におけるMDB間のリーダーシップを強化した。

社会的包摂の促進を目的としたプロジェクトに対する融資及び助成金を承認するにあたり、CEBIは、可能な場合は気候変動対策のコベネフィットを特定しながら、脆弱性の視点を適用し、またパリ協定の目標に沿っていることを確認した。2025年、当行は、環境声明を更新し、新たな評価方針を採択し、また持続可能な調達の実施においてさらに進展した。

j. 人事

従業員

2025年末現在、CEBの従業員は34ヶ国の国籍を代表する244名の職員で構成されており、女性は職員の56%を占めた。上級の職位(A4以上)における女性の割合は42%にとどまり、当行の2023年から2027年に係る戦略的枠組みに定められた目標を上回った。従業員は平均勤続年数が10.9年と引き続き安定していた一方、対象を絞った採用を通じて段階的な更新が継続され、専門知識の継続と新たな能力の統合の両方が支援された。

多様な人材を惹きつけ、保持する

運営上の優先事項の変化に伴い、2025年には13ヶ国から高度な資格を持つ27名が採用された。これらの外部採用は、運営、技術及びコーポレートの機能を幅広く網羅しており、プロジェクト実施、デ

デジタル化及び内部統制の複雑化に対応する当行の能力を支えた。新規採用のうち41%が女性、59%が男性であった。採用プロセスでは、雇用比率の少ない加盟国の割合の強化を含む、幅広いアウトリーチ及び多様性が引き続き重視された。採用に加えて、当行は職員の定着及び更新に引き続き注意を払い、離職率を目標範囲(5.9%)内に維持しつつ、段階的な自然減及び退職を利用してスキル及び能力のバランスを必要に応じて再調整した。

専門的能力開発及びスキルへの投資

2025年、CEBは業務の複雑化及び戦略的枠組みの実施を支えるため、従業員の能力の強化を継続した。従業員の半数超(56%)が、実質的な実地学習に加え、1つ以上の正式な研修活動に参加した。

技術研修への参加は引き続き増加傾向にあり、研修活動全体の36%(2024年の25%、2023年の20%から増加)を占めた。これは意図的に、業務遂行、リスク管理、ガバナンス及び変革に重要な分野における機能横断的な専門知識の強化に重点を置いていることを反映している。2025年、人事部門は、職種間のスキル開発を強化し、当行の長期的な能力ニーズを支えることを目的とした、より統合されたデジタル学習エコシステムの基盤を構築した。

多様性及び包摂性の強化

CEBは、職場のジェンダー平等に関する世界基準の第2レベルであるEDGE Move認証を維持した。2025年は、データ統合、内部審査及び従業員の雇用等、2026年初頭に予定されている再認証評価の準備に注力した。賃金の平等はEDGE手法を用いて監視され、2024年と2025年の両方の分析でジェンダー間の賃金格差はないことが確認された。

多様性及び包摂性への配慮は、採用、業績管理及び育成のプロセス全体に引き続き組み込まれており、特に管理職を対象とした意識向上及び研修のイニシアチブによって支えられている。

人事プロセス及び働き方のアップデート

当行の統合された企業資源計画(ERP)システムの導入は、人事プロセスの近代化における大きな節目となり、データ品質を改善し、プロセスを効率化し、従業員の経験を向上させた。新しいデジタル・ツール及び拡張されたセルフサービス機能は、効率性及び透明性の向上に貢献した。リモート・ワークと出社勤務のハイブリッドな勤務形態は引き続きしっかりと根付いており、柔軟性、包摂性及びワークライフバランスを支えている。

k. トルコの災害管理プロジェクトが社会的結束に対するCEB賞を受賞

トルコの画期的な災害レジリエンス・プロジェクトであるデジタルツインは、災害対策への革新的なアプローチを評価され、第6回の2025年度社会的結束に対するCEB賞を受賞した。

イスタンブールの災害救援計画に変革的な影響をもたらしたデジタルツインに、45,000ユーロの賞金が授与された。このプロジェクトは、地震及び洪水の被害を非常に受けやすい地域において、リアルタイム・データ、人工知能(AI)及びモノのインターネット(IoT)センサーを活用してイスタンブールの仮想レプリカを構築することにより、災害の予測、対応及びレジリエンスを強化する。持続可能で測定可能なインフラストラクチャーを備えたデジタルツインは、災害対策及びスマートシティ統合のモデルとして機能し、欧州の他の都市にも有益となる再現可能なソリューションを提供する。

イスタンブール市のスマートシティ担当代表であるエリフ・ギョクチェ・キヤック(Elif Gökçe Kıyak)は、4月3日に行われたCEB賞授賞式で「この荣誉ある賞は、都市のレジリエンス及び災害対策に対するイスタンブールの取組みを称えるものであり、世界中の都市にとって模範となるものである。このプロジェクトは、よりレジリエントで持続可能な都市を構築するための世界的なロードマップを提供し、地域社会がより良く災害への備え、対応及び復旧を行うための指針となることを目指している。」と述べた。

次点プロジェクト

2つの次点プロジェクトが授賞式で表彰され、それぞれ5,000ユーロが授与された。

スィーリヌィ・トゥギャザー(SyInI Together)は、性的暴力の被害者に対し無料で内密の医療ケア及び心理療法を提供するウクライナのイニシアチブである。

キャパシティは、メッシーナ財団(Fondazione MeSSInA)のプロジェクトであり、イタリア南部のメッシーナにおいて社会的弱者層に住居、雇用及び教育の機会を提供し、200世帯超の生活に変化をもたらしている。

CEB賞について

2020年に創設された社会的結束に対するCEB賞は、社会的結束に大きく貢献したプロジェクトを表彰するものである。

国際審査員は、影響力、持続可能性及びイノベーション/再現性の基準に基づいて受賞者を選出する。2025年、審査委員長は欧州評議会の人権及び法の支配の事務局長であるジャンルカ・エスポジト (Gianluca Esposito)が務め、他の審査員はファイナンス・イン・コモンの事務総長代理オルネラ・ダミーコ (Ornella D'Amico)、シンガ・アンド・カーム (SINGA and CALM)の創設者ギヨーム・カペレ (Guillaume Capelle)、SOASロンドン大学東洋アフリカ学院 (SOAS University of London)の開発学助教授トマス・マロワ (Thomas Marois)及びCEBの副総裁 (対象グループ諸国担当)トマス・ボーチェックであった。

I. 社会的知識、厳選された新規刊行物

MDBの2025年比較報告書

9月に公表された初の『国際開発金融機関の2025年比較報告書』は、MDBの財務状況の透明性及び比較可能性の向上を求めるG20の要請に応えたMDB共同のイニシアチブである。

当該報告書は、流動性、信用格付、レバレッジ及びリスク管理に関する重要な指標を網羅しており、MDBの財務状況の強度を理解する上で貴重なツールとなっている。当該報告書は、各機関の財務報告書及び主要な信用格付機関の評価から得られたデータを、標準化された方法で集計して提示している。

当該報告書は、MDBがグループとして、どのように国際社会に対して株主資本の影響を拡大する強固なプラットフォームを形成し、国際開発アジェンダに貢献する独自の立場にあるかを明確に示している。MDBの2025年比較報告書は、EBRDの調整支援を得て、グローバル・リスク・アンド・ファイナンス・フォーラム (GRaFF)に代わってCEBが公表する。

介護格差への融資：MDBによる高齢者介護の変革支援への取組み

欧州では人口の高齢化が急速に進んでおり、高齢者向け介護サービスに対する需要が急増している。この傾向は、慢性的に満たされていないニーズ、介護分野における人材不足及びサービス提供に影響を及ぼす予算上の制約の増大に反映されている。この結果、介護格差が拡大している。

『介護格差への融資：MDBによる高齢者介護の変革支援への取組み』は、()長期的かつ手頃な価格の融資、()小規模なプロジェクトを統合するための融資の集約及び資金調達拡大のための枠組み融資、並びに()技術支援及び政策支援という3つの主要なチャネルを通じて、これらの課題への取組みに対してMDBがどのように支援できるかについて概説するCEBのディスカッション・ペーパーである。

MDBは、少子高齢化にかかわらず、利用しやすく持続可能な質の高い高齢者介護の提供を確保することを支援する。

社会インフラの重要性

『注目される社会インフラ：国際開発金融機関の役割』は、世界中に社会インフラ投資を促進及び維持する上でMDBが果たす触媒的役割を明らかにした報告書である。病院、学校、住宅及び水道・衛生等の社会インフラは、人々の福祉及び好調でレジリエントな社会の構築に不可欠であり、SDGs達成の鍵となる。

新たな報告書によると、2019年から2023年にかけて、MDBは平均して融資約定総額の約22%をこれらの社会セクターに配分した。当該報告書は、MDBが個々に、運営している国及び地域において、またシステムとして集合的に、どのように貢献しているかを示している。

CEBがMDBグループの議長を務めている間に調整され、10行のMDBが共同で作成した当該報告書は、政府及び地域の関係者と協力して投資を促進する規制環境を考案すること、官民パートナーシップを構築すること並びに協調融資を行うこと等、MDBが貢献しているいくつかの分野に焦点を当てている。

社会的結束のための住宅政策

『欧州における社会的で手頃な価格の住宅：市場ギャップ分析』

社会的で手頃な価格の住宅は、包摂性及び社会的結束を促進する上で極めて重要である。しかしながら、欧州全体で住宅の賃貸価格及び購入価格が急騰している。住宅ローン及び賃貸料は一般的に家計支出の大部分を占めるが、安定した立地条件のいい住宅を確保することは、雇用、教育及び医療へのアクセスのみならず人々の幸福にとっても不可欠である。

CEBのディスカッション・ペーパー『欧州における社会的で手頃な価格の住宅：市場ギャップ分析』では、欧州の様々な地域を比較し、市場ギャップに関するデータ及び分析を提示して、特定の市場に対する政策措置及び規制構造を明らかにしている。

当該ディスカッション・ペーパーでは、新型コロナウイルス感染症のパンデミック期間を含めた政府支援の影響を批判的に検証し、様々な状況における家賃規制の利点及び欠点を評価し、CEBのプロジェクトの実例を提示して、住宅格差を縮小し、誰も取り残されないようにするための欧州全体の取組みを支援する方策を示している。

m. 本邦との関係

当行は、今日に至るまで20年超にわたり、日本の金融市場において安定した活動を行ってきた。

(5) 【経理の状況】

以下に掲げる財務書類は、デロイト・アンド・アソシエ(フランスにおける独立監査人)により監査されている。デロイト・アンド・アソシエは、当該財務書類が、欧州連合により採用されている国際財務報告基準(IFRS)に従って、2025年12月31日現在の当行の資産及び負債並びに財務状況並びに同年の業績成績及びキャッシュ・フローを、全ての重要な点において適正に表示しており、真実かつ公正な見方を示すものであるとの意見を述べている。

欧州連合によって採用されたIFRS基準に従って作成された財務書類

CEBについて

欧州評議会開発銀行(CEB)は、43ヶ国の加盟国で構成される、社会的使命を唯一の目的とする国際開発金融機関である。CEBは、教育、健康、手頃な価格の住宅等を含む社会分野における投資プロジェクトに融資し、技術支援を提供するとともに、社会的弱者のニーズや気候変動及び環境の社会的側面に重点を置いている。借入人には、政府、地方当局及び地域政府、公的銀行及び民間銀行並びに非営利団体等が含まれる。トリプルAの信用格付を付与されているCEBは、国際資本市場を通じて資金調達を行っている。また、CEBは、その活動を補完するために、支援者から融資を受けている。

CEBは、当時欧州評議会を構成する15ヶ国の加盟国のうち8ヶ国によって、1956年に当初は再定住化基金として設立された。CEBは欧州最古の国際開発金融機関であり、欧州評議会からは法的かつ財政的に独立した組織である。

貸借対照表

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 |
|-----------------------|----|-------------------|-------------------|
| 資産 | | | |
| 現金及び中央銀行における残高 | | 504,820 | 608,615 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | C | 88,176 | 589,286 |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | C | 1,597,502 | 1,507,482 |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | G | 2,990,486 | 3,291,324 |
| 償却原価で測定する金融資産 | G | | |
| 貸付金 | | 22,771,841 | 22,301,631 |
| 前渡金 | | 7,092,814 | 6,872,787 |
| 負債証券 | | 2,926,544 | 2,338,292 |
| 有形資産及び無形資産 | H | 71,882 | 59,798 |
| その他資産 | I | 994,233 | 1,044,070 |
| 資産合計 | | 39,038,298 | 38,613,285 |
| 負債及び株主資本 | | | |
| 負債 | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | C | 912,666 | 270,851 |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | C | 1,021,312 | 1,446,332 |
| 償却原価で測定する金融負債 | J | | |
| 信用機関及び顧客に対する負債額 | | 63,108 | 98,251 |
| 発行済負債証券 | | 31,370,852 | 30,873,212 |
| その他負債 | I | 426,069 | 818,786 |
| 社会的影響勘定 | K | 56,891 | 50,144 |
| リスク及び費用に対する引当金 | L | 313,152 | 336,277 |
| 負債合計 | | 34,164,050 | 33,893,853 |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 引受済資本金 | M | 9,622,868 | 9,622,868 |
| 未払込資本金 | | (7,856,618) | (7,856,618) |
| 払込請求済資本金 | | 1,766,250 | 1,766,250 |
| 一般準備金 | | 2,987,601 | 2,875,299 |
| 当期純利益 | | 122,250 | 124,303 |
| 資本金、一般準備金及び当期純利益合計 | | 4,876,101 | 4,765,852 |
| 株主資本に直接認識された損益 | | (1,853) | (46,420) |
| 株主資本合計 | | 4,874,248 | 4,719,432 |
| 負債及び株主資本合計 | | 39,038,298 | 38,613,285 |

損益計算書

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2025年 | 2024年 |
|-----------------------------|----|-----------|-------------|
| 金利収入及び類似の収入 | | 1,036,206 | 1,429,306 |
| 金利費用及び類似の手数料 | | (834,014) | (1,229,293) |
| 金利差益 | N | 202,192 | 200,013 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益 | P | (13,619) | (40) |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産からの純利益 | | 59 | 59 |
| 手数料(収入) | | 141 | 1,011 |
| 手数料(費用) | | (2,213) | (2,251) |
| 銀行業務純益 | | 186,560 | 198,792 |
| 一般営業費用 | Q | (62,739) | (58,450) |
| 有形資産及び無形資産の減価償却費 | H | (7,521) | (7,026) |
| 総営業収入 | | 116,300 | 133,316 |
| リスク費用 | R | 5,950 | (9,013) |
| 純利益 | | 122,250 | 124,303 |

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)

| | 2025年 | 2024年 |
|----------------------------|----------|----------|
| 純利益 | 122,250 | 124,303 |
| 損益計算書に再分類される可能性のある項目 | 7,073 | (27,828) |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する負債証券の価格変動 | 24,280 | (26,438) |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品の価格変動 | (17,207) | (1,390) |
| 損益計算書に再分類されない項目 | 37,493 | (18,136) |
| 年金計画関連の保険数理計算上の差異 | 35,603 | (16,022) |
| その他の退職年金関連の保険数理計算上の差異 | 1,890 | (1,983) |
| 資本性金融商品の価格変動 | | (131) |
| 包括利益のその他の要素合計 | 44,566 | (45,964) |
| 包括利益 | 166,816 | 78,339 |

株主資本勘定変動報告書

(単位：千ユーロ)

| | 資本金及び準備金 | | | 株主資本に直接認識された損益 | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------------------|--------------|-------------|-----------|---|----------------------------|------------------------|-----------------|----------|------------|
| | 払込請求済 資本金 | 準備金 及び実績 | 合計 | 株主資本 を通じて 公正価値 で測定 する負債 証券 | ヘッジ・ デリバ ティブ 金融商品 | 保険 数理 計算上の 差異 | 資本性 金融 商品 | 合計 | |
| 2024年1月1日 現在の株主資本 | 624,275 | 2,895,299 | 3,519,574 | 5,764 | 40,965 | (48,142) | 957 | (456) | 3,519,118 |
| 増資 | 1,141,975 | | 1,141,975 | | | | | | 1,141,975 |
| 2023会計年度の 利益の割当 | | (20,000) | (20,000) | | | | | | (20,000) |
| 2024会計年度の 純利益 | | 124,303 | 124,303 | | | | | | 124,303 |
| 株主資本に直接 認識された資産 及び負債の価格 変動 | | | | (26,438) | (1,390) | (18,005) | (131) | (45,964) | (45,964) |
| 2024年12月31日 現在の株主資本 | 1,766,250 | 2,999,602 | 4,765,852 | (20,674) | 39,575 | (66,147) | 826 | (46,420) | 4,719,432 |
| 増資 | | | | | | | | | |
| 2024会計年度の 利益の割当 | | (12,000) | (12,000) | | | | | | (12,000) |
| 2025会計年度の 純利益 | | 122,250 | 122,250 | | | | | | 122,250 |
| 株主資本に直接 認識された資産 及び負債の価格 変動 | | | | 24,280 | (17,207) | 37,493 | | 44,567 | 44,567 |
| 2025年12月31日 現在の株主資本 | 1,766,250 | 3,109,851 | 4,876,101 | 3,606 | 22,369 | (28,654) | 826 | (1,853) | 4,874,248 |

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)

| 12月31日に終了した年度 | 2025年 | 2024年 |
|--------------------------------------|-------------|-------------|
| 当期純利益 | 122,250 | 124,303 |
| +/-有形資産及び無形資産の減価償却費積立 | 7,521 | 7,026 |
| +/-減損引当金 | (6,002) | 9,070 |
| +/-投資活動による純損益 | (9,211) | (2,479) |
| +/-未収の受取利息の変動 | (32,245) | (50,002) |
| +/-未収の支払利息の変動 | 6,562 | 39,197 |
| +/-その他の変動 | 33,129 | 17,904 |
| 業績に含まれる非通貨項目の合計 | (246) | 20,716 |
| +信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー | 5,596,089 | 3,633,251 |
| -信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー | (6,940,614) | (6,444,082) |
| +金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー | 2,826,203 | 4,240,911 |
| -金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー | (2,842,861) | (4,089,756) |
| +/-非金融資産又は非金融負債に影響する営業に関連するキャッシュ・フロー | (30,731) | (17,738) |
| 営業活動の結果による資産及び負債の純キャッシュ・フロー | (1,391,914) | (2,677,414) |
| 営業活動による純キャッシュ・フロー合計(a) | (1,269,910) | (2,532,395) |
| +償却原価で測定する負債証券に関連するキャッシュ・フロー | 338,385 | 130,933 |
| -償却原価で測定する負債証券に関連するキャッシュ・フロー | (910,063) | (660,957) |
| +/-有形資産及び無形資産に関連するキャッシュ・フロー | (19,663) | (10,524) |
| 投資活動による純キャッシュ・フロー合計(b) | (591,341) | (540,548) |
| +/-加盟国からの/へのキャッシュ・フロー | 296,768 | 521,434 |
| +償却原価で測定する発行済負債証券によるキャッシュ・フロー | 7,309,154 | 10,117,305 |
| -償却原価で測定する発行済負債証券によるキャッシュ・フロー | (6,047,782) | (8,051,422) |
| 財務活動による純キャッシュ・フロー合計(c) | 1,558,140 | 2,587,317 |
| 現金及び現金同等物における外国為替レート変動の影響(d) | (136,322) | 34,580 |
| 現金及び現金同等物における純増加/(減少)(a)+(b)+(c)+(d) | (439,433) | (451,046) |
| 期首における現金及び現金同等物 | 4,515,985 | 4,967,031 |
| 現金及び中央銀行における残高 | 608,810 | 1,034,428 |
| 信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金 | 3,907,175 | 3,932,603 |
| 期末における現金及び現金同等物 | 4,076,552 | 4,515,985 |
| 現金及び中央銀行における残高 | 504,942 | 608,810 |
| 信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金 | 3,571,610 | 3,907,175 |
| 現金及び現金同等物の変動 | (439,433) | (451,046) |

財務書類に対する注記

注A：当行によって適用される主要な会計方法の概要

1. 会計基準

1.1. 適用される会計基準

当行の個別の計算書類は、欧州連合(EU)によって採用されたIFRSに従って作成されている。

2025年1月1日現在、強制適用を伴い施行されたIFRS基準及び改訂IFRS基準は、2025年12月31日現在の当行の財務書類に影響を及ぼさなかった。当行は、2025年度において、EUが採択済みであるが実施が任意であった新しい基準、改訂又は解釈を実施しなかった。

2025年1月1日から適用される新しい基準及び改訂

- IAS第21号「外国為替レート変動の影響」に対する改訂

本改訂は、ある通貨を他の通貨に交換する際の条件及び通貨に交換可能性がない場合の為替レートの決定方法を明確化している。また本改訂は、通貨に交換可能性がない場合において財務書類に対する注記で開示すべき情報についても特定している。

本改訂の規定は、当行の財務書類に影響を及ぼさない。

2026年1月1日から適用される新しいIFRS基準及び改訂

- 金融商品の分類及び測定に関する、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」に対する改訂

下記の改訂は2024年5月30日付でIASBが公表し、2026年1月1日から適用される。これらの改訂は以下のとおりである。

- 電子送金システムを通じて決済される特定の金融負債に対する新たな例外を導入し、特定の金融資産及び負債が認識され又は認識が中止される日を明確化する。
- 金融資産が、元本及び元本残高に係る利息の支払いのみ(SPPI)であるキャッシュ・フローの要件を満たすか否かの評価について明確化し、追加的な指針を提供する。
- 環境、社会及びガバナンス(ESG)連動要素を含んだ偶発的事象の発生又は不発生によりキャッシュ・フローを変更する可能性のある契約条件のある金融商品については、財務書類に対する注記における開示を要求する。
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に係る開示要件を更新する。

本改訂は、当行の財務書類に影響を及ぼさないものと考えられる。

- IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

2024年4月に公表された当該基準は、2027年1月1日からIAS第1号「財務諸表の表示」に置き換わる。

かかる基準は、資産、負債、費用又は収益の認識規則及びそれらの測定法について変更するものではなく、基本財務書類及び注記において提供される情報の新たな表示規則を導入するものである。

IFRS第18号の主な変更は、損益計算書の構成に関するものである。かかる基準では、収益及び費用を3つの新たな区分(営業、投資及び財務)に分類し、営業利益の小計の表示を義務付けている。

またIFRS第18号は、事業体の経営陣が定義し、財務情報において使用する代替的な業績指標(当該指標を使用する正当性、計算方法及びIFRSで設定されている義務的な小計との調整)を財務書類に対する注記において開示するよう求めている。

IFRSはまた、基本財務書類及び注記において、定量的情報の集約及び分解に関する指針を提供している。

CEBIは現在、かかる基準の適用を開始するための準備を進めている。

- IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」

IFRS第19号は公的説明責任を有していないが、その親会社がIFRS会計基準に従い連結財務書類を作成している事業体に適用される。当該基準は2027年1月1日から適用が開始され、当行の財務書類に影響を及ぼさないものと考えられる。

新たなサステナビリティ・レポートの基準

CEBIは、2009年以降、サステナビリティに対する取組みについて年次報告を行ってきた。当行の社会的及び環境的に持続可能な開発への総合的な貢献は、年次のサステナビリティ・レポートに加え、国際的に認められた自主的な開示枠組みであるGRI報告書(グローバル・レポート・イニシアチブ)及び気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)報告書の2つの報告書にも反映されている。GRI報告書(又はGRIインデックス)は、CEBのファイナンス及び非ファイナンス・サービス並びに日々の業務活動及び人事管理における環境、社会及びガバナンス(ESG)への配慮の概要を開示している。かかる報告書はTCFDの勧告に基づき作成され、気候変動に関連するリスクと機会を当行がどのように管理しているかを示している。

当行は現在、サステナビリティ・レポートの枠組みを見直しており、今後は国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)基準に沿った報告を行う予定である。国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、2021年11月のCOP26においてIFRS財団により設立された。2023年6月には、最初の2つのISSB基準としてIFRS S1(サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項)とIFRS S2(気候関連の開示)が公表された。

1.2. 金利指標改革

改革実施及び当行に対する影響

全てのLIBOR指標セッティングの公表停止を受け、当行は、市場慣行に沿ってLIBOR指標からそれぞれのリスク・フリー・レート(RFR)に移行することにより、金利指標改革を実施した。

当行は、主に、借入人に対する変動金利の貸付金及び関連するヘッジ手段のスワップに係る、残存するIBORのエクスポージャーを有している。

EURIBORは、EUベンチマーク規制との互換性を考慮して今後も公表され、引き続き、当面の欧州地域における参照レートとなる。

当行の貸付のほとんどは、ユーロ建、参照EURIBORで行われており、LIBORの公表停止/代表性喪失は、当行の貸付業務又はヘッジ業務に重大な影響を及ぼさなかった。

当行は、BUBOR及びSTIBORを参照する貸付及びスワップの残高を有しているが、これらのレートは、EURIBOR同様、EUベンチマーク規則と適合するとみなされ、当面引き続き公表されると予想される。CEBIはSTIBOR及びSWESTRの動向について情報の入手を継続し、もし市場又は規制指針がSTIBORからSWESTRに移行する動きを見せたならば、採用するアプローチを考慮する。しかしながら、現在にいたるまで、このような移行はT/N(翌日/翌々日)物についてのみ可能であり、CEBのSTIBORエクスポージャーはむしろ、3ヶ月及び6ヶ月のSTIBORに関連している。CEBIは、3ヶ月及び6ヶ月物に関するスウェーデン当局の決定又は勧告、さらに幅広く、市場が特定の金利に収斂することを希望し、いずれかの金利又は期間が使用されなくなるかどうか(いずれの場合においても、ベンチマーク管理者であるSFBFが正式に承認する必要がある。)を監視する。

さらに、当行はWIBORを参照した貸付及びスワップの残高を有している。2024年12月、ポーランドにおける指標改革に関するナショナル・ワーキング・グループの運営委員会は、WIBORの後継指標としてPOLSTRを選定した。CEBIは、転換の期限は2027年末から変更がない想定で事業を行っているものの、市場の動向及び規制当局の勧告を監視しており、推奨されるコンベンションについてのさらなる詳細が周知された場合は、直ちにWIBORを置き換えるために必要な措置を講じる予定である。

デリバティブに関して、当行は、ISDA IBORフォールバック・プロトコル(2020年)に準拠しており、同プロトコルに準拠しているその他全ての取引相手方との既存のISDAマスター契約(そのCSAを含む。)及びこれらに基づく残存スワップを、IBORフォールバック・レートを組み込むために多当事者間で修正している。当該フォールバック・レートは、いずれかのIBORの公表が恒久的に停止された時点で、当該契約/スワップにおいて参照される既存の各IBORを代替した。ISDAがプロトコルと併せて公表し、またCEBのスワップが参照により組み込む修正後の定義により、同じフォールバック・レートが新規のスワップに適用される。

1.3. 表示通貨

財務書類の表示通貨はユーロである。財務書類及び注記において表示される金額は、別段の定めのない限り、千ユーロ単位である。財務書類及び添付の注記の表に記載されている合計は、四捨五入により千ユーロ単位の概数としているため、各金額の合計と一致しない場合がある。

2. 外貨取引

財務書類はユーロ建てで記載される。

外貨建通貨資産及び負債は、会計年度末日に適用される為替レートでユーロ(CEBの機能通貨)に換算される。この取引換算から生じた為替変動は、損益計算書に計上される。

先物通貨取引は、かかる通貨の残存期間に適用される先物為替レートをを用いて時価で評価される。スポット為替ポジションは、会計期間末日のスポット為替レートで評価される。為替差額の結果は損益計算書に計上される。

3. 見積りの使用

IFRSの適用において、CEBは、当行の金融商品の価額を決定するために見積りを使用しており、これは主にデリバティブ商品の評価並びに金融資産及び金融約定に関する信用リスクの決定に使用されている。これらの要素を除き、CEBの活動の性質は、判断及び評価の複雑性の観点から、財務書類の作成において重大な見積り又は決定的な仮定を必要としない。しかしながら、経済及び人口統計の想定は、退職給付の社会的約定の評価に使用される。

4. 金融資産及び金融負債

金融商品とは、現金又はその他の金融資産を受領するか又は支払う契約上の権利又は義務をいう。CEBの銀行業務は一般に、貸付金、負債証券、発行済負債証券及びデリバティブ(スワップ、先物)等の広範囲の資産及び負債を対象とした金融商品の形態をとる契約上のものである。

財務書類において、金融資産及び金融負債の分類及び評価方法は、その契約上の特性及びCEBがこれらの金融商品を管理する方法による。

しかしながら、この区別は、その保有目的(市場活動又はヘッジ取引)を問わず、貸借対照表において常に公正価値で測定されるデリバティブ商品には適用されない。

金融商品は、取引日ベースで認識される。

金融資産及び金融負債の分類及び測定

IFRS第9号に従って、金融資産及び金融負債は、当初認識時に、貸借対照表において、3つの区分(償却原価、損益を通じた公正価値、株主資本を通じた公正価値)に分類され、かかる区分により会計上の処理及びこれに続く測定が決定される。この分類は、契約上のキャッシュ・フローの特性及び当行の金融商品の管理方法(事業モデル)に基づく。

契約上のキャッシュ・フローの特性の分析

契約上のキャッシュ・フローの特性の分析は、その特性が基本融資契約の特性と類似している商品に限定し、実効金利法を用いて金融資産からの利益の計上の可能性を制限することを目的としているが、これは関連キャッシュ・フローの高い予測可能性を意味している。かかる特性を有さないその他の金融商品は全て、それらが保有される事業モデルを問わず、損益を通じた公正価値で測定される。

元本の返済及び元本残高に係る利息の支払いのみを表す契約上のキャッシュ・フローは、基本融資契約(SPPIフロー：元本及び利息の支払いのみ)に矛盾しない。

基本融資契約において、利息は主に金銭の時価及び信用リスクの対価から成る。基本的ではない金融資産は全て、それらが保有される事業モデルを問わず、損益を通じた公正価値で認識しなければならない。

モデルの分析

事業モデルとは、キャッシュ・フロー及び利益を生むために商品が管理される方法をいう。金融資産の分類及び評価の方法を決定するために、3つの事業モデルを区別することが必要である。

- 金融資産から契約上のキャッシュ・フローを回収することに基づくモデル
- 金融資産及びこれらの資産の売却から契約上のキャッシュ・フローを回収することに基づくモデル
- その他の金融資産、特に契約上のキャッシュ・フローの回収が付随する取引資産に特定のモデル

4.1. 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の2つの基準、すなわち、事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するための商品の保有(「回収目的保有」)から成ること、並びにキャッシュ・フローが元本及び元本に係る利息の支払いのみから成ることが満たされた場合、償却原価で分類される。

事業モデル基準

金融資産は、当該商品の全期間にわたる支払いに関連するキャッシュ・フローを回収するために保有される。

キャッシュ・フロー基準

キャッシュ・フロー基準は、負債証券の契約上の条件が指定期日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせた場合に当てはまる。「償却原価で測定する金融資産」という区分には、付与された貸付金、契約上の支払いの回収目的保有証券(短期国債、国債及びその他の負債証券)が含まれる。

認識

当初認識時に、金融資産は公正価値(当該商品に直接起因する取引費用を含む。)で計上される。その後、これらは償却原価(当該期間中の未収利息並びに元本及び利息の返済純額を含む。)で評価される。こ

これらの金融資産は、当初予想信用損失(注R)に関する減損計算の対象ともなる。利息は、契約開始時に決定される実効金利法を用いて計算される。

公正価値ヘッジ取引において、資産の簿価は、IFRS第9号に従ってヘッジされたりリスクに起因する損益に関して調整される。

4.2. 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産

負債性金融商品

負債性金融商品は、以下の2つの条件が満たされた場合、株主資本を通じて公正価値で分類される。

事業モデル基準

金融資産は、その目的が契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の両方(「回収及び売却目的保有」)により達成される事業モデル内で保有される。後者は、付随的ではなく、むしろ事業モデルの不可欠な要素である。

キャッシュ・フロー基準

その原則は、償却原価で測定する金融資産に適用される原則と全く同じである。契約上のキャッシュ・フロー回収目的又は売却目的で保有され、キャッシュ・フロー基準を遵守する有価証券は、主にこの区分に分類される。

認識

当初認識時に、金融資産は時価(当該取引に直接起因する取引費用を含む。)で認識される。これらはその後公正価値で測定され、公正価値の変動は株主資本の「株主資本に直接認識された損益」に計上される。これらの金融資産は、償却原価で測定する負債性金融商品に適用されるものと同一条件での予想信用損失の計算の対象ともなる。処分時に、それまで振替可能株主資本において認識された価値の変動は、損益計算書に再分類される。もう一方で、利息は、損益計算書において契約開始時に決定された実効金利法に従って認識される。

公正価値ヘッジ取引において、資産の簿価は、IFRS第9号に従ってヘッジされたりリスクに起因する損益に関して調整される。

資本性金融商品

株式等の資本性金融商品への投資は、取引ごとの選択により、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産として分類される。株式売却時に、これまで株主資本に計上されていた価値の変動は、損益計算書において認識されない。配当金のみが、投資に係る利益を表し、資本の払戻しを表さない限り、損益計算書において認識される。これらの商品は、減損の対象とはならない。

4.3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、事業モデルの「回収目的保有」若しくは「回収及び売却目的保有」の基準又はキャッシュ・フローの基準を満たさない取引目的で保有されない負債性金融商品に関するものである。

これらの金融商品は、損益計算書に直接計上される当初取引費用である時価で計上される。末日時点で、時価の変動は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に計上される。

4.4. 金融負債

発行済金融商品又はその要素は、適法な契約の経済的実質に従って、負債に分類される。

発行済金融商品は、当行にその保有者への契約上の支払義務がある場合、負債性金融商品とみなされる。

発行済負債証券

発行済負債証券は、最初取引費用を含む発行価格で計上され、その後実効金利法を用いて償却原価で評価される。

IFRS第9号の適用において、公正価値でのヘッジ取引の観点から、発行済債券の簿価はヘッジリスクに関する損益に応じて調整される。

4.5. 融資約定及び保証約定

損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ商品として認識されない融資約定及び金融保証約定は、授受された約定に関して注Sに表示される。これらは、予想信用損失について償却される。これらの引当金は、「リスク及び費用に対する引当金」の項目に表示される。

金融保証契約(FGC)は、特定の債務者が特定の負債性金融商品の条件に従って期日の到来した支払いを履行できないことにより保有者に生じた損失を補償するために、発行者に特定の支払いを履行することを義務付ける契約である。当行は、公正価値ベースで管理されないFGCの引受け又は発行を行う。IFRS第9号は、引き受けられた又は発行されたFGCについて、当初認識を公正価値で行うことを要求している。独立の対等取引において、無関係の第三者に発行されるFGCの公正価値は、受領したプレミアムの金額と同額となる可能性が高い。

公正価値ベースで管理されないFGCについては、IFRS第9号に基づき算定された損失引当金と、当初認識された金額から(適切な場合には)IFRS第15号に基づき認識された収益の累積額を控除した金額のいずれか高い方の金額で事後的に測定される。

当行は、信用集中リスクを軽減し、自己資本比率を改善することを目的として、当行の(ソブリンの)ポートフォリオにおいて信用保証を購入又は受領する。IFRSでは、購入したFGCについての具体的な会計指針は定められていない。

当行が、FGCの定義を満たす取引(たとえば、信用保護又は類似の行為)の買手又は保有者である場合、FGCが貸付(若しくは貸付商品のプール)の不可分の要素であるか又は財務書類において別個の契約として認識されるべきか決定するための判断を行う。IFRS第9号は、ECLの見積りの際に、予想される現金不足の見積りに、契約上の条件の一部であり(但し、明示的に規定されているものに限定されない。)、かつ別個に認識されない担保及びその他の信用補完からの予想キャッシュ・フローを反映することを要求している。したがって、購入したFGCが貸付と不可分であるとみなされた場合、信用保護(又は類似の行為)及び信用補完からの予想キャッシュ・フローは、貸付のECL見積りに含まれ、また当該費用は実効金利(EIR)に含まれる取引費用として取り扱われる。この場合、購入したFGCからのキャッシュ・フローが、財務書類上の別個の契約として会計処理されることはない。

当行は、その業務過程で他のMDBとエクスポージャー交換契約(EEA)に基づく取引を行うことが可能である。EEA(注Bを参照のこと。)の目的は、集中リスクの軽減及び自己資本比率の改善である。EEA取引は、2つの別個のFGC(付与したFGC及び受領したFGC)の交換として取り扱われ、以下のとおり会計処理される。

1. 発行者の会計処理は、CEBがMDBである取引相手方から受領したソブリン・エクスポージャーに対する信用保証を付与する場合(すなわち、CEBが信用保護の売手として行為する場合)に適用される。

2. 保有者の会計処理は、CEBがMDBである取引相手方に移転されたソブリン・エクスポージャーに関連する信用保証を購入する場合(すなわち、CEBが信用保護の買手として行為する場合)に適用される。
 3. EEAは関連する取引の開始時点のリスク加重及び想定元本相当額となるように設計されているため、受領プレミアムと支払プレミアムは等価とみなされ、純額ベースで計上される。
- 4.6. 償却原価で測定する金融資産及び株主資本を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の減損
- IFRS第9号に従って、信用リスク減損モデルは、予想損失に基づく。このモデルは、償却原価区分又は株主資本を通じて公正価値で測定する区分に分類される貸付金及び負債性金融商品、損益を通じて公正価値で計上しない融資約定及び特定の金融保証約定に適用される。

一般的アプローチ

当行は、3つの「ステージ」を識別しており、それぞれが資産の当初認識以降の取引相手方の信用リスクの進化に関する特定の状況に対応している。

12ヶ月間の予想信用損失「ステージ1」:

報告日現在、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増加しなかった場合、この商品に関して12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の減損(翌12ヶ月以内の債務不履行リスクに起因する。)が認識される。

減損されない資産の全期間の予想損失「ステージ2」:

減損は、減損される金融資産がないという当初認識以降に金融商品の信用リスクが著しく増加した場合、全期間の予想損失(満期時)に等しい。

減損された資産の全期間の予想損失「ステージ3」:

資産が減損された場合、減損は満期時の全期間の予想信用損失に等しい。

この一般モデルは、IFRS第9号の減損の範囲内で全ての金融商品に適用される。

利息収入は、ステージ1及びステージ2の残高の簿価総額により計算される。

ステージ3の範囲内での残高に関して、金利収入は償却原価残高(すなわち減損引当金に関して調整された簿価総額)に基づき計算される。

債務不履行の定義

債務不履行の定義は、バーゼルの比率が用いる定義と同じである。したがって、取引相手方は、90日超の支払遅滞が判明した場合、債務不履行に陥っているとみなされる。

減損金融資産

金融資産は、当該金融資産の将来のキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす1又は複数の事象が生じた場合、減損され、ステージ3に分類される。

個々のレベルで、減損の客観的表示には、以下の事象に関連する観測可能なデータが含まれる。すなわち、支払期限を90日を超えて超過した契約上の支払いが存在すること、及び結果として現存するリスクと認められることに繋がる取引相手方の重大な財政難を認識又は観測したことである。

信用リスクの著しい増加

信用リスクの著しい増加は、合理的かつ妥当なあらゆる情報を考慮し、末日時点における当該金融商品の債務不履行リスクと当初認識時点における債務不履行リスクとを比較して、評価される。

悪化という評価は、金融商品の当初認識時点における格付又は債務不履行の発生確率と報告日時点の格付又は債務不履行の発生確率との比較に基づく。

予想損失の測定

予想信用損失は、金融商品の予想期間にわたり損失が生じる発生確率により加重された信用損失の見積り(すなわち現金不足の現在価値)として定義される。これらは、各エクスポージャーについて個別に計算される。

実際には、ステージ1及びステージ2のエクスポージャーに関して、予想信用損失は、債務不履行時損失率(LGD)に債務不履行時エクスポージャー額(EAD)を乗じ、エクスポージャーの実効金利で割り引いた債務不履行確率(PD)として計算される。これは、翌12ヶ月以内の債務不履行リスク(ステージ1)又は満期までの全期間にわたる債務不履行リスク(ステージ2)に起因する。

ステージ3に分類されるエクスポージャーに関して、予想信用損失は、実効金利で割り引いた、当該商品の全期間にわたるキャッシュ・フロー不足として計算される。キャッシュ・フロー不足は、期限到来時の契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの差額を表している。

実施された方法は、現行の概念及び枠組み(特にバーゼルの枠組み)に基づく。

債務不履行確率(PD)

債務不履行確率は、既定期間にわたる債務不履行の発生確率の見積りである。

予想信用損失の測定には、満期時における1年間の債務不履行確率及び全期間の債務不履行確率の両方を見積りが必要となる。満期時における1年間のPD及び全期間のPDは、サイクル全体の長期間平均に基づきPD規制により計算され、現在の状況を示すために調整されたある時点における(PIT)確率である。

十分な量の内部データがないことを考慮し、CEBIは、当行の取引相手方のポートフォリオに従って標準化されたPDデータの外部提供業者を利用する。

債務不履行時損失率(LGD)

債務不履行時損失率は、債務不履行日現在の実効金利で割り引かれた、契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの差額である。LGDは、EADの比率として表示される。

予想キャッシュ・フローの見積りには、契約上の条件に含まれる場合は保有担保又はその他の信用補完の売却によるキャッシュ・フローが含まれ、当該担保の取得費用及び売却費用を控除して事業体ごとに個別に計上されない。

十分な量の内部データがないことを考慮し、CEBIは、当行の取引相手方のポートフォリオ、信用補完及び「低サイクル」効果に従って標準化されたLGDデータの外部提供業者を利用する。

債務不履行時エクスポージャー額(EAD)

商品の債務不履行時エクスポージャー額は、債務不履行時に借入人が所有する予想残高である。この額は、予想される支払特性に基づき決定され、商品の種類に基づき、契約上の返済予定、予想早期償還及び信用契約に係る将来の予想引出額を考慮している。

将来的な予測情報

予想信用損失額は、過去の事象、現在の状況及び合理的かつ妥当な経済情勢の予測を考慮した発生確率 - 加重シナリオに基づき算定される。

予想信用損失算定時の将来的な予測情報に関連する原則は、「注R リスク費用」に詳細が記載される。

4.7. リスク費用

リスク費用には、償却原価で又は株主資本を通じて公正価値で計上された負債性金融商品、融資約定及び金融保証約定に関連する12ヶ月間の予想損失及び全期間の予想損失(ステージ1及びステージ2)に関する減損引当金及び同戻入金が含まれる。リスク費用には、減損に係る客観的証拠がある金融資産(ステージ3)に関する減損引当金及び同戻入金、回収不能額の相殺額並びに減損資産からの回収額も含まれる。

4.8. デリバティブ商品

デリバティブ金融商品は、CEBがヘッジ対象の金利リスク及び/又は外国為替リスクを管理及びヘッジするために使用される。これらは、ヘッジ・デリバティブ金融商品である。

ヘッジ取引は、個々の商品又は取引(マイクロヘッジ取引)を対象とする。

CEBの認識は、一般ヘッジ会計(又はマイクロヘッジ)に関するIFRS第9号の基準に準拠しており、これはIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置換するものである。

デリバティブは以下の2つの区分に分類される。

デリバティブ取引

デリバティブ商品は、ヘッジ商品とみなすことができる場合を除き、当初から取引商品として扱われる。デリバティブ商品は、時価がプラスの場合は貸借対照表の資産側の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上され、時価がマイナスの場合は貸借対照表の負債側に計上される。損益は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。

デリバティブ及びヘッジ会計

特定された金融商品(貸付金、負債証券、発行証券)に関する固定金利付の資産及び負債の金利リスクを特にカバーするために、当行は公正価値でのヘッジを使用する。

金利キャッシュ・フロー・ヘッジは、貸借対照表において認識された金融商品(変動利付貸付金、有価証券又は負債)に関連する将来のキャッシュ・フローの変動にさらされる商品をヘッジするために使用される。このヘッジ関係は、損益計算書に影響を及ぼす可能性のある商品の将来のキャッシュ・フローのマイナスの変動に対してヘッジすることを目的としている。

金融商品がヘッジ・デリバティブとして適格とされるために、当行は当初の利用からヘッジに関する情報を保持している。かかる情報は指定資産又は負債、ヘッジリスク、使用されたデリバティブ商品の種類並びにヘッジの過去及び将来の有効性評価に使用される評価方法を明確に記している。

ヘッジは、IFRS第9号に定義されるヘッジの有効性要件を全て満たさなければならない。かかる有効性は、ヘッジの最初の利用及びその後のヘッジの全期間を通じて確保されなければならない。

公正価値によるヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表において公正価値で再評価される。一方で、公正価値の変動は損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。これは、予想リスクに関するヘッジ商品の再評価と対称的である。貸借対照表において、認識された資産又は負債に対するヘッジ関係の場合、ヘッジ項目の再評価はヘッジ商品の分類に基づいて計上される。損益計算書に計上された影響は、ヘッジの終局的な非有効性を示している。

キャッシュ・フローによるヘッジ関係の場合、ヘッジ・デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、その非有効部分が「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」として損益計算書に計上される一方で、その有効部分について「株主持分に直接認識された損益」として資本に計上される。金利デリバティブの場合、ヘッジ商品に関連する金利収入又は金利費用と対称的に、デリバティブ金融商品の未収利息部分は、損益計算書の「金利収入及び類似の収入」「金利費用及び類似の手数料」に計上される。

ヘッジが中断されるか又は有効性テストを充足することができない場合は、ヘッジ・デリバティブは取引ポートフォリオへ移行され、かかる区分に適用される方針に従って計上される。当初においてヘッジされているとみなされた金利商品の場合、貸借対照表に計上されたかかる商品の再評価額は、その残存期間の実効金利で償却される。特に早期償還されたために、貸借対照表にヘッジ項目がもはや計上されない場合、かかる金額は直ちに損益計算書に移行される。

4.9. 公正価値評価

金融資産及び金融負債の公正価値は、IFRS第13号により要求される市場価値及び追加的な価値の調整により構成される。

時価

「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」、「ヘッジ・デリバティブ金融商品」及び「株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産」の区分の金融資産及び金融負債は、その時価で評価及び計上される。時価は、対等取引において知識のある自発的な当事者間において交換され得た資産、又は支払われ得た負債に関する価格に相当する。

時価は、以下のとおり決定される。

- 活発な市場における見積価格の使用
- 以下のような評価手法の利用
 - 認識された財務上の仮定に基づく数学的な計算方法
 - 活発な市場において取引される商品の価格を利用して、又は活発な市場がない場合には統計的推定若しくはその他の定量法に基づいて決定された価値のパラメーター

一方で、デリバティブ商品(外国為替、金利及び通貨スワップ)は、一般的に承認されたモデル(割引キャッシュ・フロー手法、ブラック・ショールズ・モデル、補間法)に基づいて観測可能なパラメーターを用いて評価される。

評価調整

評価調整により、公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク及び自己信用リスクを統合することができる。

取引相手方のリスクの評価調整(信用評価調整 - CVA)は、取引相手方のうち1社が債務不履行の場合に、当行が取引から全時価を回収し得ないリスクを反映している。

自己信用リスクの評価調整(自己信用評価修正 - OCA及び債務評価調整 - DVA)は、当行の発行済負債証券及びデリバティブ金融負債の評価額に対するCEBの信用リスクの影響を反映する。

これらの調整は、取引相手方ごとに算出され、債務不履行エクスポージャー、債務不履行確率及び債務不履行の際の回収率に基づいて算出される。

債務不履行時におけるエクスポージャーは、リスク要因のシミュレーションによるリスクへのエクスポージャーを定量化するモデルを用いて見積られる。かかるモデルは、クレジット・サポート・アネックス(CSA)担保契約の性質に左右される担保の変動を考慮する。

CVA及びDVAは、正の評価の場合は貸借対照表の資産側の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上され、負の評価の場合は貸借対照表の負債側に計上される。損益は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に認識される。

4.10. 金融資産及び金融負債の認識の中止

金融資産の認識の中止

当行は、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合又はCEBが当該資産からのキャッシュ・フローを受けるための契約上の権利並びに実質的に当該資産の所有に関するリスク及び利益の全てを譲渡した場合のいずれも、金融資産の全部又は一部の認識を中止する。これら全ての条件が満たされなかった場合、当行は、貸借対照表において当該資産を維持し、当該資産の譲渡の結果生じた義務に関して負債を認識する。

金融負債の認識の中止

当行は、当該負債が全部又は一部消滅した場合、金融負債の全部又は一部の認識を中止する。

レポ契約

レポ契約に基づき一時的に売却された有価証券は、引き続きCEBの貸借対照表においてその原ポートフォリオに認識される。これに対応する負債は、「償却原価で測定する金融負債」に償却原価で認識される。

リバース・レポ契約に基づき一時取得された有価証券は、当行の貸借対照表において認識されない。これに対応する債権は、「償却原価で測定する金融資産」に償却原価で認識される。

5. 金利収入及び金利費用

金利収入及び金利費用は、損益計算書において、実効金利法を用いることにより全ての金融商品に認識される。

実効金利とは、金融商品の予想残存期間を通じて見積られる将来の現金支出又は現金収益を金融資産又は金融負債の純簿価まで正確に割り引く利率である。この計算には、授受された手数料(利息と類似する場合)、取引費用並びに全てのプレミアム及び割引が含まれる。

6. 固定資産

当行の貸借対照表に計上される固定資産は、有形活動資産及び無形活動資産、並びに2019年1月1日以降は、IAS第17号「リース」を置換するIFRS第16号「リース」の範囲内の全てのリースを含む。

IFRS第16号に従い、基準の範囲内の全てのリースは、借手の貸借対照表において認識されなくてはならない。契約期間中のリース資産の使用権を示す金額は、有形資産として認識され(注H)、リース負債に相当する金額は負債として認識される(注I)。

損益計算書において、使用権は契約の全期間にわたって減価償却され、金利費用はリース負債と認識される。

固定資産は、直接関連のある費用を加えた購入価格で計上される。

減価償却は、定額法を用いて当行が予測する資産の予想耐用年数に従って計算され、資産の残存価値は償却基礎価額から差し引かれる。

末日ごとに、固定資産は償却原価(減価償却及び可能性のある減損を差し引いた価格)で評価され、必要があれば、耐用年数の存続期間及び残存価値に関する会計調整が実施される。

有形資産

以下は活動施設の「建物」分野の内訳である。全てその耐用年数に従って減価償却される。

| | |
|-----------------------|-----|
| - 主要な建物、ファサード及び屋根材(*) | - |
| - 一般設備及び専門設備 | 10年 |
| - 不動産の定着物及び付属物 | 10年 |

注(*) 当行の本部がパリの中心に所在していることを考慮し、その残存価値は「主要な建物、ファサード及び屋根材」に指定されているが、これは減価償却の対象となっていない。

土地は減価償却されない。その他の有形固定資産は、以下の存続期間に従って減価償却される。

| | |
|-------------|-----|
| - 付属物及び家具 | 10年 |
| - 車両 | 4年 |
| - 事務所及びIT備品 | 3年 |

無形資産

無形資産(ITソフトウェア)は、以下の存続期間に従って償却される。

| | |
|------------------|----|
| - アプリケーションソフトウェア | 5年 |
| - システムソフトウェア | 3年 |
| - オフィスソフトウェア | 1年 |

7. 退職職員給付金

当行の年金計画は、当行及び職員からの拠出によって資金提供された確定給付型年金計画である。給付金は労働年数及び最終勤務年度の基本報酬の割合に基づいて計算される。

その他の退職給付金計画(医療保険、財務調整及び退職年金)も、同様に確定給付型年金計画である。退職期間中、退職した職員は、引き続き医療保険の対象となる。この医療保険は、職員及び当行からの拠出により資金提供される。これらは、当行の職員がそれぞれ退職時に選択する制度により異なる。2014年1月1日より前に雇用した職員について、当行は、受領した当行の年金に係る課税額の50%を払い戻す。

これらの計画は、当行側の約定を表し、評価され、引当金が設定されている。IAS第19号に基づき、会計上及び人口統計上の条件を考慮し、これらの約定に関して保険数理計算上の評価が実施される。保険数理計算上の損益は、「包括利益計算書」の取引相手方ごとに、貸借対照表の「リスク及び費用に対する引当金」の項目に計上される。

これらの約定に関する引当金の額は、予測単位積増方式の保険数理計算上の評価を用いて決定される。

8. 社会的影響勘定

社会的影響勘定(SIA)は、CEBの目的に適合し、かつ管理委員会が指定する適格諸国において実施されるプロジェクトを支援する資金を提供するために使用される。SIAの運用原則は、2024年11月14日に承認された管理委員会の決議第1666号(2024)により最後に改訂されている。特に、貸付保証に対する新たな健全性の上限が導入されたことで、当行は信用リスクへの保守的なエクスポージャーを維持しつつも、SIAの原資及び保証貸付のレバレッジ比率を高めることが可能となった。また、改訂まで社会配当金勘定であった勘定科目は、その目的をより明確に反映するものに変更された。

SIAにより提供される支援金は、技術支援、助成金、金利補助金及び貸付保証の形態とされることがある。

技術支援

技術支援は、プロジェクトの準備及び実行を支援するためにCEB又は受益者によって契約された外部専門家の費用並びに当行の介入分野及び行動手段に関連する能力構築に資金提供するものとする。

助成金

助成金は、社会的インフラの建設及び整備に関連する費用等のプロジェクトの投資費用並びにプロジェクトの経常支出、商品、サービス、プロジェクト専任職員及び受益者の制度上の費用等のプロジェクトの運営費用に資金提供するものとする。

金利補助金

金利補助金は、貸付金の各債券につき、当行が通常適用する金利と借入人が支払う金利との差を補うものとする。

貸付保証

貸付保証は、CEB貸付の借入人の不履行に起因する損失をCEBに補償するものとする。

SIAから拠出される支援金は、総裁によって承認される300千ユーロ以下の技術支援を除き、当行の管理委員会によって承認される。

SIAは、加盟国が決定する当行の年間利益の配分によって主に資金提供されている。

9. 関連当事者

IAS第24号に関して、当行はいかなる機関の子会社でもない。財務書類は関連当事者との関係によって影響を受けるものではない。

当行の議長、副議長及び任命役員に関連する情報については、下記10.の項に記載されている。

10. 議長、副議長及び任命役員への報酬

CEBの定款では、当行の組織、運営及び監督は下記の機関の責任とする旨が定められている。

- 理事会
- 管理委員会
- 総裁
- 監査委員会

理事会及び管理委員会は、それぞれ1名の議長及び各加盟国が任命した1名の代表から構成されている。理事会の議長及び管理委員会の議長は理事会によって任期3年で選任され、その任期は1度更新することができる。副議長は各機関の構成員から選任される。議長及び副議長の年間報酬は、在任期間中は管理委員会によって固定されている。

総裁は理事会で任命され、任期は5年であるが1回は再任可能である。総裁は、1名以上の副総裁に補助される。かかる副総裁は、管理委員会からの意見に従って、理事会の委員との協議を経て、総裁の提案に基づいて理事会によって任命され、任期は5年であるが1回は再任可能である。総裁及び副総裁の報酬は、当行の年間予算の承認範囲内で管理委員会によって固定されている。

総裁及び副総裁は、医療保険及び社会保険並びにCEBの年金制度に加入している。適用される退職年金制度は、任命役員が、5年の任期後に退職年金を請求する場合を除き、職員と同じである。

CEBの議長、副議長及び任命役員は、ストック・オプション又はその他の種類の賞与を受領しない。

CEBの議長、副議長及び任命役員の報酬総額は、以下のとおり要約される。

| | (単位：千ユーロ) | |
|-------------|-----------|-------|
| | 2025年 | 2024年 |
| 役員報酬(*) | | |
| 管理委員会議長 | 45 | 45 |
| 管理委員会副議長 | 6 | 6 |
| 報酬 | | |
| 総裁 モンティチェッリ | 460 | 448 |
| 副総裁 ボーチェック | 350 | 341 |
| 副総裁 ゴーダン | 350 | 341 |
| 副総裁 ベーマー | 350 | 341 |

注(*) 理事会の議長/副議長に対する役員報酬の原則は廃止された。2023年末以降の新たな任期については、役員報酬は支払われなくなった。

11. 課税

欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に対する第三議定書には、当行の資産、収入及びその他の財産は、当行の加盟国における全ての直接税から免除されると規定されている。

財務書類の表に記載されている合計は、四捨五入により千ユーロ単位の概数としているため、各金額の合計と一致しない場合がある。

注B：リスク管理

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。そのため、当行は業務分野全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進することにより、国際的にも最良の銀行慣行の実践を目指している。

本注記は、当行の通常の事業過程において発生する主な金融リスク、すなわち信用リスク、金利リスク、外国為替リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに対する当行のエクスポージャーに関する情報を提供している。また、CEBは、「伝統的な」リスクに加えて、気候変動がもたらす潜在的な脅威に対して積極的な姿勢をとることで、気候リスクの重要な役割を認識している。また、本注記は、かかるリスクを特定、評価、監視、報告、緩和及び統制するための適切なツールをCEBにもたらす目的、方針、手続、制限及び統制も提示している。

当行は、加盟国の規制には服さないものの、銀行規制に係るEU指令及びバーゼル銀行監督委員会の勧告をリスク管理の枠組みの基準として考慮している。

CEBは、強固なリスク管理文化を確立するため、最良の銀行慣行に沿って監視手続を含むリスク及び統制政策を定期的に見直している。

リスク選好

当行は、リスク選好を、当行の戦略的枠組みに記載されている目標の達成のために当行がそのリスク許容範囲内において負う意思のあるリスクの総体的なレベル及び種類と定義する。

CEBのマネートを履行するための鍵となる手段は、有利な利率で資金を融資することであり、そのためには資本市場において競争力のある利率で資金を調達することが必要となる。この目的のため、堅実な信用リスク特性の保持が依然として最も重要となる。

CEBの財務及びリスク特性は、量的及び質的な主要指標並びにリスク選好枠組みに基づく制限から示されるリスク選好によって決まる。

当行は、そのリスク管理について堅実な方法を採用しており、これにより長期にわたる財政の持続可能性の確保に対するリスクが軽減される。この目標のために、当行は、オンバランスシート及びオフバランスシート両方の取引に起因してCEBの事業から生じる全てのリスクを特定、評価、監視、報告、緩和及び統制するための包括的なリスク管理枠組みを開発、導入した。

管理体制

リスク及び統制局(R&C)は、リスク管理の枠組みの実行、とりわけ、当行全体における全てのリスクの特定、監視及び報告について責任を負う。R&Cは、他の局と協調して、リスクに関する方針及び手法を提案し、それらの適用を監督し、全体的に一貫したリスク管理が行われるようにし、リスク報告を徹底させる。

R&Cは、他の運営局及び事業局から独立し、総裁に直属する。R&Cユニットは、信用リスク、市場リスク(リスク観点からの資産及び負債管理(ALM)を含む。)及びオペレーショナルリスクの分野を対象としている。

財務総局は、当行の流動性ポジションを含む業務上の資産及び負債リスクの管理について責任を負う。

意思決定委員会

以下の意思決定委員会は、各分野でリスク管理方針を設定及び監視する。全ての委員会はCEBの総裁が議長を務める。

- 信用リスク委員会(CRC)は、週に1度開催され、内部信用リスクの評価と勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する与信決議に対して責任を負う。
- 資産及び負債委員会(ALCO)は、貸借対照表全体を通じた金利、外国為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成するために1ヶ月に1度又は必要に応じてより高い頻度で会議を開催する。
- オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)は、CEBのオペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための十分な方法が採られていることを確認する。

統制機関

内部監査(IA)は、CEBの内部統制システムにおける、常設の独立組織である。IAの目的は、総裁及びCEBの統制機関に対し、事業及び運營業務が効率的に行われ、管理されていることについて独自のかつ客観的な保証を提供することである。IAは、CEBの活動及び取引が、既存の政策、手続及びベストプラクティスとの適合性の下で行われているかを検査し、またそれらに関連するリスクの評価を行っている。さらに、CEBの運営に関して、将来的な改善の提案も行う。

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与並びに脱税のリスク並びに誠実性、汚職問題及び詐欺問題に対処している。OCCOの任務は、金融リスク及びレピュテーションリスクから当行を保護すること、企業倫理規範を促進すること並びにCEBのコンプライアンスリスクの効率的な管理について自主的に貢献することである。OCCOの主な活動は、運営及び取引相手方に対する誠実性のデュー・ディリジェンスによるチェックの実施、当行の金融及びローン事業における誠実性の保護並びに当行の基準及び方針に対する違反からの職員及び合議制組織の誠実性及び義務論の保護である。また、OCCOは、調達方法の選択手続が内部規則に沿っていることの確認を行う。

コンプライアンス・ユニットの最高情報セキュリティー責任者(CISO)は、CEBの情報資産及び技術が適切に保護されていることを確保する。CISOは、セキュリティーポリシーの設定、セキュリティーの枠組みの設計、並びにCEB全体の情報及びITリスク軽減のための手続の特定、開発、導入及び維持に関して責任を負う。CISOは、インシデントへの対応、適切な基準及び統制の設定、セキュリティー技術の管理、セキュリティーに対する認識の向上、並びに情報セキュリティーポリシー及び手続が適用されていることの確認を行う。

監査委員会は、CEBの理事会によって加盟国から交代で選任される任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)から成る。監査委員会は、当行の収支決算を検査し、その正確性を確認する。監査委員会の報告書は、毎年財務書類が承認のため提出される際に、当行の監督機関に提出される。報告書の抜粋は財務書類に添付される。

外部監査人は、当行の財務書類の国際監査・保証基準審議会(IAASB)が発布する国際監査基準(ISA)に従った監査並びにCEBの内部統制及びリスク管理のプロセスの監督を行う責任を負う。外部監査人は、監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、理事会により任期5年で任命され、入札手続の後に5年の任期で1度更新することができる。外部監査人の評価プロセスは、とりわけ年次財務書類に関する独立監査人の報告書にも記載されている。

さらに、当行はフィッチ、ムーディーズ及びスタンダード・アンド・プアーズの3つの主要な信用格付機関による評価を受ける。これらの格付機関は、当行の財務状況及び長期的な信頼性並びに環境、社会及びガバナンスの基準を詳細に分析し、年間格付を付与する。2021年以降、CEBはスコープ・レーティングスからも非依頼型の信用格付を付与されている。

リスク管理に関する内部報告及び外部報告

リスク及び統制局(R&C)はCEBの融資活動及び財務活動に関する信用リスクについて評価し、週に1度、信用リスク委員会に対して報告する。

財務総局は月に1度、金利及び為替相場のエクスポージャー並びに資金調達及び流動性ポジションについて、資産及び負債委員会に報告する。

リスク管理に係る四半期報告書は、R&Cが管理委員会及び理事会に提示する。当該報告書は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクといった主なリスクに対するCEBのエクスポージャーの推移及びリスク選好枠組みの遵守について加盟国に示すものである。

CEBはまた、リスク管理開示報告書を年に1度発行する。当該報告書は、異なるタイプのリスクに対するエクスポージャー、リスク管理評価に適用される手法及びそれらの目標の詳細を提供する。当該報告書はまた、CEBの自己資本に関する手法も提示する。

当行はまた、格付機関に対してその毎年の評価を補助するために広範な情報を提供する。加えて、米国証券取引委員会に提出された発行登録書との関係で、18-K様式により作成されたCEBの財務報告書にも、当行のリスク管理の情報が含まれている。

最後に、期末において公表されるCEBの財務報告書には、当行において実施されているリスク管理のプロセス及び実務について公平な見解が示されており、そのリスクのエクスポージャーについて詳細に記載されている。

1. 信用リスク

評価過程の概要

信用リスクは、銀行借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失である。当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があるため、融資活動及び財務活動において信用リスクにさらされている。また、当行の資本又は貸倒損失に係る引当金に対して悪影響を及ぼす可能性がある格付の引下げにより、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクも信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクは、信用エクスポージャーの値と融資先又は取引の信用の質の関数である。

信用リスクの特定及び評価

信用リスク管理は、当行のバランスシート及びオフバランスシート上の事業における当行の融資及び資金運用活動から生じる全ての商品及び活動に内在する全ての信用リスクの潜在的な要因を特定する。当行は、新たな商品及び活動が導入又は実施される前に、これらに係るリスクが適切なリスク管理の統制及び統制に服することを確認する。信用リスクは、格付の引下げ、支払義務に係る(クロス)デフォルトの形で発生するか、又は取引の決済手続に際して発生する可能性がある。

信用リスクは、()リスク原則に従って信用取引が拡張されていることの確保のために適切な内部管理を実施し、また()借入人又は仲介者との関係による影響を受けることなく独立した判断を下すため、融資又は財務の担当者から独立して、信用リスク部(CRU)(R&C局)によって評価される。信用エクスポージャーは、毎日測定、監視及び統制される。制限の違反(もしあれば)は、上級管理職に報告される。

内部信用格付は、当行の独立した内部の信用リスク評価の結果である。内部信用格付は、支払義務を全額、また期限どおりに履行することに係る借入人の能力及び意思に関する意見を提供する。かかる内部信用格付は、通常、リスク要因の質的及び量的な評価並びに最終的に不履行の原因となる可能性のある潜在的なシナリオに基づく。内部信用格付は、財務総局並びに貸付及び社会開発局の全ての取引相手方に対して指定される。当行は、当行が負う潜在的なリスクを適切に理解していることを確認しつつ、特定の取引、商品又は取引相手方に関して外部格付を利用することができる。内部格付の方法は、随時検討され、調整される。同様に、各取引相手方に帰属し、当行が当行の事業から発生する信用リスクを監視するために定められた限度は、定期的に検討される。

内部格付と外部格付機関の対応表

| | 内部格付 | ムーディーズ | S&P/フィッチ |
|-------|------|--------|----------|
| 投資適格 | 10 | Aaa | AAA |
| | 9.5 | Aa1 | AA+ |
| | 9 | Aa2 | AA |
| | 8.5 | Aa3 | AA |
| | 8 | A1 | A+ |
| | 7.5 | A2 | A |
| | 7 | A3 | A |
| | 6.5 | Baa1 | BBB+ |
| | 6 | Baa2 | BBB |
| | 5.5 | Baa3 | BBB |
| 投資不適格 | 5 | Ba1 | BB+ |
| | 4.5 | Ba2 | BB |
| | 4 | Ba3 | BB |
| | 3.5 | B1 | B+ |
| | 3 | B2 | B |
| | 2.5 | B3 | B |
| | 2 | Caa1 | CCC+ |
| | 1.5 | Caa2 | CCC |
| | 1 | Caa3 | CCC |
| | 0.5 | Ca | CC |
| | 0.25 | C | C |
| 債務不履行 | 0 | D | D |

信用リスクの軽減

CEBIは、取引残存期間中の信用リスクを監視し軽減するため、信用リスクの軽減(CRM)手法を積極的に活用している。信用リスクの軽減手法としては、保証、担保又は契約上の保護(例：契約上のコベナンツ)がある。

新規取引に関する信用リスクの軽減手法は、CRUによって提案され、信用リスク委員会の承認に服する。既存取引に関する信用リスクの軽減手法は、取引相手方に係る年次精査において信用リスク委員会に提示される。

新規プロジェクトに関する信用リスクは、評価手続において評価され、関連する内部委員会からの承認を必要とする。全てのプロジェクトは、管理委員会からの承認を得るために同委員会へ提出される。

管理委員会は、当行の財務及びリスク方針を組み込み、財務活動の統合された枠組みを設定する。この枠組み内で、財務取引は、CRUにより評価され、承認のため信用リスク委員会に提出される。

最後に、大口エクスポージャー及び集中に関する制限も決定され、信用リスク委員会に報告される。

信用リスク・エクスポージャーの概要

以下の表は、以下のA.及びB.の両方に対する2025年12月31日現在及び2024年12月31日現在における当行の信用リスク・エクスポージャーを示している。

- A. 貸付及び社会開発局：貸付及び融資約定
- B. 財務総局：預金(ノストロ及び金融市場)、有価証券ポートフォリオ及びデリバティブ

(単位：百万ユーロ)

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|--|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | AAA/AA | A/BBB | 投資不適格 | 合計 | AAA/AA | A/BBB | 投資不適格 | 合計 |
| 貸付 | 4,313 | 15,775 | 3,474 | 23,562 | 4,897 | 15,020 | 2,998 | 22,915 |
| 融資約定 | 928 | 4,427 | 1,557 | 6,912 | 1,357 | 3,880 | 1,371 | 6,609 |
| 預金(ノストロ及び 金融市場) | 2,463 | 5,081 | | 7,544 | 2,158 | 5,245 | | 7,403 |
| 有価証券 スワップ及びSA CCRによる外国為替 与信相当額(*) | 3,076 | 3,003 | | 6,079 | 4,275 | 1,430 | | 5,705 |
| | 113 | 202 | | 315 | 169 | 235 | | 403 |
| 合計 | 10,893 | 28,488 | 5,031 | 44,411 | 12,855 | 25,810 | 4,369 | 43,034 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は内部格付(国際格付機関(すなわちムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ又はフィッチ)に格付を付与されていない場合)
- ・ 貸付及び融資約定は、CRM後に報告される。
- ・ 貸付、預金及び有価証券は、額面価格で、未収利息を除き、報告される。

注(*) 取引相手方の信用リスクについての標準的アプローチ

A - 貸付及び社会開発局の活動

貸付ポートフォリオ

貸付事業における信用リスクは、主に銀行借入人又は取引相手方による契約上の義務の不履行又は格付の引下げから生じる。

2025年12月31日現在、貸付残高は2024年度末と比較して2.8%増加し(647百万ユーロのプラス)、23.6十億ユーロとなった。(2024年度及び2023年度と同様に)2025年度において、当行によるいかなる不履行又は延滞も記録されていない。

以下の表は、貸付ポートフォリオの取引相手方の格付クラス及び属性別のリスク特性を示している。

(単位：百万ユーロ)

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|--|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | AAA/AA | A/BBB | 投資不適格 | 合計 | AAA/AA | A/BBB | 投資不適格 | 合計 |
| ソブリン、国有 金融機関及びIFI 準ソブリンの団体及び 金融機関 | 1,632 | 7,340 | 3,237 | 12,210 | 1,940 | 7,165 | 2,792 | 11,896 |
| その他金融機関 | 2,439 | 4,664 | 174 | 7,277 | 2,738 | 4,052 | 130 | 6,920 |
| 非金融機関 | 3 | 2,742 | 21 | 2,765 | 5 | 3,107 | 41 | 3,153 |
| 合計 | 238 | 1,029 | 42 | 1,310 | 214 | 697 | 35 | 946 |
| 合計 | 4,313 | 15,775 | 3,474 | 23,562 | 4,897 | 15,020 | 2,998 | 22,915 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後に報告された貸付

保証貸付及び担保貸付

貸付ポートフォリオの大部分について、信用補完(担保及び保証)により、信用リスクの質が高まっている。2025年12月31日現在、貸付残高合計の27.1%が保証付きであった。

- 締結済み約定による保証貸付：6.3十億ユーロ(2024年12月31日現在、6.9十億ユーロ)
- 担保有価証券による担保貸付：49百万ユーロ(2024年12月31日現在、78百万ユーロ)

当行は特に、欧州委員会のインベストEU保証で一部カバーされる貸付のポートフォリオを管理している。2025年末現在において、CEBインベストEUのポートフォリオは、417.4百万ユーロ⁽¹⁾となり欧州委員会

がカバーする保証は132.8百万ユーロであった。インベストEUのポートフォリオは、318.25百万ユーロの保証付きで1.0十億ユーロの貸付に拡大する予定である。

注(1) 当該金額は、取引相手方との間で枠組融資契約を締結し、承認された貸付残高と一致する。

貸付残高のリスク特性に対する信用補完の影響

(単位：百万ユーロ)

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|--------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | CRM前 | | CRM後 | | CRM前 | | CRM後 | |
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| AAA/AA | 3,078 | 13% | 4,313 | 18% | 3,610 | 16% | 4,897 | 21% |
| A/BBB | 15,513 | 66% | 15,775 | 67% | 14,712 | 64% | 15,020 | 66% |
| 投資不適格 | 4,970 | 21% | 3,474 | 15% | 4,593 | 20% | 2,998 | 13% |
| 合計 | 23,562 | 100% | 23,562 | 100% | 22,915 | 100% | 22,915 | 100% |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付

より具体的には、以下の2つの表は、外部格付機関による格付を付与されていない貸付への保証の影響を示している。

貸付合計のうち、外部格付機関による格付を付与されていない貸付の割合

(単位：百万ユーロ)

| 2025年 | | 2024年 | |
|-------|-------|-------|-------|
| CRM前 | CRM後 | CRM前 | CRM後 |
| 6,200 | 3,249 | 5,998 | 3,011 |
| 26.3% | 13.8% | 26.2% | 13.1% |

外部機関による格付を付与されていない貸付のうち、内部格付が投資適格の貸付の割合

(単位：百万ユーロ)

| 2025年 | | 2024年 | |
|-------|-------|-------|-------|
| CRM前 | CRM後 | CRM前 | CRM後 |
| 4,431 | 3,012 | 4,286 | 2,806 |
| 71.5% | 92.7% | 71.4% | 93.2% |

貸付残高の返済フローの満期別内訳

(単位：百万ユーロ)

| 満期 | 2025年 | | 2024年 | |
|-----------|--------|------|--------|------|
| | | % | | % |
| 1年以下 | 2,913 | 12% | 2,661 | 12% |
| 1年超5年以下 | 9,265 | 39% | 9,364 | 41% |
| 5年超10年以下 | 6,544 | 28% | 6,561 | 29% |
| 10年超20年以下 | 4,252 | 18% | 3,776 | 16% |
| 20年超 | 588 | 2% | 553 | 2% |
| 合計 | 23,562 | 100% | 22,915 | 100% |
| 加重平均残存期間 | 6.36年 | | 6.15年 | |

貸付残高(CRM後)の格付クラス別及び取引相手方の国別の内訳

(単位：百万ユーロ)

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|------------------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | AAA/AA | A/BBB | 投資不適格 | 合計 | AAA/AA | A/BBB | 投資不適格 | 合計 |
| 加盟国 | | | | | | | | |
| スペイン | | 2,415 | 30 | 2,445 | | 2,502 | 33 | 2,534 |
| ポーランド | | 2,267 | | 2,267 | | 2,043 | 1 | 2,044 |
| フランス | 238 | 1,909 | 43 | 2,191 | 942 | 1,278 | 35 | 2,254 |
| ドイツ | 1,317 | 532 | | 1,848 | 1,209 | 450 | | 1,659 |
| イタリア | | 1,847 | | 1,847 | | 1,774 | | 1,774 |
| トルコ | | | 1,537 | 1,537 | | | 1,436 | 1,436 |
| ベルギー | 161 | 1,049 | | 1,210 | 180 | 783 | | 962 |
| スロバキア共和国 | | 1,013 | | 1,013 | | 1,156 | | 1,156 |
| リトアニア | | 848 | 17 | 865 | | 897 | 35 | 931 |
| オランダ | 463 | 359 | 3 | 826 | 488 | 500 | 5 | 993 |
| セルビア | | | 823 | 823 | | | 768 | 768 |
| ハンガリー | | 767 | | 767 | | 726 | | 726 |
| フィンランド | 444 | 248 | | 692 | 487 | 248 | 1 | 735 |
| クロアチア | | 583 | | 583 | | 691 | | 691 |
| スウェーデン | 520 | 23 | | 543 | 520 | 22 | | 542 |
| アイルランド | 513 | 12 | | 525 | 480 | 13 | | 494 |
| ウクライナ | | | 459 | 459 | | | 116 | 116 |
| チェコ共和国 | 383 | 74 | | 456 | 379 | 55 | | 434 |
| ルーマニア | | 246 | 143 | 389 | | 322 | 97 | 420 |
| ブルガリア | | 308 | | 308 | | 224 | | 224 |
| キプロス | | 267 | | 267 | | 283 | | 283 |
| エストニア | | 219 | | 219 | | 220 | | 220 |
| ギリシャ | | 218 | | 218 | | 218 | | 218 |
| スロベニア | | 190 | | 190 | | 195 | | 195 |
| ポルトガル | | 149 | | 149 | | 246 | | 246 |
| アイスランド | | 110 | | 110 | | 65 | | 65 |
| アルバニア | | | 91 | 91 | | | 106 | 106 |
| ボスニア・ヘルツェ ゴビナ | | | 78 | 78 | | | 83 | 83 |
| 北マケドニア | | | 71 | 71 | | | 78 | 78 |
| モンテネグロ | | | 70 | 70 | | | 81 | 81 |
| モルドバ共和国 | | | 50 | 50 | | | 58 | 58 |
| コソボ | | | 44 | 44 | | | 45 | 45 |
| ラトビア | | 37 | | 37 | | 18 | | 18 |
| マルタ | | 29 | | 29 | | 29 | | 29 |
| ジョージア | | | 14 | 14 | | | 14 | 14 |
| アンドラ | | 12 | | 12 | | 13 | | 13 |
| サンマリノ | | 7 | | 7 | | | 8 | 8 |
| 小計 | 4,039 | 15,737 | 3,474 | 23,250 | 4,685 | 14,969 | 2,998 | 22,652 |
| 超国家 | 274 | | | 274 | 212 | | | 212 |
| 非加盟国 | | | | | | | | |
| オーストリア | | 38 | | 38 | | 51 | | 51 |
| 合計 | 4,313 | 15,775 | 3,474 | 23,562 | 4,897 | 15,020 | 2,998 | 22,915 |

- ・ 未払利息を除くCRM後に計上された貸付金の額面価格

事業の残存高及び融資約定

事業の残存高には、管理委員会が承認し、かつ未融資の全ての事業が含まれる。融資約定は、融資を要する事業であるが、そのための枠組融資契約が締結されている。

事業の残存高は、2025年12月31日現在9.4十億ユーロ(2024年度末は9.2十億ユーロ)となり、そのうち71.2%は、投資適格に格付された(2024年度末は75.8%)。

融資約定は、2025年12月31日現在6.9十億ユーロ(2024年度末は6.6十億ユーロ)となり、そのうち77.5%が投資適格に格付された(2024年度末は79.3%)。

(単位：百万ユーロ)

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|----------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | AAA/AA | A/BBB | 投資不適格 | 合計 | AAA/AA | A/BBB | 投資不適格 | 合計 |
| 事業の残存高合計 | 978 | 5,702 | 2,706 | 9,387 | 1,357 | 5,632 | 2,232 | 9,221 |
| うち融資約定 | 928 | 4,427 | 1,557 | 6,912 | 1,357 | 3,880 | 1,371 | 6,609 |

- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

融資約定(CRM後)の格付クラス別及び取引相手方の国別の内訳

(単位：百万ユーロ)

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|--------------|--------|-------|-------|-----|--------|-------|-------|-----|
| | AAA/AA | A/BBB | 投資不適格 | 合計 | AAA/AA | A/BBB | 投資不適格 | 合計 |
| 加盟国 | | | | | | | | |
| フランス | 265 | 687 | 16 | 968 | 540 | 213 | 11 | 764 |
| イタリア | | 696 | | 696 | | 371 | | 371 |
| トルコ | | | 605 | 605 | | | 478 | 478 |
| ルーマニア | | 534 | 20 | 554 | | 385 | 28 | 413 |
| セルビア | | | 412 | 412 | | | 499 | 499 |
| ドイツ | 281 | 85 | | 366 | 361 | 200 | | 561 |
| ベルギー | | 325 | | 325 | | 550 | | 550 |
| ブルガリア | | 273 | | 273 | | 123 | | 123 |
| ポルトガル | | 257 | | 257 | | 353 | | 353 |
| クロアチア | | 250 | | 250 | | | | |
| スロバキア共和国 | | 246 | | 246 | | 533 | | 533 |
| スペイン | | 195 | | 195 | | 270 | | 270 |
| モルドバ共和国 | | | 183 | 183 | | | 154 | 154 |
| オランダ | 150 | | | 150 | | | | |
| ギリシャ | | 133 | | 133 | | 133 | | 133 |
| ハンガリー | | 125 | | 125 | | 25 | | 25 |
| アイスランド | | 111 | | 111 | | 92 | | 92 |
| ウクライナ | | | 91 | 91 | | | 84 | 84 |
| モンテネグロ | | | 88 | 88 | | | 9 | 9 |
| エストニア | | 85 | | 85 | | 25 | | 25 |
| リトアニア | | 85 | | 85 | | 73 | | 73 |
| キプロス | | 84 | | 84 | | 68 | | 68 |
| チェコ共和国 | | 77 | | 77 | 121 | 119 | | 239 |
| 北マケドニア | | | 70 | 70 | | | 75 | 75 |
| フィンランド | | 65 | | 65 | | 50 | | 50 |
| ポーランド | | 60 | | 60 | | 230 | | 230 |
| スウェーデン | 57 | | | 57 | 80 | | | 80 |
| ラトビア | | 41 | | 41 | | 22 | | 22 |
| アルバニア | | | 27 | 27 | | | | |
| コソボ | | | 25 | 25 | | | 25 | 25 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | | | 20 | 20 | | | 9 | 9 |
| スロベニア | | 15 | | 15 | | 25 | | 25 |
| アイルランド | | | | | 50 | 22 | | 72 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小計 | 753 | 4,427 | 1,557 | 6,737 | 1,151 | 3,880 | 1,371 | 6,403 |
| 超国家 | 175 | | | 175 | 206 | | | 206 |
| 合計 | 928 | 4,427 | 1,557 | 6,912 | 1,357 | 3,880 | 1,371 | 6,609 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

B - 財務総局の活動

資金運用事業

資金運用事業に係る信用リスクは、主に、預金、有価証券への投資及びヘッジ目的でのデリバティブ取引の開始により生じる。

CEBのリスク選好枠組みは、発行体、債権者及び取引相手方が当行と取引日を行う際に必要となる最低内部格付を定めている。これらの最低内部格付は、投資(預金及び有価証券)の満期及び取引相手方の種類に基づいている。

融資事業の取引別内訳

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|--------------------------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | AAA | AA | A | 合計 | AAA | AA | A | 合計 |
| 預金(ノストロ及び金融市場) | 689 | 1,774 | 5,081 | 7,544 | 683 | 1,475 | 5,245 | 7,403 |
| 有価証券 | 1,481 | 1,595 | 3,003 | 6,079 | 1,537 | 2,738 | 1,430 | 5,705 |
| SA CCRによるスワップ及び外国為替与信相当額 | | 113 | 202 | 315 | | 169 | 235 | 403 |
| 合計 | 2,171 | 3,481 | 8,285 | 13,937 | 2,219 | 4,382 | 6,909 | 13,510 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い外部格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付

預金

財務・金融ポートフォリオは、「ノストロ」勘定、1年以下の銀行預金、デリバティブの担保として受領した現金及び(リバース)買戻条件付売却(レポ)取引等の短期のものから構成される。レポ取引は、全ての要求通貨の日々のキャッシュ・フロー管理を目的としている。適格な取引相手方は、3ヶ月以下の投資については最低限6.5(BBB+)、また3ヶ月超1年以下の投資については最低限7.0(A-)の内部格付を有していなければならない。

預金の種類別及び信用格付別内訳

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | AAA | AA | A | 合計 | AAA | AA | A | 合計 |
| ノストロ | 244 | 98 | 167 | 510 | 237 | 186 | 191 | 614 |
| 金融市場 | 446 | 1,675 | 4,914 | 7,034 | 446 | 1,290 | 5,053 | 6,789 |
| 合計 | 689 | 1,774 | 5,081 | 7,544 | 683 | 1,475 | 5,245 | 7,403 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い外部格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

金融市場預金の満期別及び信用格付別内訳

| | 2025年 | 2024年 |
|--|-------|-------|
| | | |

| | AAA | AA | A | 合計 | AAA | AA | A | 合計 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 1ヶ月以下 | | 269 | 1,225 | 1,494 | 446 | 402 | 1,283 | 2,131 |
| 1ヶ月超3ヶ月以下 | 446 | 776 | 1,031 | 2,252 | | 414 | 1,356 | 1,770 |
| 3ヶ月超6ヶ月以下 | | 580 | 2,130 | 2,710 | | 330 | 1,145 | 1,475 |
| 6ヶ月超1年以下 | | 50 | 528 | 578 | | 144 | 1,269 | 1,413 |
| 合計 | 446 | 1,675 | 4,914 | 7,034 | 446 | 1,290 | 5,053 | 6,789 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い外部格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

有価証券ポートフォリオ

当行は、3つの有価証券ポートフォリオとして、以下のものを管理している。

- 短期流動性ポートフォリオ(STL)：最長満期1年の短期有価証券
- 株主資本を通じた公正価値ポートフォリオ(FVOCI⁽¹⁾)：1年超最長15年の満期
- 償却原価ポートフォリオ(ACP)：ユーロ建、固定レート及び1年超最長30年の満期

注(1) その他の包括利益を通じた公正価値ポートフォリオ

有価証券のポートフォリオ別及び格付別内訳

(単位：百万ユーロ)

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | AAA | AA | A | 合計 | AAA | AA | A | 合計 |
| 償却原価ポートフォリオ | 1,249 | 678 | 1,132 | 3,059 | 1,204 | 1,137 | | 2,341 |
| 公正価値ポートフォリオ | 232 | 917 | 850 | 1,998 | 333 | 1,601 | 105 | 2,039 |
| 短期ポートフォリオ | | | 1,021 | 1,021 | | | 1,325 | 1,325 |
| 合計 | 1,481 | 1,595 | 3,003 | 6,079 | 1,537 | 2,738 | 1,430 | 5,705 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い外部格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、有価証券

有価証券ポートフォリオの残存期間別及び格付別内訳

(単位：百万ユーロ)

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | AAA | AA | A | 合計 | AAA | AA | A | 合計 |
| 1年以下 | 207 | 125 | 1,230 | 1,562 | 209 | 368 | 1,325 | 1,903 |
| 1年超2年以下 | 173 | 161 | 66 | 400 | 207 | 332 | 5 | 544 |
| 2年超5年以下 | 380 | 254 | 362 | 996 | 475 | 620 | 100 | 1,195 |
| 5年超 | 721 | 1,055 | 1,345 | 3,121 | 645 | 1,418 | | 2,063 |
| 合計 | 1,481 | 1,595 | 3,003 | 6,079 | 1,537 | 2,738 | 1,430 | 5,705 |

有価証券ポートフォリオの発行体の国別及び格付別内訳

(単位：百万ユーロ)

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|-------------|-------|----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | AAA | AA | A | 合計 | AAA | AA | A | 合計 |
| 加盟国 フランス | | 30 | 2,192 | 2,222 | | 1,436 | 205 | 1,641 |

| | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ドイツ | 129 | 368 | 50 | 547 | 179 | 387 | 566 |
| オランダ | 113 | | 91 | 204 | 113 | | 113 |
| ベルギー | | 202 | | 202 | | 17 | 17 |
| フィンランド | | 169 | | 169 | | 184 | 184 |
| デンマーク | 55 | | 80 | 135 | 52 | 250 | 302 |
| スウェーデン | 35 | 37 | | 72 | 35 | 69 | 104 |
| スイス | 10 | | 50 | 60 | 10 | 275 | 285 |
| ルクセンブルク | 42 | | | 42 | 42 | | 42 |
| スペイン | | | 40 | 40 | | | |
| ノルウェー | 5 | | | 5 | 5 | | 5 |
| 加盟國小計 | 389 | 805 | 2,503 | 3,697 | 436 | 2,092 | 3,259 |
| 超国家 | 862 | 12 | 100 | 974 | 828 | 12 | 840 |
| ヨーロッパ(非加盟国) | | | | | | | |
| 英国 | | | 350 | 350 | | 300 | 300 |
| オーストリア | | 131 | | 131 | 93 | | 93 |
| ヨーロッパ小計 | | 131 | 350 | 481 | 93 | 300 | 393 |
| その他 | | | | | | | |
| カナダ | 230 | 349 | | 579 | 273 | 223 | 300 |
| 韓国 | | 156 | | 156 | | 171 | 171 |
| ニュージーランド | | 82 | | 82 | | 82 | 82 |
| オーストラリア | | 60 | | 60 | | 65 | 65 |
| 米国 | | | 50 | 50 | | 100 | 100 |
| その他小計 | 230 | 646 | 50 | 926 | 273 | 541 | 400 |
| 合計 | 1,481 | 1,595 | 3,003 | 6,079 | 1,537 | 2,738 | 1,430 |
| | | | | | | | 5,705 |

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い外部格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、有価証券

デリバティブ

CEBは、その貸付、投資及び資金調達取引に関する市場リスクをヘッジするために、金利スワップ(IRS)及び通貨金利スワップ(CIRS)を使用する。

デリバティブ取引には、信用リスク委員会による取引相手方の信用度の事前承認並びに取引相手方との間でのISDA⁽¹⁾マスターアグリーメント及びクレジット・サポート・アネックス(CSA)の締結が必要とされ、これはデリバティブ取引の取引相手方との担保差入れに係る条件を規定するものである。CEBは全てのデリバティブ取引の取引相手方とISDAマスターアグリーメント及びCSAを締結している。これらのCSAのうち大半は双方向的CSAで、双方の取引相手方が担保を差し入れる必要があり、CEBは市況に適應すること及び最善の価格を得ることが可能となる。

現金(ユーロ建)又は負債性証券は、CSAにおいて規定される適格な担保となりうるが、当該債券は超過担保を適用することで市場価格から減額され、また当該債券の内部格付は最低限7.0(A-に相当)でなければならない。スワップ取引は全て公正価値で計測されており、取引相手方に対するエクスポージャーの監視が毎日行われているため、関連するCSAに記載されている条件の下で、追加担保を要求することができる。

2025年12月31日現在、当行は、現金担保として404百万ユーロを受領し、686百万ユーロを差し出した。これはスワップのポートフォリオの全ての正味現在価値(プラスマイナスともに)をカバーするものであった。

CEBは、デリバティブのエクスポージャーに対するCRRの評価方法を規定する規制及び指令であるCRR2/CRD5⁽²⁾に基づき、ネットリング契約及び担保フローについてSA-CCR方式を考慮している。

2025年12月31日現在、当行のデリバティブの取引相手方信用リスク・エクスポージャーは、315百万ユーロである(2024年度は403百万ユーロ)。

注(1) 国際スワップ・デリバティブ協会

注(2) 資本要件規則 2 : 規制(EU)No. 2019/876/資本要件指令 5 : 指令(EU) 2019/878

スワップの想定元本の種類別及び満期別内訳

(単位: 百万ユーロ)

| | 2025年 | | | | | 2024年 | | | | |
|--------|-------|--------------|---------------|-------|--------|--------|--------------|---------------|-------|--------|
| | 1年未満 | 1年以上 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 | 合計 | 1年未満 | 1年以上 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 | 合計 |
| 通貨スワップ | 5,024 | 10,750 | 594 | 136 | 16,504 | 5,706 | 10,746 | 627 | 151 | 17,229 |
| 金利スワップ | 4,749 | 13,588 | 12,844 | 8,576 | 39,757 | 6,877 | 13,744 | 13,226 | 7,913 | 41,761 |
| 合計 | 9,773 | 24,338 | 13,438 | 8,711 | 56,261 | 12,583 | 24,490 | 13,853 | 8,064 | 58,991 |

CEBの公的部門⁽¹⁾に対する金融商品の種類別(貸付及び有価証券)のエクスポージャー

(単位: 百万ユーロ)

| | 2025年 | | | 2024年 | | |
|-----------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|--------------|---------------|
| | 貸付金 | 有価証券 | 合計 | 貸付金 | 有価証券 | 合計 |
| ユーロ圏諸国 | | | | | | |
| フランス | 1,188 | 1,770 | 2,959 | 1,081 | 964 | 2,044 |
| スペイン | 2,038 | 40 | 2,078 | 2,078 | | 2,078 |
| ドイツ | 1,168 | 262 | 1,430 | 1,169 | 331 | 1,500 |
| ベルギー | 1,210 | 202 | 1,412 | 962 | 17 | 980 |
| イタリア | 1,298 | | 1,298 | 1,331 | | 1,331 |
| フィンランド | 689 | 169 | 858 | 729 | 139 | 868 |
| リトアニア | 821 | | 821 | 868 | | 868 |
| スロバキア共和国 | 787 | | 787 | 991 | | 991 |
| クロアチア | 583 | | 583 | 691 | | 691 |
| オランダ | 463 | 113 | 576 | 488 | 113 | 601 |
| アイルランド | 525 | | 525 | 492 | | 492 |
| キプロス | 267 | | 267 | 283 | | 283 |
| エストニア | 219 | | 219 | 220 | | 220 |
| ギリシャ | 218 | | 218 | 218 | | 218 |
| スロベニア | 184 | | 184 | 187 | | 187 |
| ポルトガル | 149 | | 149 | 246 | | 246 |
| オーストリア | | 131 | 131 | | | |
| ルクセンブルク | | 42 | 42 | | 42 | 42 |
| ラトビア | 23 | | 23 | | | |
| ユーロ圏小計(a) | 11,831 | 2,729 | 14,561 | 12,035 | 1,606 | 13,640 |
| その他のEU加盟国 | | | | | | |
| ポーランド | 1,703 | | 1,703 | 1,457 | | 1,457 |
| ハンガリー | 767 | | 767 | 726 | | 726 |
| スウェーデン | 520 | 35 | 555 | 520 | 43 | 562 |
| ルーマニア | 389 | | 389 | 420 | | 420 |
| チェコ共和国 | 386 | | 386 | 384 | | 384 |
| ブルガリア | 308 | | 308 | 224 | | 224 |
| デンマーク | | 55 | 55 | | 52 | 52 |
| その他のEU加盟国小計(b) | 4,074 | 90 | 4,164 | 3,729 | 95 | 3,824 |
| EU加盟国合計(a)+(b) | 15,905 | 2,820 | 18,725 | 15,764 | 1,700 | 17,464 |
| 非EU加盟国 | | | | | | |
| トルコ | 1,537 | | 1,537 | 1,436 | | 1,436 |
| セルビア | 823 | | 823 | 768 | | 768 |
| ウクライナ | 459 | | 459 | 116 | | 116 |
| アルバニア | 91 | | 91 | 106 | | 106 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 78 | | 78 | 83 | | 83 |
| 北マケドニア | 71 | | 71 | 78 | | 78 |
| モンテネグロ | 70 | | 70 | 81 | | 81 |
| アイスランド | 52 | | 52 | 35 | | 35 |
| モルドバ共和国 | 50 | | 50 | 58 | | 58 |
| コソボ | 44 | | 44 | 45 | | 45 |
| ジョージア | 14 | | 14 | 14 | | 14 |
| アンドラ | 12 | | 12 | 13 | | 13 |

| サンマリノ | 7 | 7 | 8 | 8 |
|-----------------------|--------|-------|--------|--------|
| 非EU加盟国小計(c) | 3,308 | 3,308 | 2,840 | 2,840 |
| その他諸国 | | | | |
| カナダ | | 249 | | 236 |
| 韓国 | | 156 | | 171 |
| ニュージーランド | | 82 | | 82 |
| その他諸国小計(d) | | 486 | | 489 |
| 超国家機関 | 274 | 974 | 1,248 | 212 |
| 超国家機関小計(e) | 274 | 974 | 1,248 | 212 |
| 合計(a)+(b)+(c)+(d)+(e) | 19,487 | 4,280 | 23,767 | 18,816 |
| | | | | 3,029 |
| | | | | 21,845 |

注(1) 公的部門には、ソブリン(国家)、準ソブリン(地域及び地方政府)、並びにそれらの政府系金融機関が含まれる。

集約 - 大口エクスポージャー

集約リスクは、特定の国若しくは債務者又は特定の種類の商品若しくは個別の取引に対する配分が、ポートフォリオに占める割合に対して高すぎることから生じる。大口エクスポージャーとは、単一の取引相手方又は関連する取引相手方のグループに対する全体的なエクスポージャー(貸付、有価証券、預金及びデリバティブ)で、健全性資本(払込済資本金、準備金及び純利益)の10%を超過しているものである。

CEBは、バーゼル委員会の勧告及び欧州連合指令の基準に沿って、単一の取引相手方又は関連する取引相手方のグループに対するエクスポージャーが健全性資本の25%の上限を超えることがなく、また大口エクスポージャーの累計が健全性資本の800%を超えることがないように努めている。ソブリン・エクスポージャーは、大口エクスポージャーの計算からは除外される。

CEBは、以下のリスク集約要素を採用している。

- グループにおける直接エクスポージャー：保証がなくとも、支配関係(子会社及び支社)にある取引相手方のグループ内
- グループにおける間接エクスポージャー：支配関係がなくとも、一方がもう一方に保証を与えている場合

2025年12月31日現在は、以下のとおりである。

- 健全性資本は4.6十億ユーロとなった(2024年度末は4.1十億ユーロ)。
- 8の取引相手方又は取引相手方のグループが存在しているため、これらは大口エクスポージャーであるとみなされている(2024年度は13)。
- いずれの取引相手方又は関連する取引相手方のグループもCEBの健全性資本の25%の上限を超えていない(2024年度と同様)。
- これらの取引相手方に対する貸付残高合計は4.8十億ユーロに達しており、CEBの健全性資本の105%に相当するが、上限である800%を大幅に下回っている(2024年12月31日現在は6.9十億ユーロ、すなわちCEBの健全性資本の167%に相当)。

(単位：百万ユーロ)

| | 2025年 | 2024年 |
|----------------------------|-------|-------|
| 大口エクスポージャーにおける取引相手方数 | 8 | 13 |
| 株主資本における大口エクスポージャーの割合合計(%) | 105% | 167% |
| 大口エクスポージャー合計 | 4,784 | 6,886 |
| うちローン | 2,921 | 3,334 |
| うちファイナンス | 1,863 | 3,552 |

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後(担保を付さない。)に報告された貸付

- ・ 「財務」とは、有価証券、金融市場、ノストロ、デリバティブ及び外国為替を意味する。

貸借対照表最適化イニシアチブ-ソブリン・エクスポージャー交換契約

2025年、当行は二国間のマスター・エクスポージャー交換契約の締結に続き、初のエクスポージャー交換契約(EEA)を締結した。本取引により、CEBは(同業の国際開発金融機関の慣行に沿い)、ソブリン信用エクスポージャーを、エクスポージャー水準の高い国から低い国に再配分することにより、資本リソースを最適化することが可能となった。

EEAの条件に基づき、CEBはアルゼンチン(68.4百万ユーロ)、ブラジル(351.6百万ユーロ)、コロンビア(40百万ユーロ)及びメキシコ(40百万ユーロ)に関して信用保護を提供した。その一方、ボスニア・ヘルツェゴビナ(20百万ユーロ)、モルドバ共和国(12百万ユーロ)、ルーマニア(20百万ユーロ)、セルビア(98百万ユーロ)及びトルコ(350百万ユーロ)に関しては信用保護を受けた。

本EEAはCEBの内部制限の枠組みを完全に遵守して実施された。CEBが信用保護を提供したエクスポージャーの総額は、当行のソブリン融資エクスポージャー総額の15%未満であり、CEBが信用保護を提供したソブリン・エクスポージャーのうち、CEBの10大エクスポージャーの中にランクインしたものはなかった。

2025年12月31日現在、本EEAの下で発生不能事象はなかった。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利や為替等の金融市場の変動により損失を被るリスクである。当行はトレーディング業務を行っておらず、外国為替相場リスクも極小であるため、市場リスクに対する資本費用は不要である。

金利リスク

金利リスクとは、資産と負債の金利プロファイルの不一致により、金利の不利な変動が当行の収益又は資本に影響を与えるリスクである。

金利リスク管理

金利リスク管理は、財務総局が担い、リスク及び統制局によって月ごとに監視される。その一方、ALCOは、当行の金利ポジション及び関連する意思決定を監督する。

CEBは、主に、資産及び負債をユーロ建の変動金利の金融商品に転換するためのマイクロヘッジ又はマクロヘッジのデリバティブを用いて、貸借対照表全体にわたって金利リスクを健全性の観点から管理している。このアプローチは当行の財務の安定性を保持し収益及び資本基盤を守ることを目的としている。

CEBは、資本が金利について感応的ではないため、構造的に資本の金利リスクにさらされており、金利感応度の高い資産とは適合しない。このエクスポージャーを管理するために、当行は金利改定プロファイルと資本のデュレーションに関する規則を適用したが、これは常にリスク選好及び市場環境に照らして見直されるものである。2025年度末現在、株主資本投資の慣例的な目標期間は6年間となっており、資本はユーロ建の固定金利のローン及び証券に投資されている。

金利リスク測定

当行は、バーゼル/EU/欧州銀行監督機構(EBA)の規制に従い、金利リスクを測定しており、純資産の経済価値(EVE)及び純金利収入(NII)に対する金利ショックの影響に注目している。

EVE感応度は当行のリスク選好枠組み内における主要指標である。これはEBAが定める6つの監督的ショック・シナリオ下における貸借対照表において資本を除く正味現在価値の変動を測定するものであ

る。この枠組みは、最も深刻なショックの影響を、絶対値で健全性資本の20%に限定している。以下の表は、EVEへの最も深刻なショックの影響を示している。

| 最も深刻なEBAショック | 2025年 | 2024年 |
|--------------|--------|--------|
| +200bp金利ショック | -13.3% | -10.7% |

CEBIは、金利の変動によって当行の収益が大幅に減少しないようにNII感応度を監視している。この基準は、EBAの手法(将来の1年間継続企業及びEBAの瞬間的な金利ショック)に基づいて計算される。以下の表は、2024年度末時点及び2025年度末時点におけるNII感応度を示している。

(単位：百万ユーロ)

| EBAショック | 2025年 | 2024年 |
|--------------|-------|-------|
| +200bp金利ショック | -45.1 | -5.4 |
| -200bp金利ショック | 46.4 | 8.0 |

CEBIは、実際の出資期間とALCOが決定した従来の出資目標期間との間の乖離を追跡するために、株主資本投資の金利デュレーションを監視している。以下の表は、2024年度末時点及び2025年度末時点におけるデュレーションを示している。目標デュレーションは6年である。

| | 2025年 | 2024年 |
|------------------|-------|-------|
| 自己資本投資の金利デュレーション | 6.7年 | 5.2年 |

CEBIは、流動性及び資本への潜在的な影響を監視するために、金利及び信用スプレッドの変動に対する有価証券ポートフォリオの市場価値の感応度を監視している。以下の表は、償却原価で測定されるポートフォリオ(ACP)及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定されたポートフォリオ(FVOCI)、すなわち短期流動性ポートフォリオ(STL)及びFVOCIポートフォリオの、2025年度末における感応度を示している。

(単位：百万ユーロ)

| | 償却原価ポートフォリオ(ACP) | FVOCIポートフォリオ (STL+FVOCI) |
|-------------------|------------------|-----------------------------|
| +200bp金利ショック | -355 | -18 |
| +200bp信用スプレッドショック | -355 | -199 |

CEBIは、資産と負債の間の金利更新のタイミングの不一致が収益にどのように影響し得るかを示す、静的な金利改定ギャップを通じて金利リスクを監視している。下表は、2024年と比較した2025年12月31日現在の金利ギャップを示しており、資産及び負債は、満期日又は次回の金利更新日に基づいて時期別に分類されている。各時期分類のギャップは、当行の静的な金利リスク・エクスポージャーを反映している。

金利リスクの改定ギャップ

(単位：千ユーロ)

| 2025年12月31日現在 | 1ヶ月以下 | 1ヶ月超 3ヶ月以下 | 3ヶ月超 1年以下 | 1年超 5年以下 | 5年超 | 無期限 | 純簿価 |
|----------------------|---------|---------------|--------------|-------------|-----|-----|---------|
| 資産 現金及び中央銀行における残高 | 504,820 | | | | | | 504,820 |

| | | | | | | | |
|------------------------|--------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-------------|--------------|
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産* | 565,243 | 1,952,716 | 531,366 | | | (58,839) | 2,990,486 |
| 償却原価で測定する金融資産 | | | | | | | |
| 貸付金* | 5,236,021 | 15,983,198 | 450,134 | 870,532 | 989,680 | (757,723) | 22,771,841 |
| 前渡金 | 2,068,765 | 3,094,393 | 1,871,170 | | | 58,486 | 7,092,814 |
| 負債証券 | | 20,000 | 298,601 | 896,857 | 1,843,834 | (132,748) | 2,926,544 |
| 差入保証金 | 686,872 | | | | | (295) | 686,576 |
| その他の資産 | | | | | | 2,065,217 | 2,065,217 |
| 資産小計 | 9,061,720 | 21,050,308 | 3,151,271 | 1,767,389 | 2,833,514 | 1,174,097 | 39,038,298 |
| 負債 | | | | | | | |
| 償却原価で測定する金融負債 | | | | | | | |
| 信用機関及び顧客への負債額 | (58,218) | (3,740) | (804) | (284) | (62) | | (63,108) |
| 発行済負債証券* | (19,838,096) | (12,532,581) | (37,504) | | | 1,037,329 | (31,370,852) |
| 預かり保証金 | (405,112) | | | | | | (405,112) |
| リスク及び費用に対する引当金 | (663) | (1,325) | (5,963) | (45,719) | (259,482) | | (313,152) |
| その他の負債 | | | | | | (2,011,827) | (2,011,827) |
| 負債小計 | (20,302,088) | (12,537,646) | (44,272) | (46,003) | (259,544) | (974,498) | (34,164,051) |
| 株主資本 | | | | | | (4,874,247) | (4,874,247) |
| 当期合計(純額) | (11,240,368) | 8,512,662 | 3,106,999 | 1,721,385 | 2,573,970 | (4,674,648) | |
| 当期累計(純額) | (11,240,368) | (2,727,706) | 379,293 | 2,100,678 | 4,674,648 | | |

* ヘッジ後

(単位：千ユーロ)

| 2024年12月31日現在 | 1ヶ月以下 | 1ヶ月超 3ヶ月以下 | 3ヶ月超 1年以下 | 1年超 5年以下 | 5年超 | 無期限 | 純簿価 |
|--------------------------------------|--------------|---------------|--------------|-------------|-----------|-------------|--------------|
| 資産 | | | | | | | |
| 現金及び中央銀行における残高株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産* | 608,615 | | | | | | 608,615 |
| 償却原価で測定する金融資産 | | | | | | | |
| 貸付金* | 1,186,143 | 2,118,610 | 51,366 | | | (64,795) | 3,291,324 |
| 前渡金 | 5,382,970 | 15,233,499 | 586,450 | 709,282 | 981,485 | (592,055) | 22,301,631 |
| 負債証券 | 3,249,582 | 3,500,774 | | | | 122,430 | 6,872,787 |
| 差入保証金 | 63,400 | 93,700 | 230,285 | 1,001,138 | 952,404 | (2,635) | 2,338,292 |
| その他の資産 | 442,189 | | | | | (370) | 441,820 |
| 資産小計 | 10,932,899 | 20,946,584 | 868,101 | 1,710,420 | 1,933,889 | 2,758,816 | 2,758,816 |
| 負債 | | | | | | | |
| 償却原価で測定する金融負債 | | | | | | | |
| 信用機関及び顧客への負債額 | (95,546) | (57) | (1,070) | (1,239) | (338) | | (98,251) |
| 発行済負債証券* | (17,421,164) | (13,555,110) | (37,504) | | | 140,566 | (30,873,212) |
| 預かり保証金 | (790,434) | | | | | | (790,434) |
| リスク及び費用に対する引当金 | (600) | (1,200) | (5,400) | (39,604) | (289,473) | | (336,277) |
| その他の負債 | | | | | | (1,795,679) | (1,795,679) |
| 負債小計 | (18,307,744) | (13,556,367) | (43,975) | (40,843) | (289,811) | (1,655,113) | (33,893,853) |
| 株主資本 | | | | | | (4,719,432) | (4,719,432) |
| 当期合計(純額) | (7,374,845) | 7,390,217 | 824,126 | 1,669,577 | 1,644,078 | (4,153,153) | |
| 当期累計(純額) | (7,374,845) | 15,372 | 839,498 | 2,509,075 | 4,153,153 | | |

* ヘッジ後

外国為替リスク

外国為替リスクは、財務総局によって管理され、主要な金融リスクを独立して監督するリスク及び統制局によって監視される。

当行は、オフバランスシートのポジションを含む、1通貨当りの資産から負債を差し引いた通貨ごとのスポット・オープン・ポジション(純額)を計算することにより、通貨エクスポージャーを測定している。

残存通貨リスクは、主にユーロ以外の通貨の純利益キャッシュ・フローにより生じる。各オープン・ポジション(純額)の限度は1百万ユーロであり、月末に測定され、超過エクスポージャーをクローズするため5営業日の期間が設けられる。

ヘッジ考慮後の残存外国為替へのエクスポージャー

(単位：千ユーロ)

| 通貨別内訳 | 資産 | | デリバティブ 商品 | | ポジション(純額) 2025年 | | 資産 | | デリバティブ 商品 | | ポジション(純額) 2024年 | |
|---------|-----------|-----------|--------------|----|--------------------|----|-----------|-----------|--------------|----|--------------------|-------|
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| 米ドル | 1,004,360 | 6,894,699 | 5,891,549 | | 1,210 | | 2,124,547 | 7,285,542 | 5,160,960 | | | (35) |
| 豪ドル | 97,518 | 904,489 | 807,690 | | 719 | | 7,256 | 620,309 | 614,119 | | | 1,066 |
| スイス・フラン | 455,249 | 216,487 | (238,364) | | 398 | | 319,757 | 214,259 | (105,177) | | | 321 |
| 香港ドル | 11,730 | 623,667 | 612,263 | | 326 | | 259,087 | 350,629 | 91,415 | | | (127) |
| カナダ・ドル | 107,718 | 205,049 | 97,588 | | 257 | | 4,554 | 204,976 | 200,696 | | | 274 |

| | | | | | | | | |
|-----------------|-----------|------------|-----------|-------|-----------|------------|-------------|-------|
| スウェーデン・ク ローナ | 535,985 | 62,752 | (473,112) | 121 | 631,898 | 60,125 | (571,657) | 116 |
| 英債券 | 87,996 | 2,512,831 | 2,424,937 | 102 | 77,256 | 3,388,749 | 3,311,705 | 212 |
| その他の通貨 | 1,600,152 | 693,975 | (906,009) | 168 | 1,472,569 | 324,304 | (1,147,970) | 295 |
| 合計 | 3,900,708 | 12,113,949 | 8,216,542 | 3,301 | 4,896,924 | 12,448,893 | 7,554,091 | 2,122 |

3. 流動性リスク

流動性リスクは、当行が支払義務を全額、また期限どおりに履行できない場合に損失が発生するリスクである。

流動性リスクは、当行の事業モデルに内在するものであり、主に資産と負債の間の満期のミスマッチから生じる。CEBは商業銀行とは異なり顧客預金業務を行っておらず、また中央銀行のリファイナンスを利用することができないため、このリスクはCEBにとってより重要な可能性がある。

流動性リスクは、以下の2つの要素から構成される。

- 資金調達流動性リスク - 新たな資金調達をできないために支払義務を履行できないリスク
- 市場流動性リスク - 多額の損失を被らず流動資産の売却又は換金ができない場合に発生するリスク

流動性リスク管理

流動性リスク管理は、特に、市況により長期資金の利用が制限される場合に、当行の財務面での柔軟性を維持するために不可欠である。

当行は、複数の期間水準にわたる流動性指標を設定することにより、また新たな資金調達ができない可能性がある深刻なストレス下においても継続的な事業を継続できるだけの十分な流動資産を維持することにより、かかるリスクを慎重に管理している。

流動性ポジション及びエクスポージャー限度の遵守は財務総局が管理し、また、リスク及び統制局が毎日監視を実施している。資産及び負債委員会(ALCO)は、資金調達及び流動性を監督し、関連するリスクに対処する。

当行の資金調達戦略の中心的原則は、多様化である。当行は、単一の資金源に過度に依存することのないよう、発行プログラム、資金調達市場及び投資家基盤を多様化する一方で、資産と負債の間の満期のミスマッチが限定的であることを確認している。この戦略は、管理委員会が承認した年間借入認可内で実施される。

当行は、流動性リスクを管理するため、その価値及び市場流動性がストレス下において維持されると見込まれている高格付を取得している流動性の高い有価証券から構成される流動性準備金を維持している。これらの有価証券の大半は、流動性カバレッジ比率(LCR)のための適格流動性資産(HQLA)として適格である。2025年度末現在、ヘアカット後のHQLAとして適格な有価証券の額は4.1十億ユーロ(2024年度は3.6十億ユーロ)であった。

加えて、CEBは、深刻な流動性不足が発生した場合のエスカレーション手順、コミュニケーション・プロセス及び意思決定の手順を定めた内部のコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を運用している。

流動性リスク測定

当行は、内部指標及びバーゼル/EU規制指標を組み合わせて、流動性リスクを評価している。

存続水準(SH)は、当行の主要な流動性リスク指標であり、リスク選好枠組みの一部である。これは、当行が、厳格なストレス・シナリオの下で、利用可能な流動資産を使用して、継続的な事業から生じる支払義務を履行することができる期間を測定するものである。このシナリオでは、新たな資金調達のために市

場アクセスできないこと、ローン返済のストレス、流動資産の価値の低下、及びデリバティブに対する担保要求のストレスが想定されている。SHの限度は12ヶ月である。2025年度末現在、当行のSHは17ヶ月(2024年度は18ヶ月)であった。

| | 2025年 | 2024年 |
|----------|-------|-------|
| 存続水準(SH) | 17ヶ月 | 18ヶ月 |

CEBIは、国際的な規制枠組みには服していないものの、バーゼル/EU流動性カバレッジ比率(LCR)及び安定調達比率(NSFR)も遵守しており、両比率はリスク選好枠組みに含まれており、最低100%である。2025年度末現在、LCRは672%⁽¹⁾(2024年度は606%)、NSFRは138%(2024年度は134%)であった。

| 規制比率 | 2025年 | 2024年 |
|-----------------|-------|-------|
| 流動性カバレッジ比率(LCR) | 672% | 606% |
| 安定調達比率(NSFR) | 138% | 134% |

CEBIは、S&Pの方法に基づき短期流動比率(STLR)も監視している。これらの比率は、1ヶ月から12ヶ月の期間にわたるストレス下にある市況における流動性の源泉と流動性のニーズとを比較するものであり、最低要件は100%である。2025年12月31日現在、STLRは次のとおりである。

| STLR | 2025年 | 2024年 |
|------|-------|-------|
| 1ヶ月 | 589% | 726% |
| 3ヶ月 | 322% | 285% |
| 6ヶ月 | 178% | 180% |
| 12ヶ月 | 138% | 145% |

加えて、CEBIは、資産と負債の間の満期の潜在的な将来のミスマッチを測定するものである、静的流動性ギャップを監視している。以下の表は、金融商品の満期までの元利金のキャッシュ・フロー(割引前)⁽²⁾を示すことで、かかる満期の潜在的な将来のミスマッチを示している。

注(1) 直近12ヶ月の月末のLCRの平均。

注(2) キャッシュ・フローは、金利スワップについては純額で、通貨スワップ及び外国為替先物については総額で報告され、報告日現在の為替レート及び金利に基づき計算されている。

流動性ギャップ

(単位：千ユーロ)

| | 流動資産/負債残高 | | | 固定資産/負債残高 | | 合計 |
|-----------------------|-----------|---------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
| | 1ヶ月以下 | 1ヶ月超 3ヶ月以下 | 3ヶ月超 1年以下 | 1年超 5年以下 | 5年超 | |
| 2025年12月31日現在 | | | | | | |
| 資産 | | | | | | |
| 現金及び中央銀行における残高 | 504,942 | | | | | 504,942 |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 5,189 | 416,824 | 870,740 | 886,463 | 1,199,784 | 3,378,999 |
| 償却原価で測定する金融資産 | | | | | | |
| 貸付金 | 140,965 | 295,346 | 2,893,182 | 10,864,997 | 13,129,669 | 27,324,159 |
| 前渡金 | 1,505,607 | 2,277,301 | 3,356,397 | | | 7,139,305 |
| 負債証券 | 2,532 | 31,466 | 361,966 | 930,216 | 2,380,695 | 3,706,876 |
| 差入保証金 | 686,872 | | | | | 686,872 |
| 資産小計 | 2,846,106 | 3,020,937 | 7,482,285 | 12,681,676 | 16,710,148 | 42,741,152 |
| 負債 | | | | | | |
| 償却原価で測定する金融負債 | | | | | | |
| 信用機関及び顧客への負債額 | 752 | 1,482 | 6,731 | 35,259 | 24,839 | 69,063 |
| 発行済負債証券 | 191,294 | 946,703 | 5,052,739 | 19,701,019 | 8,425,081 | 34,316,837 |
| 預かり保証金 | 405,112 | | | | | 405,112 |
| 社会的影響勘定 | 56,892 | | | | | 56,892 |
| 負債小計 | 654,050 | 948,185 | 5,059,470 | 19,736,278 | 8,449,920 | 34,847,903 |
| オフバランスシート取引 | | | | | | |
| 融資約定 | (199,500) | (760,000) | (2,058,500) | (3,116,664) | (777,634) | (6,912,298) |
| 定期性金融商品 | | | | | | |
| 受取り | 893,353 | 1,568,841 | 3,759,797 | 13,240,143 | 3,234,727 | 22,696,861 |
| 支払い | (777,609) | (1,530,398) | (3,923,665) | (13,739,030) | (2,693,822) | (22,664,523) |

| | | | | | | |
|-------------------|-----------|-----------|-------------|--------------|-----------|-------------|
| オフバランスシート取引 小計 | (83,756) | (721,557) | (2,222,367) | (3,615,552) | (236,728) | (6,879,960) |
| 合計 | 2,108,300 | 1,351,195 | 200,448 | (10,670,154) | 8,023,499 | 1,013,289 |

(単位：千ユーロ)

| | 流動資産/負債残高 | | | 固定資産/負債残高 | | 合計 |
|---|-------------|---------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
| | 1ヶ月以下 | 1ヶ月超 3ヶ月以下 | 3ヶ月超 1年以下 | 1年超 5年以下 | 5年超 | |
| 2024年12月31日現在 | | | | | | |
| 資産 | | | | | | |
| 現金及び中央銀行における残高 株主資本を通じて公正価値で測 定する金融資産 | 608,810 | | | | | 608,810 |
| 償却原価で測定する金融資産 | 4,548 | 313,969 | 1,291,385 | 967,895 | 1,112,437 | 3,690,234 |
| 貸付金 | 87,072 | 125,233 | 2,580,027 | 10,692,941 | 12,536,959 | 26,022,232 |
| 前渡金 | 2,188,912 | 1,767,402 | 2,987,765 | | | 6,944,079 |
| 負債証券 | 17,095 | 105,161 | 281,981 | 1,103,738 | 1,272,476 | 2,780,451 |
| 差入保証金 | 442,189 | | | | | 442,189 |
| 資産小計 | 3,348,626 | 2,311,765 | 7,141,158 | 12,764,574 | 14,921,872 | 40,487,995 |
| 負債 | | | | | | |
| 償却原価で測定する金融負債 | | | | | | |
| 信用機関及び顧客への負債額 | 1,249 | 2,399 | 10,404 | 53,594 | 38,038 | 105,684 |
| 発行済負債証券 | 147,484 | 1,532,861 | 3,451,116 | 20,215,037 | 8,419,745 | 33,766,243 |
| 預かり保証金 | 790,434 | | | | | 790,434 |
| 社会的影響勘定 | 50,144 | | | | | 50,144 |
| 負債小計 | 989,311 | 1,535,260 | 3,461,520 | 20,268,631 | 8,457,783 | 34,712,505 |
| オフバランスシート取引 | | | | | | |
| 融資約定 | (310,000) | (646,000) | (1,846,000) | (3,063,062) | (743,459) | (6,608,521) |
| 定期性金融商品 | | | | | | |
| 受取り | 1,448,808 | 1,510,027 | 4,020,482 | 13,391,524 | 2,491,185 | 22,862,026 |
| 支払い | (1,405,992) | (1,451,325) | (4,123,584) | (12,896,758) | (2,225,283) | (22,102,942) |
| オフバランスシート取引 小計 | (267,184) | (587,298) | (1,949,102) | (2,568,296) | (477,557) | (5,849,437) |
| 合計 | 2,092,131 | 189,207 | 1,730,536 | (10,072,353) | 5,986,532 | (73,947) |

4. オペレーショナルリスク

CEBは、オペレーショナルリスクの特定、評価、管理及び報告に係る手法を成文化するオペレーショナルリスク管理方針を実施した。この方針は、CEB全体における有効かつ整合的なオペレーショナルリスクの管理を確保するための健全な実務について示している。

オペレーショナルリスクとは、不適切又は機能不全の内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象を原因とする潜在的な損失リスクである。さらに、CEBは、その活動に悪影響を与える可能性のある風評リスク及び法的リスクも考慮する。

バーゼル銀行監督委員会の方針及び国際的な最良慣行に動機付けられて、当行は引き続き当行のオペレーショナルリスクの評価及び適切な緩和策の実施に真摯に取り組んでいる。

CEBのオペレーショナルリスクの枠組みは、オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)の半年に1度の会合において見直し及び承認が行われる。COROは総裁が議長を務め、経営幹部により構成されており、CEBが直面するオペレーショナルリスクについて受容可能な水準の設定を行い、局長らがそれぞれの局内においてかかるリスクを監視及び管理するために必要な対策を講じるようにさせる。

オペレーショナルリスクユニット(ORU)は、業務分野と緊密に協力し、オペレーショナルリスクの枠組みの実施を集中的かつ電子的に管理する。リスクの認識、評価及び軽減は、所定の方法及び的を絞った実行計画に従う。また、リスクのマッピング及び評価を通じて管理の枠組みの有効性及び完全性を確保するため、オペレーショナルリスクに係るインシデント(「危うくインシデントになりかけた」事例を含む。)も組み込まれている。

ORUは、各事業の主要なリスクを対象とした重要な統制に関する定期的なテストを実施することで、内部統制の枠組みがその設計及び有効性の点で適切であるようにしている。当該結果はCOROに報告されている。各事業ユニットは、各々の恒久的な内部統制環境の効率性について、毎年報告を行っている。

ORUは、包括的手続及び管理マップを維持するため、業務分野と共同し、手続のモデルを制定する責任も負う。専用のイントラネット・サイトにより、全てのスタッフがかかる手続にアクセスすることができる。

CEBIは、事業活動の途絶を回避するために事業継続計画(BCP)を整備している。BCPは、危機管理計画、並びにデータセンター、緊急対策室、ユーザーバックアップ拠点、遠隔通信ソリューション及び業務分野固有の計画を含む基本的な技術的枠組みから成る。

オペレーショナルリスク資本費用は、リスク選好枠組みにおける当行の自己資本比率に含まれる。CEBは、過去3年間の平均銀行業務純益に基づく要件を計算する基礎的指標手法を適用している。

2025年12月31日現在、オペレーショナルリスクのリスク加重資産(RWA)は、342百万ユーロ(2024年度末は320百万ユーロ)、すなわちオペレーショナルリスクの資本費用は、2024年度末の25.6百万ユーロと比較して、27.4百万ユーロとなった。

5. 気候リスク

CEBIは、特定された伝統的な種類のリスク(信用リスク、金利リスク、外国為替リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスク)とともに、気候リスクの重要な役割を認識している。

当行は、気候リスクを単独のリスクカテゴリーとしてだけでなく、その他のリスクタイプに影響する可能性のある連動リスクとしても考慮している。気候関連リスクは、物理的リスクと移行リスクの2つの主要カテゴリーに分けられる。物理的リスクとは、気候変動による直接的な物理的影響を指す。気候変動による物理的リスクには、個々の出来事によって引き起こされる急性的な気候パターンの変化と長期間かつ慢性的な気候パターンの変化がある。移行リスクには、低炭素経済への移行が当てはまる。低炭素経済への移行に際して、気候変動関連の緩和要件及び適応要件に対処するために、政策、法律、技術及び市場が大幅に変化する可能性がある。

信用リスク、市場リスク、流動化リスク、オペレーショナルリスク及びレピュテーションリスク等全てのリスクカテゴリーが影響を受ける可能性があるため、CEBの気候関連リスクのマッピングは、気候変動による衝撃によって生じる課題及び機会を特定した。

気候リスクが当行のリスク特性全体に及ぼす影響の評価に加え、CEBIは個別のプロジェクト及び各取引相手方のレベルにおいても気候関連リスクを確認及び評価している。

CEBの貸付ポートフォリオの大部分がソブリンリスクにさらされている。そのため、CEBIはソブリンの気候スコアカードを開発した。当該スコアカードは、物理的リスク、移行リスク及び準備状況を捉えている。CEBはまた、地方当局及び地域政府の気候スコアカードも開発した。さらに、他の種類の取引相手方についても気候スコアカードを開発する予定である。これらのスコアカードの結果から、CEBIは取引相手方を気候リスク・エクスポージャーに基づいてマッピング及び評価することが可能となる。

CEBIは、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を毎年公表している。

6. リスク選好枠組み

国際開発金融機関(MDB)として、CEBは、加盟国の規制枠組み、バーゼル委員会の勧告又はEU指令の対象とはならない。しかしながら、当行のMDBとしての地位に照らして、必要な調整を全て行った最良の銀行慣行に従うことが当行の方針である。この目的のため、CEBは、その活動から生じるリスクを査定及び監視するために、一連のリスク指標及び比率とその上限を制定している。

かかる比率及び指標は、主に、資本、レバレッジ、流動性、市場リスク及び金融活動における信用リスクの5分野で構成される。

2025年12月31日に終了した報告期間において、全ての比率及び指標は、認可された範囲内に十分収まっていた。

資本

自己資本比率(CAR)は、総リスク加重資産(RWA)に対する当行の健全性資本⁽¹⁾を測定する。当行は、第1の柱の標準的アプローチを用いており、取引相手方の種類及び格付(銀行エクスポージャーの場合は満期)に応じたリスク加重因子を適用している。

当行は、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクから生じる想定外の損失を吸収するための十分な資本を維持することを目的として、CARを監視している。リスク選好枠組みにおける下限は10.5%に設定されているが、当行は、第1級の財務ファンダメンタルズを維持する20%超の水準を目標とし、25%超の余裕幅を目指している。

2025年度末現在、CARは29.2%であり、2024年度末の29.3%と比較してほぼ横ばいであった。信用リスクは総資本要件の96.0%を占め、そのうち71.0%は貸付ポートフォリオ、25.0%は融資事業におけるものである。

| | 2025年 | 2024年 |
|----------------------------|-------|-------|
| 自己資本比率 (EU CRR - 標準的手法) | 29.2% | 29.3% |

ギアリング・レシオ(GR)は、(スワップ後及び保証後の)貸付残高を自己資金⁽²⁾で除した比率であり、ひいては当行の貸付事業の規模上限となる。かかる比率は主に、他の国際開発金融機関に指標を提供することを目的としている。リスク選好枠組みの上限は、2.5である。

| | 2025年 | 2024年 |
|-----------|-------|-------|
| ギアリング・レシオ | 1.85 | 1.81 |

注(1) 健全性資本は、払込済資本金、準備金及び純利益から、CEBに関連するEU資本要件指令に規定された調整項目を控除したものである。

注(2) 自己資金は、引受資本、準備金及び純利益を含む。

レバレッジ

レバレッジ比率(LR)は、健全性資本を全ての資産及びオフバランスシート項目のエクスポージャーの額で除した比率である。デリバティブのエクスポージャーの額は、自己資本比率の標準的アプローチで用いられる手法に従って算出される。リスクに関連するオフバランスシート項目(融資約定)の換算係数は50%である。

LRIは、自己資本比率を補完する簡易な指標(加重なしの総エクスポージャーを考慮する。)であり、当行の過剰なレバレッジに対する制限として機能する。第1級の財務ファンダメンタルズを確保するため、この比率のリスク選好枠組みにおける下限は7%である。

| | 2025年 | 2024年 |
|-----------------|-------|-------|
| レバレッジ比率(EU CRR) | 11.2% | 10.4% |

財務活動資産比率(TAR)は、(スワップの公正価値のヘッジ考慮後の)金融資産総額を健全性資本と比較する指標である。

金融資産総額は、有価証券ポートフォリオ、銀行預金、レポ及びノストロ勘定(有担保のものを除く。)の残高で構成される。2025年度末現在、そのリスク選好枠組みにおける上限はCEBの健全性資本の5倍(22.9十億ユーロ)である。

| | 2025年 | 2024年 |
|----------|-------|-------|
| 財務活動資産比率 | 3.03 | 3.10 |

流動性

存続水準(SH)は、流動性リスクを管理するために使用される主要な指標である。これは当行が、厳格なストレス・シナリオの下で、新たな資金調達を行うことなく、利用可能な流動資産を使用して、継続的な事業活動から生じる支払義務を履行することができる期間である。かかる指標のリスク選好枠組みにおける最低水準は12ヶ月である。

| | 2025年 | 2024年 |
|------|-------|-------|
| 存続水準 | 17ヶ月 | 18ヶ月 |

流動性規制比率(EU CRR LCR及びNSFR)：当行は、流動性カバレッジ比率(LCR)及び安定調達比率(NSFR)の要件を満たすのに十分な流動性ポジションを確保する必要があるとしている。リスク選好枠組みにおける最低水準は100%である。

LCR⁽¹⁾は、当行が30暦日にわたる重大な流動性ストレス下にある期間を乗り切るために十分な量の適格流動性資産(HQLA)を確実に保有することを目的とするものである。

| | 2025年 | 2024年 |
|------------------------|-------|-------|
| 流動性カバレッジ比率 (EU CRR) | 672% | 606% |

NSFRは、当行の利用可能な安定調達額(ASF)と所要安定調達額(RSF)を比較する指標である。監督上の前提に沿って、様々な要素が貸借対照表全体の各金融商品の流動性特性を反映している。

| | 2025年 | 2024年 |
|--------------------|-------|-------|
| 安定調達比率 (EU CRR) | 138% | 134% |

注(1) 2024年以降、LCR比率は直近12ヶ月の月末の平均として報告されている。

市場リスク

純資産の経済価値(EVE)の感応度は、バーゼル/EUの金利ショック下における、金利に敏感な資産及び負債(資本を除く。)の現在価値の最大変動を測定する指標である。リスク選好枠組みは、最も深刻なショックがEVEに与える影響を、絶対値で健全性資本の20%以下に制限している。EVEの感応度は、2025年度末現在、2024年度と同様、当該範囲内に十分収まっていた。

| | 2025年 | 2024年 |
|-------------------|--------|--------|
| 純資産の経済価値(EVE)の感応度 | -13.3% | -10.7% |

スポット・オープン・ポジション(純額)は、オンバランスシート及びオフバランスシートの両方のポジションを含む、月末時点の外国通貨建の資産総額から負債総額を控除した額である。

リスク選好枠組みにおける上限は、絶対値で、1通貨当り月末において1百万ユーロである。かかるポジションは、2025年度末現在、2024年度と同様、当該範囲内に十分収まっていた。

金融活動における信用リスク

CEBIは、当行が、発行者、債務者及び取引相手方との取引を締結する日における最低限の信用の質、すなわち最低限の内部格付を、投資の満期(預金及び証券)及び取引相手方の種類に基づいて定義する。

2025年度も2024年度と同様に、全ての取引相手方及び取引が取引日にこれらの最低基準値を満たしていた。

| | 3ヶ月以下 | 3ヶ月超 6ヶ月以下 | 6ヶ月超 1年以下 | 1年超 2年以下 | 2年超 5年以下 | 5年超 |
|----------------------------|------------|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| ソブリン債 | 5.5 (BBB-) | 5.5 (BBB-) | 7.0 (A-) | 7.0 (A-) | 8.0 (A+) | 8.5 (AA-)* |
| 準ソブリン債/機関債/超国家 機関債 | 6.0 (BBB) | 7.0 (A-) | 7.0 (A-) | 7.0 (A-) | 8.0 (A+) | 8.5 (AA-) |
| 金融機関債 | 6.5 (BBB+) | 7.0 (A-) | 7.0 (A-) | 7.0 (A-) | 8.5 (AA-) | 不可 |
| 社債 | 8.5 (AA-) | 8.5 (AA-) | 8.5 (AA-) | 8.5 (AA-) | 9.5 (AA+) | 不可 |
| カバードボンド(発行体ではなく、 銘柄の格付) | 7.5 (A) | 8.0 (A+) | 8.0 (A+) | 8.0 (A+) | 9.0 (AA) | 8.5 (AA-)** |

* CEB加盟国のソブリン債については、最低限の内部格付は8.0(A+)である。

** 10年以下まで

[次へ](#)

注C：損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品

IFRS第9号によってそのヘッジ関係が承認されていない当行のヘッジ・デリバティブは、貸借対照表の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上される。

IFRS第9号に基づいて公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジとして認識される当行のヘッジ・デリバティブは、貸借対照表の「ヘッジ・デリバティブ金融商品」の項目に計上される。これらのオペレーションは、金融資産及び金融負債(貸付金、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産、発行済負債証券)をヘッジする。

金融商品には、金利スワップ、通貨スワップ及び先物為替スワップが含まれる。

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBは、以下の事項に関連する評価方法を調整した。

- デリバティブ金融資産の公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク(信用評価調整 - CVA)
- デリバティブ金融負債の評価額の範囲内での自己信用リスク(債務評価調整 - DVA)
- 発行済負債証券の評価額の範囲内での自己信用リスク(自己信用評価修正 - OCA)

2025年12月31日現在、CEBは、DVAに係る資産として130千ユーロ(2024年12月31日現在は147千ユーロ)、及びCVAに係る負債として1,683千ユーロ(2024年12月31日現在は1,832千ユーロ)のデリバティブ商品に係る公正価値の調整を計上した。これらの調整は、損益計算書の取引相手方ごとに計上される。

OCAは、公正価値で測定するものとして指定された発行済負債性金融商品に対し、CEBの不履行リスクを示すためになされる修正である。CEBが発行した負債証券が全て償却原価で測定するものとして指定されることにより、OCAの再評価は計上されていない。

以下の表は、損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品の公正価値を示す。

(単位：千ユーロ)

| 2025年12月31日 | ポジティブ 時価 | ネガティブ 時価 |
|--------------------------------|-------------|-------------|
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | |
| 金利デリバティブ金融商品 | 7,969 | (24,506) |
| 外国為替デリバティブ金融商品 | 80,077 | (886,477) |
| 自己信用リスクの価額調整(債務評価調整 - DVA) | 130 | |
| 取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整 - CVA) | | (1,683) |
| 合計 | 88,176 | (912,666) |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | | |
| 金利デリバティブ金融商品 | 1,272,029 | (862,504) |
| 外国為替デリバティブ金融商品 | 325,473 | (158,808) |
| 合計 | 1,597,502 | (1,021,312) |

(単位：千ユーロ)

| 2024年12月31日 | ポジティブ 時価 | ネガティブ 時価 |
|--------------------------------|-------------|-------------|
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | |
| 金利デリバティブ金融商品 | 7,307 | (16,702) |
| 外国為替デリバティブ金融商品 | 581,832 | (252,317) |
| 自己信用リスクの価額調整(債務評価調整 - DVA) | 147 | |
| 取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整 - CVA) | | (1,832) |
| 合計 | 589,286 | (270,851) |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | | |
| 金利デリバティブ金融商品 | 1,266,483 | (1,124,896) |
| 外国為替デリバティブ金融商品 | 240,999 | (321,436) |
| 合計 | 1,507,482 | (1,446,332) |

注D：金融資産及び金融負債

以下の表は、会計評価基準に従った金融資産及び金融負債の純簿価及び公正価値を示す。

(単位：千ユーロ)

| 2025年12月31日現在 | 損益を通じて 測定する 公正価値 | 振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値 | 非振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値 | 償却原価 | 純簿価 | 公正価値 |
|---------------------------|------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|------------|
| 資産 | | | | | | |
| 現金及び中央銀行における残高 | | | | 504,820 | 504,820 | 504,820 |
| 損益を通じて公正価値で測定する 金融商品 | 88,176 | | | | 88,176 | 88,176 |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | 1,597,502 | | | | 1,597,502 | 1,597,502 |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する 金融資産 | | 2,989,136 | 1,350 | | 2,990,486 | 2,990,486 |
| 償却原価で測定する金融資産 | | | | | | |
| 貸付金及び前渡金 | | | | 29,864,655 | 29,864,655 | 29,864,655 |
| 負債証券 | | | | 2,926,544 | 2,926,544 | 2,939,869 |
| 金融資産合計 | 1,685,678 | 2,989,136 | 1,350 | 33,296,019 | 37,972,183 | 37,985,508 |
| 負債 | | | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する 金融商品 | 912,666 | | | | 912,666 | 912,666 |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | 1,021,312 | | | | 1,021,312 | 1,021,312 |
| 償却原価で測定する金融負債 | | | | | | |
| 信用機関及び顧客に対する負債額 | | | | 63,108 | 63,108 | 63,108 |
| 発行済負債証券 | | | | 31,370,852 | 31,370,852 | 31,963,912 |
| 社会的影響勘定 | | | | 56,891 | 56,891 | 56,891 |
| 金融負債合計 | 1,933,978 | | | 31,490,851 | 33,424,829 | 34,017,889 |

(単位：千ユーロ)

| 2024年12月31日現在 | 損益を通じて 測定する 公正価値 | 振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値 | 非振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値 | 償却原価 | 純簿価 | 公正価値 |
|-------------------|------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 資産 | | | | | | |
| 現金及び中央銀行における残高 | | | | 608,615 | 608,615 | 608,615 |
| 損益を通じて公正価値で測定する | | | | | | |
| 金融商品 | 589,286 | | | | 589,286 | 589,286 |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | 1,507,482 | | | | 1,507,482 | 1,507,482 |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する | | | | | | |
| 金融資産 | | 3,289,977 | 1,347 | | 3,291,324 | 3,291,324 |
| 償却原価で測定する金融資産 | | | | | | |
| 貸付金及び前渡金 | | | | 29,174,418 | 29,174,418 | 29,174,418 |
| 負債証券 | | | | 2,338,292 | 2,338,292 | 2,415,527 |
| 金融資産合計 | 2,096,768 | 3,289,977 | 1,347 | 32,121,325 | 37,509,417 | 37,586,652 |
| 負債 | | | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する | | | | | | |
| 金融商品 | 270,851 | | | | 270,851 | 270,851 |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | 1,446,332 | | | | 1,446,332 | 1,446,332 |
| 償却原価で測定する金融負債 | | | | | | |
| 信用機関及び顧客に対する負債額 | | | | 98,251 | 98,251 | 98,251 |
| 発行済負債証券 | | | | 30,873,212 | 30,873,212 | 31,802,368 |
| 社会的影響勘定 | | | | 50,144 | 50,144 | 50,144 |
| 金融負債合計 | 1,717,183 | | | 31,021,607 | 32,738,790 | 33,667,946 |

株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産又は償却原価で測定する負債証券の項目に分類された有価証券のうち、2025年度中及び2024年度中に担保として提供されたものはなかった。

注E：金融商品の時価測定

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBIは、注Cに記載されたとおり、取引相手方のリスク(CVA)並びに自己信用リスク(DVA及びOCA)が含まれるように、その金融商品の公正価値測定の枠組みを調整した。

当行は、金融資産及び金融負債を、その公正価値測定の信頼性を反映して3段階の階層により分類する。

公正価値レベルを決定するために、CEBIは、下記の一連の規則に基づいて、外部のデータ提供者が提供する公正価値レベルを使用する。

レベル1 - 活発な市場で相場価格を有する流動資産及び流動負債並びに金融商品

レベル2 - その市場価値が観察可能なパラメーターに基づく評価手法を用いて測定される金融商品。レベル2の情報は、活発な市場における類似の資産又は負債の相場価格、活発でない市場における同一又は類似の資産又は負債の相場価格、又は金融商品について観察可能な相場価格以外の情報(金利及び観察可能なイールド・カーブ並びに信用スプレッド)を含む。

レベル3 - その市場価値が観察不能なパラメーターも含めた評価手法を用いて測定される金融商品。このレベルは支払いの条件がその他の超国家的な金融機関により用いられる条件と同等である貸付金を含む。優先債権者の地位を考慮して、当行は、この種の債権の売却を行っていない。さらに、貸付金の大半が変動金利(ヘッジ取引を含む。)によるものであるため、かかる取引の公正

価値に対する市場金利の変動の影響は僅少である。したがって、当行は、これらの資産の公正価値は純簿価と一致すると見積っている。

公正価値で測定された金融商品は、以下の表に示されている。

(単位：千ユーロ)

| 2025年12月31日 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|-----------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 資産 | | | | |
| 現金及び中央銀行における残高 | 504,820 | | | 504,820 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | 87,898 | 278 | 88,176 |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | | 1,597,502 | | 1,597,502 |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 1,544,325 | 1,446,161 | | 2,990,486 |
| 償却原価で測定する金融資産 | | | | |
| 貸付金及び前渡金 | | | 29,864,655 | 29,864,655 |
| 負債証券 | 2,661,088 | 278,781 | | 2,939,869 |
| 金融資産合計 | 4,710,233 | 3,410,342 | 29,864,933 | 37,985,508 |
| 負債 | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | 912,637 | 29 | 912,666 |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | | 1,021,312 | | 1,021,312 |
| 償却原価で測定する金融負債 | | | | |
| 信用機関及び顧客に対する負債額 | 63,108 | | | 63,108 |
| 発行済負債証券 | 28,428,246 | 3,525,533 | 10,132 | 31,963,911 |
| 社会的影響勘定 | 56,891 | | | 56,891 |
| 金融負債合計 | 28,548,245 | 5,459,482 | 10,161 | 34,017,888 |

(単位：千ユーロ)

| 2024年12月31日 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|-----------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 資産 | | | | |
| 現金及び中央銀行における残高 | 608,615 | | | 608,615 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | 589,286 | | 589,286 |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | | 1,507,482 | | 1,507,482 |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 1,656,122 | 1,635,202 | | 3,291,324 |
| 償却原価で測定する金融資産 | | | | |
| 貸付金及び前渡金 | | | 29,174,418 | 29,174,418 |
| 負債証券 | 2,172,150 | 243,377 | | 2,415,527 |
| 金融資産合計 | 4,436,887 | 3,975,347 | 29,174,418 | 37,586,652 |
| 負債 | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | 270,851 | | 270,851 |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品 | | 1,446,332 | | 1,446,332 |
| 償却原価で測定する金融負債 | | | | |
| 信用機関及び顧客に対する負債額 | 98,251 | | | 98,251 |
| 発行済負債証券 | 29,052,403 | 2,749,965 | | 31,802,368 |
| 社会的影響勘定 | 50,144 | | | 50,144 |
| 金融負債合計 | 29,200,798 | 4,467,148 | | 33,667,946 |

2025年12月31日現在、CEBは、外部のデータ提供者が提供する階層に基づき、上記の規則に従い、以下のとおり公正価値の階層の移行を計上した。

- 負債において、負債証券の0.9十億ユーロがレベル2からレベル1へ移行され、10.1百万ユーロのCMSスプレッド発行手形が、その評価に金利変動及び相関関係を主として、重要で観察不能な情報が組み込まれているため、レベル2からレベル3に再分類された。
- 資産において、株主資本を通じて公正価値で測定する負債証券の158.8百万ユーロがレベル1からレベル2へ移行された。さらに、償却原価で測定する負債証券の40.8百万ユーロがレベル1からレベル2へ移行された。
- 0.2百万ユーロのCMSスプレッド発行スワップは、その評価に金利のボラティリティ及び相関関係を主として重要で観察不能な情報が組み込まれているため、レベル2からレベル3に再分類された。

注F：金融資産及び金融負債の相殺

2025年12月31日現在、CEBの貸借対照表において相殺の対象となる事業はなかった。当行はIAS第32号の改訂の基準を満たすような相殺協定を有していない。

以下の表は、金融資産及び金融負債の純額、並びにIFRS第7号の改訂により要求される包括協定に基づく取引(スワップ及び貸付における担保契約に基づき受領した現金預金又は有価証券)を考慮した金融資産及び金融負債の純額を示している。

(単位：千ユーロ)

| 2025年12月31日 | 金融資産 及び金融負債 の純額 | 担保として 受領した/ 取得した現金 | 担保として 取得した 有価証券 | 純額 |
|--------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------|-------------------|
| 資産 | | | | |
| 償却原価で測定する貸付金 | 22,771,841 | | (105,235) | 22,666,606 |
| デリバティブ金融商品 | 1,685,678 | (404,470) | | 1,281,208 |
| 差入保証金 | 686,576 | (685,790) | | 786 |
| その他相殺されない資産 | 13,894,203 | | | 13,894,203 |
| 資産合計 | 39,038,298 | (1,090,260) | (105,235) | 37,842,803 |
| 負債 | | | | |
| デリバティブ金融商品 | 1,933,978 | (685,790) | | 1,248,188 |
| 預かり保証金 | 405,112 | (404,470) | | 642 |
| その他相殺されない負債 | 31,824,960 | | | 31,824,960 |
| 負債合計 | 34,164,050 | (1,090,260) | | 33,073,790 |

(単位：千ユーロ)

| 2024年12月31日 | 金融資産 及び金融負債 の純額 | 担保として 受領した/ 取得した現金 | 担保として 取得した 有価証券 | 純額 |
|--------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------|-------------------|
| 資産 | | | | |
| 償却原価で測定する貸付金 | 22,301,631 | | (143,065) | 22,158,566 |
| デリバティブ金融商品 | 2,096,768 | (788,460) | | 1,308,308 |
| 差入保証金 | 441,820 | (441,020) | | 800 |
| その他相殺されない資産 | 13,773,066 | | | 13,773,066 |
| 資産合計 | 38,613,285 | (1,229,480) | (143,065) | 37,240,740 |
| 負債 | | | | |
| デリバティブ金融商品 | 1,717,183 | (441,020) | | 1,276,163 |
| 預かり保証金 | 790,434 | (788,460) | | 1,974 |
| その他相殺されない負債 | 31,386,236 | | | 31,386,236 |
| 負債合計 | 33,893,853 | (1,229,480) | | 32,664,373 |

注G：株主資本を通じて公正価値及び償却原価で測定する金融資産

株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産

(単位：千ユーロ)

| | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 |
|---------|-------------|-------------|
| 負債証券 | | |
| 総簿価 | 3,053,785 | 3,368,302 |
| 未実現損益 | (63,877) | (76,509) |
| 減損 | (772) | (1,816) |
| 純簿価 | 2,989,136 | 3,289,977 |
| 資本性金融商品 | | |
| 総簿価 | 1,380 | 1,380 |
| 未実現損益 | (28) | (28) |
| 減損 | (2) | (5) |
| 純簿価 | 1,350 | 1,347 |
| 合計 | 2,990,486 | 3,291,324 |

償却原価で測定する金融資産

(単位：千ユーロ)

| | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 |
|----------------------------|-------------|-------------|
| 信用機関向貸付金 | | |
| 総簿価 | 6,527,736 | 7,323,463 |
| 減損 | (3,319) | (5,210) |
| 純簿価 | 6,524,417 | 7,318,253 |
| 顧客向貸付金 | | |
| 総簿価 | 17,141,233 | 15,692,256 |
| 減損 | (12,475) | (14,479) |
| 純簿価 | 17,128,758 | 15,677,777 |
| デリバティブ商品によってヘッジされた貸付金の金額調整 | (881,334) | (694,399) |
| 貸付金合計 | 22,771,841 | 22,301,631 |
| 前渡金 | | |
| 要求に応じた支払可能な前渡金 総簿価 | 5,452 | 6,540 |
| 減損 | (3) | (6) |
| 純簿価 | 5,449 | 6,534 |
| 合意された満期又は通知期間のある前渡金 総簿価 | 7,089,197 | 6,860,310 |
| 減損 | (1,089) | (1,738) |
| 純簿価 | 7,088,108 | 6,858,572 |
| デリバティブ商品によってヘッジされた前渡金の金額調整 | (743) | 7,681 |
| 前渡金合計 | 7,092,814 | 6,872,787 |
| 負債証券 | | |
| 総簿価 | 2,927,224 | 2,338,986 |
| 減損 | (680) | (694) |
| 純簿価 | 2,926,544 | 2,338,292 |
| 負債証券合計 | 2,926,544 | 2,338,292 |

2025年12月31日現在の貸付金のうち、保証が付されているものは、最大6.8十億ユーロである(2024年12月31日現在は7.5十億ユーロ)。これらの保証は、有価証券又は締結済みの約定の形式によって行われている。

償却原価で測定するステージ別金融資産

(単位：千ユーロ)

| | 2025年12月31日 | | | 2024年12月31日 | | |
|----------|-------------|---------|-----------|-------------|---------|-----------|
| | 総簿価 | 減損 | 純簿価 | 総簿価 | 減損 | 純簿価 |
| 信用機関向貸付金 | 6,527,736 | (3,319) | 6,524,417 | 7,323,463 | (5,210) | 7,318,253 |

| | | | | | | |
|--------|------------|----------|------------|------------|----------|------------|
| ステージ1 | 6,527,736 | (3,319) | 6,524,417 | 7,323,463 | (5,210) | 7,318,253 |
| ステージ2 | | | | | | |
| ステージ3 | | | | | | |
| 顧客向貸付金 | 17,141,233 | (12,475) | 17,128,758 | 15,692,256 | (14,479) | 15,677,777 |
| ステージ1 | 17,141,233 | (12,475) | 17,128,758 | 15,692,256 | (14,479) | 15,677,777 |
| ステージ2 | | | | | | |
| ステージ3 | | | | | | |
| 前渡金 | 7,094,649 | (1,092) | 7,093,557 | 6,866,850 | (1,744) | 6,865,106 |
| ステージ1 | 7,094,649 | (1,092) | 7,093,557 | 6,866,850 | (1,744) | 6,865,106 |
| ステージ2 | | | | | | |
| ステージ3 | | | | | | |
| 負債証券 | 2,927,224 | (680) | 2,926,544 | 2,338,986 | (694) | 2,338,292 |
| ステージ1 | 2,927,224 | (680) | 2,926,544 | 2,338,986 | (694) | 2,338,292 |
| ステージ2 | | | | | | |
| ステージ3 | | | | | | |

2025年度中に当行の償却原価で測定する金融資産ポートフォリオに債務不履行は発生しなかった。

貸付金及び保証金

貸付金

当行の貸付ポートフォリオは、借入加盟国に供与された貸付金で構成されている。貸付金の支払額は、当行が支払った通貨で返済される。各通貨で返済される金額は、当初支払われた通貨の金額と等しい。これらの貸付金は、社会的な性質の投資プロジェクトを融資することを目的としており、したがって、商業目的には供されない。高度な社会的なプロジェクトを融資する特定の貸付金及び融資約定は、社会的影響勘定を通じて金利補助金又は保証金の恩恵を受ける。

貸付金残高及び融資約定の国別内訳

以下の表には、借入人の属する国別の貸付金残高及び融資約定の内訳が、社会的影響勘定から助成金を支払っているか否かにかかわらず表示される。

(単位：千ユーロ)

| 借入人の属する 国別内訳 | 残高 | | | | 融資約定 | |
|-----------------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------------|
| | 2025年12月31日 | % | 2024年12月31日 | % | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 |
| スペイン | 2,546,994 | 10.81 | 2,631,487 | 11.48 | 219,000 | 318,429 |
| ポーランド | 2,420,824 | 10.27 | 2,267,617 | 9.90 | 188,174 | 368,556 |
| フランス | 1,892,594 | 8.03 | 1,791,512 | 7.82 | 712,670 | 663,170 |
| ドイツ | 1,807,378 | 7.67 | 1,596,910 | 6.97 | 365,700 | 560,700 |
| イタリア(a) | 1,738,276 | 7.38 | 1,699,261 | 7.42 | 641,348 | 386,719 |
| トルコ | 1,536,582 | 6.52 | 1,435,767 | 6.27 | 605,000 | 478,000 |
| ベルギー | 1,211,050 | 5.14 | 962,312 | 4.20 | 339,000 | 565,000 |
| スロバキア共和国 | 1,012,936 | 4.30 | 1,155,560 | 5.04 | 246,000 | 533,000 |
| リトアニア | 872,428 | 3.70 | 937,239 | 4.09 | 91,500 | 73,000 |
| セルビア | 868,082 | 3.68 | 824,915 | 3.60 | 412,171 | 498,971 |
| オランダ | 861,992 | 3.66 | 1,031,460 | 4.50 | 150,000 | |
| ハンガリー | 767,445 | 3.26 | 725,941 | 3.17 | 125,000 | 25,000 |
| フィンランド | 691,924 | 2.94 | 734,869 | 3.21 | 65,000 | 50,000 |
| チェコ共和国 | 624,286 | 2.65 | 684,497 | 2.99 | 226,536 | 239,316 |
| クロアチア | 583,301 | 2.48 | 690,626 | 3.01 | 250,000 | |
| ルーマニア | 562,657 | 2.39 | 552,390 | 2.41 | 680,679 | 483,341 |
| スウェーデン | 543,353 | 2.31 | 542,177 | 2.37 | 57,285 | 80,000 |
| アイルランド | 536,131 | 2.28 | 499,950 | 2.18 | 6,500 | 83,636 |
| ウクライナ | 460,172 | 1.95 | 115,801 | 0.51 | 92,828 | 84,199 |

| | | | | | | |
|------------------|------------|--------|------------|--------|-----------|-----------|
| ブルガリア | 309,487 | 1.31 | 224,271 | 0.98 | 274,000 | 125,000 |
| キプロス | 267,292 | 1.13 | 283,087 | 1.24 | 84,400 | 68,000 |
| エストニア | 218,667 | 0.93 | 220,000 | 0.96 | 85,000 | 25,000 |
| ギリシャ | 217,833 | 0.92 | 218,167 | 0.95 | 132,500 | 132,500 |
| スロベニア | 189,655 | 0.80 | 194,918 | 0.85 | 15,000 | 25,000 |
| ポルトガル | 149,399 | 0.63 | 246,176 | 1.07 | 256,700 | 352,700 |
| アイスランド | 110,305 | 0.47 | 64,905 | 0.28 | 110,500 | 92,000 |
| ボスニア・ヘルツェ ゴビナ | 96,367 | 0.41 | 95,815 | 0.42 | 28,635 | 11,000 |
| アルバニア | 96,105 | 0.41 | 109,450 | 0.48 | 34,500 | |
| 北マケドニア | 76,254 | 0.32 | 83,977 | 0.37 | 70,700 | 76,600 |
| モンテネグロ | 75,047 | 0.32 | 81,087 | 0.35 | 93,000 | 8,500 |
| モルドバ共和国 | 52,939 | 0.22 | 62,800 | 0.27 | 182,935 | 153,783 |
| コソボ | 43,826 | 0.19 | 45,442 | 0.20 | 25,000 | 25,000 |
| ラトビア | 37,119 | 0.16 | 17,962 | 0.08 | 41,000 | 22,000 |
| ジョージア | 32,855 | 0.14 | 34,208 | 0.15 | 4,036 | |
| マルタ | 28,605 | 0.12 | 29,000 | 0.13 | | |
| アンドラ | 11,953 | 0.05 | 13,087 | 0.06 | | |
| サンマリノ | 6,867 | 0.03 | 7,533 | 0.03 | | |
| ルクセンブルク(b) | 2,538 | 0.01 | 2,600 | 0.01 | | 400 |
| 合計 | 23,561,514 | 100.00 | 22,914,774 | 100.00 | 6,912,298 | 6,608,521 |

注(a) うち2025年12月31日現在の対象国のための残高7.5百万ユーロ(2024年12月31日現在は9.0百万ユーロ)。

(b) うち2025年12月31日現在の対象国のための残高2.5百万ユーロ(2024年12月31日現在は2.6百万ユーロ)。

SIA金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の国別内訳

社会的影響勘定からの金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の詳細は、下記の表に借入人の属する国別に記載されるとおりである。

(単位：千ユーロ)

| 借入人の属する国別内訳 | 残高 | | 融資約定 | |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 |
| トルコ | 254,333 | 296,000 | | |
| ポーランド | 99,397 | 113,018 | | |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 89,637 | 87,535 | 9,000 | 2,500 |
| コソボ | 33,383 | 35,000 | | |
| モルドバ共和国 | 21,434 | 23,381 | | |
| ルーマニア | 21,106 | 27,551 | 3,121 | 4,871 |
| 北マケドニア | 16,458 | 17,834 | 700 | 700 |
| アルバニア | 10,709 | 14,536 | 7,500 | |
| クロアチア | 8,431 | 12,545 | | |
| セルビア | 6,090 | 6,136 | | |
| リトアニア | 5,050 | 5,800 | 350 | |
| モンテネグロ | 5,000 | | 5,000 | |
| ジョージア | 3,925 | 208 | 4,036 | |
| イタリア | 2,706 | 2,950 | 250 | 800 |
| ルクセンブルク | 2,538 | 2,600 | | 400 |
| ウクライナ | 1,500 | | 1,500 | |
| ブルガリア | 812 | 1,296 | 75 | 125 |
| アイルランド | 553 | 360 | 325 | 600 |
| スペイン | 350 | 100 | 1,200 | 2,400 |
| ギリシャ | 333 | 667 | | |
| ベルギー | 50 | | 700 | 750 |
| 合計 | 583,795 | 647,517 | 33,757 | 13,146 |

金利補助金については、注Kに記載されている。

貸付金残高及び融資約定の返済フローの満期別内訳

(単位：千ユーロ)

| 満期 | 2025年12月31日 | | 2024年12月31日 | |
|----|-------------|------|-------------|------|
| | 貸付金 | 融資約定 | 貸付金 | 融資約定 |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1ヶ月以下 | 114,756 | 199,500 | 55,644 | 310,000 |
| 1ヶ月超3ヶ月以下 | 220,461 | 760,000 | 47,488 | 646,000 |
| 3ヶ月超1年以下 | 2,509,983 | 2,058,500 | 2,230,795 | 1,846,000 |
| 1年超5年以下 | 9,325,926 | 3,116,664 | 9,382,716 | 3,063,062 |
| 5年超 | 11,390,388 | 777,634 | 11,198,131 | 743,459 |
| 合計 | 23,561,514 | 6,912,298 | 22,914,774 | 6,608,521 |

貸付ポートフォリオの通貨構成

貸付金の支払額の92%はユーロ建てであり、外貨建ての貸付金の支払額の99.9%は通貨スワップによりヘッジされているため、為替リスクが貸付ポートフォリオに与える影響は限定的である。

(単位：千ユーロ)

| 通貨 | 2025年12月31日 | % | 2024年12月31日 | % |
|-------------|-------------|---------|-------------|---------|
| ユーロ | 21,721,948 | 92.19% | 20,847,012 | 90.98% |
| ポーランド・ズロチー | 637,022 | 2.70% | 784,914 | 3.43% |
| スウェーデン・クローナ | 533,177 | 2.26% | 532,386 | 2.32% |
| 米ドル | 299,509 | 1.27% | 475,862 | 2.08% |
| ハンガリー・フォリント | 251,426 | 1.07% | 157,726 | 0.69% |
| チェコ・コルナ | 109,932 | 0.47% | 104,066 | 0.45% |
| スイス・フラン | 7,587 | 0.01% | 11,262 | 0.05% |
| 日本円 | 913 | 0.01% | 1,546 | 0.01% |
| 合計 | 23,561,514 | 100.00% | 22,914,774 | 100.00% |

貸付金元本及び融資約定別の減損引当金の調整

貸付金及び融資約定の減損引当金累計の変動は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)

| | 2025年 | | 2024年 | |
|--------------------|---------|-------|--------|-------|
| | 貸付金 | 融資約定 | 貸付金 | 融資約定 |
| 1月1日現在 | 19,689 | 3,251 | 13,676 | 2,241 |
| 貸付金元本に対する(戻入金)/引当金 | (3,867) | (247) | 5,976 | 1,010 |
| 貸付金利息に対する(戻入金)/引当金 | (28) | | 38 | |
| 12月31日現在 | 15,794 | 3,004 | 19,689 | 3,251 |

貸付金及び融資約定の減損引当金は、2025年12月31日現在で18.8百万ユーロ(2024年は22.9百万ユーロ)であり、IFRS第9号に基づき設定された引当金総額の86%(2024年は83%)を占めている。

保証金

貸付ポートフォリオは、2025年12月31日現在で最大6.1十億ユーロ(2024年12月31日現在は6.8十億ユーロ)が保証されており、内訳は以下のとおりである。

- 43.9百万ユーロは社会的影響勘定によりカバーされている(2024年12月31日現在は37.1百万ユーロ)。
- 欧州委員会によるインベストEU保証により132.8百万ユーロがカバーされている(2024年12月31日現在は127.8百万ユーロ)。

さらに、2025年に当行は、エクスポージャー交換契約(EEA)として知られる保証契約を締結した。これは、500百万ユーロの貸付ポートフォリオを対象としており、特定の貸付金について債務不履行が発生した場合に、保証を提供するとともに、受領するものである。2025年12月31日現在、取得済みで未償却の金融保証契約(FGC)の公正価値残高は2.0百万ユーロであった。一方、提供済みで未償却の金融保証契約(FGC)の公正価値は3.2百万ユーロであった。

この保証の仕組み及び運用方法については、注Aの4.5.の項に記載されている。

注H：有形資産及び無形資産

(単位：千ユーロ)

| | 土地及び建物(*) | 備品及び設備 | その他 | 無形資産 | 合計 |
|---------------|-----------|---------|---------|----------|----------|
| 総簿価 | | | | | |
| 2025年1月1日現在 | 44,268 | 10,390 | 8,075 | 48,829 | 111,562 |
| 追加額 | 11,150 | 64 | 1,187 | 7,293 | 19,694 |
| その他変動 | | | (297) | (26,189) | (26,486) |
| 2025年12月31日現在 | 55,418 | 10,454 | 8,965 | 29,933 | 104,770 |
| 償却費 | | | | | |
| 2025年1月1日現在 | (4,567) | (8,353) | (5,208) | (33,636) | (51,764) |
| 当期費用 | (358) | (458) | (1,603) | (5,102) | (7,521) |
| その他変動 | | | 271 | 26,126 | 26,397 |
| 2025年12月31日現在 | (4,925) | (8,811) | (6,540) | (12,612) | (32,888) |
| 純簿価 | | | | | |
| 2025年12月31日現在 | 50,493 | 1,643 | 2,425 | 17,321 | 71,882 |

(単位：千ユーロ)

| | 土地及び建物(*) | 備品及び設備 | その他 | 無形資産 | 合計 |
|---------------|-----------|----------|---------|----------|----------|
| 総簿価 | | | | | |
| 2024年1月1日現在 | 39,488 | 15,668 | 9,073 | 42,362 | 106,591 |
| 追加額 | 881 | 267 | 2,585 | 6,901 | 10,634 |
| その他変動 | 3,899 | (5,545) | (3,583) | (434) | (5,663) |
| 2024年12月31日現在 | 44,268 | 10,390 | 8,075 | 48,829 | 111,562 |
| 償却費 | | | | | |
| 2024年1月1日現在 | (381) | (13,130) | (7,405) | (28,833) | (49,749) |
| 当期費用 | (312) | (583) | (1,328) | (4,803) | (7,026) |
| その他変動 | (3,874) | 5,360 | 3,525 | | 5,011 |
| 2024年12月31日現在 | (4,567) | (8,353) | (5,208) | (33,636) | (51,764) |
| 純簿価 | | | | | |
| 2024年12月31日現在 | 39,701 | 2,037 | 2,867 | 15,193 | 59,798 |

注(*) 「土地及び建物」は、パリ市クレペール通り55番所在の当行の本部を示している。IFRS第16号に従い、かかる項目にリース契約も含まれている。2025年12月31日現在の利用権総額は2.8百万ユーロとなり、償却費はマイナス1.0百万ユーロとなった(2024年12月31日現在はそれぞれ2.8百万ユーロ及びマイナス686千ユーロ)。

注I：その他の資産及び負債

(単位：千ユーロ)

| | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 |
|--------------------------------|-------------|-------------|
| その他の資産 | | |
| 差入保証金(a) | 686,576 | 441,820 |
| 雑借方 | 4,170 | 3,174 |
| 引受済資本金、払込請求済資本金及び未払資本金並びに受取準備金 | 300,455 | 591,048 |
| 前払費用 | 2,893 | 3,512 |
| 雑資産 | 139 | 4,516 |
| 合計 | 994,233 | 1,044,070 |
| その他の負債 | | |
| 預かり保証金(a) | 405,112 | 790,434 |
| 雑貸方(b) | 12,661 | 12,847 |
| 雑負債 | 8,296 | 15,505 |
| 合計 | 426,069 | 818,786 |

注(a) 担保契約に関して、当行は、預託金又は有価証券の形式による保証金を預け入れ、また差し入れている。2025年12月31日現在、CEBIは、以下のとおり保証金を預け入れ、また差し入れている。

- ・ 預託金の形式で686.6百万ユーロ(2024年12月31日現在は441.8百万ユーロ)の保証金を差し入れた。
- ・ 預託金の形式で405.1百万ユーロ(2024年12月31日現在は790.4百万ユーロ)、有価証券の形式で105.2百万ユーロ(2024年12月31日現在は143.1百万ユーロ)の保証金を預け入れた。

(b) IFRS第16号に基づき、うち支払リース料の総額である2.8百万ユーロのリース負債及びマイナス0.9百万ユーロの負債の償却費である(2024年12月31日現在、リース負債は2.8百万ユーロ及び負債の償却費はマイナス634千ユーロ)。

注J：減価償却費で測定する金融負債

(単位：千ユーロ)

| | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 |
|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 信用機関及び顧客に対する負債額 | | |
| 付利口座 | 63,097 | 98,251 |
| 支払利息 | 11 | |
| 合計 | 63,108 | 98,251 |
| 償却原価で測定する発行済負債証券 | | |
| 債券 | 31,605,076 | 31,411,595 |
| 支払利息 | 359,549 | 285,906 |
| デリバティブ商品によりヘッジされる発行済負債証券 の価額調整 | (593,773) | (824,289) |
| 合計 | 31,370,852 | 30,873,212 |

顧客の付利口座の進展

支援者との間で調印された多数の二国間及び多国間の寄付金に関する同意の枠組内で、CEBは、その目的に沿った活動に対し助成金及び貸付保証による支援を行うため、寄付金を受け入れている。支援者より受領した寄付金は、CEBの名義で開設されている口座に預け入れられる。

寄付金の大部分はCEBの協力国、欧州連合の加盟国及び当行の年間利益の配分によって提供される。

当行は、口座の管理者としての役割を果たしている。当行は口座に影響を及ぼす変更の処理及び記録並びに利用可能残高の管理を行う。かかる活動の枠組内において、CEBは管理報酬を受け取ることができる。

CEBが最初に1又は複数の支援者より寄付金に関する約定を得ることなく受益者へ助成金を提供する約定を結ぶことはないため、CEBは、上記の口座に関して信用リスクにさらされていない。

2025年12月31日現在、当行は20の信託基金(2024年は31)を管理し、残高は合計63.1百万ユーロ(2024年は98.3百万ユーロ)であった。かかる口座の原資は、支出額が212.7百万ユーロ(2024年は410.3百万ユーロ)であったのに対し、275.8百万ユーロ(2024年は508.6百万ユーロ)であった。

以下の表は、以下の2つのカテゴリーに分類されたCEBにより管理されている口座の変動及び約定の概要を示したものである。

- 支援国より資金提供を受けているプログラム/口座
- 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座

(単位：千ユーロ)

| | 原資(a) | 支出額(b) | 2025年12月31日 | 受取約定(c) | 支払約定(c) |
|--------------------------------|---------|-----------|-------------|---------|-----------|
| 支援国より資金提供を受けているプログラム/口座 | 74,163 | (47,762) | 26,401 | | (4,772) |
| 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座 | 201,642 | (164,935) | 36,707 | 115,221 | (133,357) |
| 合計 | 275,805 | (212,697) | 63,108 | 115,221 | (138,129) |

(単位：千ユーロ)

| | 原資(a) | 支出額(b) | 2024年12月31日 | 受取約定(c) | 支払約定(c) |
|---|---------|-----------|-------------|---------|-----------|
| 支援国より資金提供を受けているプログラム/口座 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座 | 67,159 | (44,989) | 22,170 | | (2,436) |
| 合計 | 508,561 | (410,310) | 98,251 | 122,538 | (123,016) |

注(a) 支援者より受け取った寄付金及び未収利息により構成される。

(b) プロジェクトに対し支出した助成金、手数料及び支援者に返還した資金により構成される。

(c) 受取約定及び支払約定は、継続事業のみに関するものである。

以下の表は、以下の2つのカテゴリーに分類された付利口座の詳細を示したものである。

(単位：千ユーロ)

| プログラム/口座 | 支援者 | 口座開設年 | 原資 | 支出額 | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 |
|---|--|----------------|----------------|--------------------|--------------|--------------|
| 支援国より資金提供を受けているプログラム/口座 移住者及び難民基金 | アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、フランス、ドイツ、バチカン、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ノルウェー、ポーランド、サンマリノ、スロバキア共和国、スペイン、スウェーデン、EIB、CEB | 2015年 | 38,984 | (37,560) | 1,424 | 1,450 |
| ウクライナ連帯基金 | チェコ共和国、ドイツ、アイルランド、リトアニア、ポーランド、CEB | 2022年 | 17,112 | (1,625) | 15,487 | 9,446 |
| グリーン社会投資基金 | CEB、チェコ共和国 | 2020年 | 5,532 | (578) | 4,954 | 5,428 |
| スロバキア包摂的成長口座 | スロバキア共和国 | 2016年 | 4,145 | (2,822) | 1,323 | 1,636 |
| スペイン社会的統合口座 防災及び復興基金 | スペイン CEB | 2009年 2023年 | 4,136 3,230 | (3,344) (1,020) | 792 2,210 | 930 3,053 |
| イタリア革新的プロジェクト基金 | イタリア | 2017年 | 1,024 | (813) | 211 | 227 |
| 支援国より資金提供を受けているプログラム/口座小計 | | | 74,163 | (47,762) | 26,401 | 22,170 |
| 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座 地域住宅プログラム(RHP)に関連する口座 | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|--------------|-------|---------|-----------|--------|--------|
| RHP基金地域口座 | 欧州連合、トルコ、米国 | 2012年 | 47,447 | (47,447) | | 1,738 |
| RHPチェコ共和国特別口座 | チェコ共和国 | 2013年 | 84 | (39) | 45 | 44 |
| RHPハンガリー特別口座 | ハンガリー | 2014年 | 30 | (15) | 15 | 20 |
| 東ヨーロッパエネルギー効率化・環境パートナーシップ(E5P) | | | | | | |
| 改築-ジョージアのトビリシにおける公立学校の復旧及びエネルギー効率の向上 | 欧州連合、その他の支援者 | 2016年 | 2,500 | (2,500) | | |
| トルコ難民支援機関(FRIT) | | | | | | |
| 健康基盤の全体的な強化 | 欧州連合 | 2020年 | 106,611 | (78,702) | 27,909 | 60,195 |
| 西バルカン半島投資フレームワーク(WBIF) | | | | | | |
| WBIF：セルビアのベオグラードにおける大学小児病院ティルショワ2 | 欧州連合、その他の支援者 | 2022年 | 21,158 | (20,912) | 246 | 10,147 |
| WBIF：北マケドニアの初等教育学校及び中等教育学校における体育教育施設の復旧 | 欧州連合、その他の支援者 | 2020年 | 3,094 | (2,469) | 625 | 613 |
| WBIF：ボスニア・ヘルツェゴビナの集合住宅に暮らす社会的弱者集団 | 欧州連合、その他の支援者 | 2020年 | 627 | (608) | 19 | 43 |
| 亡命、移住及び受入れ計画 | | | | | | |
| 移民受入れのためのパートナーシップ及び融資 | 欧州連合 | 2021年 | 3,543 | (3,443) | 100 | 245 |
| ロマ族集団の施設 | | | | | | |
| ロマ族の住宅及びエンパワメント(HERO) | 欧州連合 | 2021年 | 2,850 | (2,514) | 336 | 120 |
| インベストEUプログラム | | | | | | |
| インベストEUアドバイザー・ハブ | 欧州連合 | 2023年 | 6,432 | (3,948) | 2,484 | 1,765 |
| IEU ESF+ マイクロファイナンス向インベストEUレンディング施設 | 欧州連合 | 2025年 | 6,011 | (2,257) | 3,754 | |
| 近隣投資プラットフォーム(NIP) | | | | | | |
| モルドバ共和国のバルティ地域病院に対する技術協力 | 欧州連合 | 2024年 | 1,255 | (81) | 1,174 | 1,151 |
| 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座小計 | | | 201,642 | (164,935) | 36,707 | 76,081 |
| 付利口座合計 | | | 275,805 | (212,697) | 63,108 | 98,251 |

発行済負債証券

2025年12月31日現在、発行済負債証券の未償還額は31.6十億ユーロ(2024年12月31日現在は31.4十億ユーロ)であった。これは長期債のみで構成され、その大半はユーロ建て発行されている(62.3%)。

以下の表は、債券借入ポートフォリオの通貨別内訳を示す。

| 通貨 | 2025年12月31日 | | 2024年12月31日 | |
|-------------|-------------|---------|-------------|---------|
| | 千ユーロ | % | 千ユーロ | % |
| ユーロ | 19,700,000 | 62.33% | 19,118,732 | 60.87% |
| 米ドル | 6,808,511 | 21.54% | 7,219,174 | 22.98% |
| 英ポンド | 2,463,901 | 7.80% | 3,352,710 | 10.67% |
| オーストラリア・ドル | 898,697 | 2.84% | 614,119 | 1.96% |
| 香港ドル | 612,263 | 1.94% | 340,827 | 1.09% |
| 中国人民元 | 413,313 | 1.31% | 26,374 | 0.08% |
| スイス・フラン | 214,731 | 0.68% | 212,495 | 0.68% |
| カナダ・ドル | 186,474 | 0.59% | 200,696 | 0.64% |
| ノルウェー・クローネ | 168,876 | 0.53% | 169,563 | 0.54% |
| スウェーデン・クローナ | 60,066 | 0.19% | 56,724 | 0.18% |
| 新トルコ・リラ | 51,502 | 0.16% | 70,773 | 0.23% |
| ニュージーランド・ドル | 26,742 | 0.08% | 29,408 | 0.09% |
| 合計 | 31,605,076 | 100.00% | 31,411,595 | 100.00% |

発行済負債証券は主に固定金利で発行されており、ユーロ建て発行分は金利スワップ、外貨建て発行分は通貨スワップにより、ほとんど全てヘッジされている。

以下の表は、有価証券に表章される債券の満期スケジュールを示す。

| 満期 | 2025年12月31日 | | 2024年12月31日 | |
|----------|-------------|---------|-------------|---------|
| | 千ユーロ | % | 千ユーロ | % |
| 1年以下 | 5,539,553 | 17.53% | 4,590,435 | 14.61% |
| 1年超5年以下 | 18,136,487 | 57.41% | 18,839,518 | 59.97% |
| 5年超10年以下 | 7,906,284 | 25.02% | 7,947,793 | 25.30% |
| 10年超 | 22,752 | 0.07% | 33,849 | 0.11% |
| 合計 | 31,605,076 | 100.00% | 31,411,595 | 100.00% |

注K：社会的影響勘定

当行は、4種類の支援金の財源として社会的影響勘定(SIA)を使用している。

- 金利補助金
- 貸付保証
- 技術支援
- 助成金

SIAを財源とする支援金は、総裁が承認する最大300千ユーロの技術支援を除いて、当行の管理委員会により承認される。

上限は支援内容によって異なる。技術支援及び助成金は、プロジェクトごとに2.5百万ユーロを超えてはならず、金利補助金は、貸付額10百万ユーロごとに0.5百万ユーロを超えてはならない。一方、貸付保証は、貸付ごとのリスク限度額、ポートフォリオ・リスク限度額及びポートフォリオ・レバレッジ限度額によって制限される。

管理委員会は、2025年3月に当行の2024年の純利益からの7.0百万ユーロの移行を承認した。

SIAの財源は、支援の種類ごとに1つずつ、4つの個別のサブ口座に保持される。2025年12月31日現在、これらの下位勘定の内訳は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)

| SIAの項目 | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 |
|----------------|-------------|-------------|
| 承認された貸付金に係る補助金 | 5,834 | 7,154 |
| 補助可能額 | 2,676 | 2,494 |
| 貸付金に係る金利補助金 | 8,510 | 9,648 |
| 承認された貸付金に係る保証 | 26,818 | 9,530 |
| 保証可能額 | 17,130 | 27,591 |
| 貸付保証 | 43,948 | 37,121 |
| 技術支援の承認 | 1,609 | 883 |
| 技術支援可能額 | 2,480 | 2,155 |
| 技術支援 | 4,089 | 3,038 |
| 承認された寄付額 | | |
| 寄付可能額 | 344 | 337 |
| 交付寄付金 | 344 | 337 |
| 合計 | 56,891 | 50,144 |

資金調達

SIAは、以下から寄付金を受け取ることができる。

- 年間利益からの割当を通じて、SIAに寄付金を拠出する当行。
- 加盟国、欧州評議会及び管理委員会による事前承認を前提とした非加盟国及び国際機関。

注L：リスク及び費用に対する引当金

2025年12月31日現在、リスク及び費用に対する引当金は313.2百万ユーロであった(2024年12月31日現在は336.3百万ユーロ)。これらは、社会的約定に係る引当金及び注Sに記載されている融資約定に係る減損で構成される。

(単位：千ユーロ)

| | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 |
|---------------|-------------|-------------|
| 引当金 | | |
| 社会的約定に係る引当金 | 310,148 | 333,026 |
| 融資約定に係る減損(注S) | 3,004 | 3,251 |
| 合計 | 313,152 | 336,277 |

社会的約定に係る引当金

当行は、年金計画の他に、医療保険、財務調整及び退職給付制度を含むその他の退職後給付金を管理する。これらの債務に対する引当金は、予測単位積増し保険数理評価方式によって計算される。

退職給付金に係る財務状況は以下に示されている。

(単位：千ユーロ)

| | 年金計画 | その他の退職給付金 | 合計 |
|---------------------|----------|-----------|----------|
| 2025年1月1日現在の引当金 | 288,330 | 44,696 | 333,026 |
| 勤務費用 | 9,721 | 1,512 | 11,233 |
| 割引約定に関する利息費用 | 10,376 | 1,593 | 11,969 |
| 直接株主資本と認識される実差額の変動額 | (35,603) | (2,032) | (37,635) |
| 支払済給付金 | (6,959) | (1,486) | (8,445) |
| 2025年12月31日現在の引当金 | 265,865 | 44,283 | 310,148 |

(単位：千ユーロ)

| | 年金計画 | その他の退職給付金 | 合計 |
|---------------------|---------|-----------|---------|
| 2024年1月1日現在の引当金 | 260,216 | 40,939 | 301,155 |
| 勤務費用 | 8,714 | 1,889 | 10,603 |
| 割引約定に関する利息費用 | 9,622 | 1,494 | 11,116 |
| 直接株主資本と認識される実差額の変動額 | 16,021 | 2,057 | 18,078 |

| | | | |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 支払済給付金 | (6,243) | (1,683) | (7,926) |
| 2024年12月31日現在の引当金 | 288,330 | 44,696 | 333,026 |

ガバナンス

年金計画は、年金諮問委員会(APC)によって運営されており、総裁、総裁の提案によって任命された2名の監査委員会委員、職員が選出する1名の委員(任期は3年で更新可能とする)及び総裁により招待された追加の専門委員によって構成される。APCは、総裁の要請に基づき、年金計画の運営に関する助言を行う。

保険数理上の仮定

財務上の仮定

| | 2025年 | 2024年 |
|--------|-------|-------|
| 割引率(*) | 4.35% | 3.65% |
| インフレ率 | 2.00% | 2.00% |
| 年金再評価率 | 2.00% | 2.00% |
| 給与増加率 | 3.50% | 3.50% |

注(*) 割引率は長期ユーロ建AA社債金利に基づく。

人口統計上の仮定

- 死亡率：ISRP及びEUROSTATが作成したISCLTの2023年版男女別死亡率表は、2024年以降使用されている。
- 障害：EVK90の表は、現役職員の障害発生確率を推定するために適用される。
- 従業員の離職率は年齢とともに低下し、20歳で6.0%、50歳で0.0%となる。

| 年齢 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 離職率 | 6.0% | 4.0% | 2.7% | 1.7% | 1.0% | 0.4% | 0.0% |

保険数理上の仮定に対する感応度

以下の表は、2025年12月31日時点における予測給付債務(PB0)、勤務費用並びに割引率及びインフレ率の変動に伴う利息費用の感応度分析を提供するものである。

(単位：百万ユーロ)

| 割引率ショック(bp) | (100) | (25) | 100 | 25 |
|-------------|-------|-------|--------|--------|
| PB0の変動 | 55.5 | 12.6 | (43.5) | (11.9) |
| 勤務費用の変動 | 2.3 | 0.5 | (1.7) | (0.5) |
| 利息費用の変動 | (1.0) | (0.2) | 0.6 | 0.2 |

(単位：百万ユーロ)

| インフレ率ショック(bp) | (100) | (25) | 100 | 25 |
|---------------|--------|--------|------|------|
| PB0の変動 | (45.8) | (12.4) | 57.6 | 13.2 |
| 勤務費用の変動 | (1.8) | (0.5) | 2.4 | 0.5 |
| 利息費用の変動 | (1.9) | (0.5) | 2.4 | 0.6 |

存続期間

PB0の存続期間は2025年に16.8年となり、2024年の18.1年からわずかに減少した。

計画資産

CEBIは分離した資産を当該制度に割り当てていない。代わりに、当行及び当行職員双方の拠出金は、当行の総合資産ポートフォリオの一部として投資される。

注M：資本

資本管理

定款(第3条)に従い、欧州諸国(欧州評議会の加盟国又は非加盟国)及び欧州に重点を置いている国際機関は、当行の理事会が制定した条件に従って、CEBの加盟国となることができる。

当行は、加盟国が引き受けるユーロ建の参加証書を発行する。各証書の額面価格は、いずれも同額の1,000ユーロである。

候補国の加盟手続は、申請国が当行の定款を承認し、理事会との合意により決定された数の参加証書を引き受ける旨明言した欧州評議会の議長に対する宣言により行われる。当行の加盟国となる国は全て、かかる宣言において以下の目的を承認するものとする。

- 欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定のための第三議定書について、できるだけ早い機会に同意すること。
- かかる同意までの間に、当行の財産、資産及び運営に関する議定書による法的処置を適用すること並びに当行の機関及び職員に議定書による法的地位を付与すること(定款第3条)。

理事会は、資本の引受け及び払込みに関する引当金に加えて、増資に関する引当金を設定している。加盟国の脱退の可能性に関する条件については、CEBの定款(第15条)に定めている。当行はこれまでにこの種の要求を受けたことはない。これに基づき、また2008年2月に改訂されたIAS第32号に従い、本参加証書は、資本性金融商品に分類されている。

当行の資本及び準備金に対する出資は、CEBに関する欧州評議会の部分協定の予算に対する加盟申請国による寄与比率に基づき算出されるものとする。

当行の引受済資本金は、払込済資本金及び請求払資本金で構成される。払込済資本金は、資本金のうち、管理委員会の提案を受けて理事会の決定後に当行に加盟する時点で払い込まれる部分である。開始以来、当行は引受済資本金の引出しを行っていない。

当行の業務に関連するリスクに関する自己資本は、様々な比率により構築されたりリスク選好枠組みを通じて評価されている(注Bの6.を参照のこと。)

増資

理事会は、2022年12月2日に、当行の引受済資本金の最大4.25十億ユーロの増加を承認し、うち最大1.20十億ユーロが加盟国から払い込まれる。増資は、参加証書の少なくとも67%が引受済みとなった暦月末に有効となった。2024年2月にこの基準に達したため、増資は2024年2月29日に発効した。出資期間は2024年12月31日に終了し、最終的な出資率は95.15%であった。

加盟国別の資本金

2025年12月31日現在の加盟国別の資本金の内訳は以下のとおりである。

| 加盟国 | (単位：千ユーロ) | | | |
|-------|-----------|-----------|----------|----------|
| | 引受済資本金 | 未払込資本金 | 払込請求済資本金 | 引受済資本金割合 |
| フランス | 1,626,363 | 1,324,036 | 302,327 | 16.901% |
| ドイツ | 1,626,363 | 1,324,036 | 302,327 | 16.901% |
| イタリア | 1,626,363 | 1,324,036 | 302,327 | 16.901% |
| スペイン | 1,060,700 | 863,525 | 197,175 | 11.023% |
| トルコ | 689,600 | 561,411 | 128,189 | 7.166% |
| オランダ | 353,082 | 287,446 | 65,636 | 3.669% |
| ベルギー | 291,826 | 237,581 | 54,245 | 3.033% |
| ギリシャ | 291,826 | 237,581 | 54,245 | 3.033% |
| ポルトガル | 247,163 | 201,218 | 45,945 | 2.568% |

| | | | | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| ポーランド | 227,784 | 185,441 | 42,343 | 2.367% |
| デンマーク | 159,244 | 129,640 | 29,604 | 1.655% |
| スウェーデン | 139,172 | 123,724 | 15,448 | 1.446% |
| ノルウェー | 123,937 | 100,898 | 23,039 | 1.288% |
| ブルガリア | 110,924 | 90,304 | 20,620 | 1.153% |
| ルーマニア | 106,404 | 86,625 | 19,779 | 1.106% |
| ウクライナ | 101,902 | 90,591 | 11,311 | 1.059% |
| アイルランド | 85,796 | 69,848 | 15,948 | 0.892% |
| ハンガリー | 79,541 | 64,755 | 14,786 | 0.827% |
| チェコ共和国 | 76,432 | 62,224 | 14,208 | 0.794% |
| フィンランド | 69,786 | 62,039 | 7,747 | 0.725% |
| ルクセンブルク | 61,686 | 50,219 | 11,467 | 0.641% |
| スイス | 53,824 | 43,229 | 10,595 | 0.559% |
| セルビア | 45,892 | 37,362 | 8,530 | 0.477% |
| クロアチア | 37,963 | 30,906 | 7,057 | 0.395% |
| キプロス | 35,309 | 28,746 | 6,563 | 0.367% |
| スロバキア共和国 | 33,670 | 27,411 | 6,259 | 0.350% |
| アルバニア | 23,771 | 19,352 | 4,419 | 0.247% |
| ラトビア | 22,746 | 18,519 | 4,227 | 0.236% |
| エストニア | 22,595 | 18,395 | 4,200 | 0.235% |
| 北マケドニア | 22,595 | 18,395 | 4,200 | 0.235% |
| リトアニア | 22,356 | 18,201 | 4,155 | 0.232% |
| スロベニア | 21,835 | 17,776 | 4,059 | 0.227% |
| アイスランド | 18,015 | 14,666 | 3,349 | 0.187% |
| マルタ | 18,015 | 14,666 | 3,349 | 0.187% |
| ジョージア | 17,539 | 14,279 | 3,260 | 0.182% |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 17,207 | 14,009 | 3,198 | 0.179% |
| モンテネグロ | 11,693 | 9,519 | 2,174 | 0.122% |
| コソボ | 11,648 | 9,483 | 2,165 | 0.121% |
| モルドバ共和国 | 9,746 | 7,934 | 1,812 | 0.101% |
| アンドラ | 8,747 | 7,121 | 1,626 | 0.091% |
| サンマリノ | 8,644 | 6,916 | 1,728 | 0.090% |
| リヒテンシュタイン | 2,921 | 2,374 | 547 | 0.030% |
| バチカン | 243 | 183 | 60 | 0.003% |
| 2025年合計 | 9,622,868 | 7,856,618 | 1,766,250 | 100.000% |
| 2024年合計 | 9,622,868 | 7,856,618 | 1,766,250 | |

2025年の各参加証書の収益は12.70ユーロ(2024年は12.92ユーロ)に達した。

注N：金利差益

収入及び費用は、実効金利法(利息、手数料及び費用)に従って計上される。

受取利息及び支払利息は製品ごとにグループ化されている。

製品の分類が資産であるか負債であるかにかかわらず、受取純額は「金利収入及び類似の収入」の項目に分類され、支払純額は「金利費用及び類似の手数料」に分類される。

これらの製品ごとの純額は、かかる製品のマイナス金利も含む。

公正価値ヘッジ・デリバティブの金利収入及び金利費用は、ヘッジ商品の収入及び費用とともに記載される。

金利差益は、以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)

| | 2025年 | 2024年 |
|-------------------------------------|---------|---------|
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産(*) | 82,766 | 83,239 |
| ヘッジ・デリバティブ | 9,424 | 47,903 |
| 小計 | 92,190 | 131,142 |
| 償却原価で測定する貸付金及び前渡金(*) -信用機関及び中央銀行 | 438,303 | 552,860 |

| | | |
|------------------|-----------|-------------|
| -顧客 | 327,233 | 320,839 |
| ヘッジ・デリバティブ | 91,280 | 357,165 |
| 小計 | 856,816 | 1,230,864 |
| 償却原価で測定する負債証券 | 87,200 | 67,300 |
| 小計 | 87,200 | 67,300 |
| 金利収入及び類似の収入 | 1,036,206 | 1,429,306 |
| 信用機関及び顧客 | (13,093) | (20,951) |
| 小計 | (13,093) | (20,951) |
| 償却原価で測定する発行済負債証券 | (761,047) | (639,326) |
| ヘッジ・デリバティブ | (47,982) | (557,900) |
| 小計 | (809,029) | (1,197,226) |
| その他金利費用及び類似の手数料 | (11,892) | (11,116) |
| 小計 | (11,892) | (11,116) |
| 金利費用及び類似の手数料 | (834,014) | (1,229,293) |
| 金利差益 | 202,192 | 200,013 |

(*) マイナス金利の影響： (単位：千ユーロ)

| | | |
|------------------------|------|-------|
| -株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | | (174) |
| -償却原価で測定する前渡金 | (57) | 327 |
| | (57) | 153 |

注0：セグメント情報

CEBIは、社会的使命を有する国際開発金融機関である。CEBは、加盟国における金融プロジェクトに対して貸付を行っている。かかる事業の資金は、公募及び私募により調達される。

この範囲内で、当行は、単一の事業分野を有する。当行は、その拠出金を最も必要とする地域、特に対象国を構成する中欧及び東欧諸国に介入する。

プロジェクトファイナンス事業は、欧州においてのみ行われている。しかしながら、その他の金融事業、特に公募に関しては、CEBIは欧州のほか、他の地域においても事業を行っている。したがって、これらの事業については、下記の表に含まれていない。

借入人の属する国別の貸付における利息の内訳は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)

| 借入人の属する国別内訳 | 2025年 | 2024年 |
|--------------|--------|--------|
| ポーランド | 81,013 | 93,974 |
| トルコ | 36,230 | 38,868 |
| ハンガリー | 20,172 | 21,823 |
| リトアニア | 17,583 | 18,845 |
| ルーマニア | 13,674 | 14,958 |
| セルビア | 16,461 | 14,107 |
| スロバキア共和国 | 13,988 | 11,804 |
| キプロス | 7,081 | 9,078 |
| エストニア | 5,671 | 8,031 |
| チェコ共和国 | 8,465 | 7,671 |
| クロアチア | 8,667 | 7,488 |
| スロベニア | 4,220 | 6,130 |
| アルバニア | 1,618 | 2,165 |
| 北マケドニア | 1,442 | 2,138 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 1,389 | 1,508 |
| ブルガリア | 2,445 | 1,066 |
| ウクライナ | 5,887 | 1,063 |
| モルドバ共和国 | 804 | 981 |
| ジョージア | 719 | 922 |
| モンテネグロ | 689 | 774 |
| マルタ | 536 | 539 |
| コソボ | 455 | 462 |

| | | |
|--------------|---------|---------|
| ラトビア | 324 | 185 |
| 対象国小計 | 249,533 | 264,580 |
| スペイン | 57,157 | 65,922 |
| フランス | 33,770 | 35,909 |
| イタリア | 32,799 | 29,669 |
| ベルギー | 23,544 | 20,369 |
| ドイツ | 27,199 | 20,249 |
| フィンランド | 14,971 | 18,474 |
| オランダ | 12,668 | 12,079 |
| スウェーデン | 7,655 | 9,544 |
| アイルランド | 9,794 | 8,914 |
| ポルトガル | 3,085 | 6,728 |
| アイスランド | 1,715 | 2,045 |
| ギリシャ | 90 | 102 |
| アンドラ | 52 | 56 |
| サンマリノ | 18 | 20 |
| その他の国小計 | 224,517 | 230,080 |
| その他の国を通じた対象国 | 324 | 614 |
| 合計 | 474,374 | 495,274 |

国別貸付残高は、注Gに記載されている。

注P：損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益

損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益は、金利差益(注N)で表示される金利収入及び金利費用を除く金融商品に関する損益項目を含む。

| | (単位：千ユーロ) | |
|------------------------------|-----------|----------|
| | 2025年 | 2024年 |
| ヘッジ商品の公正価値の正味残額 | 399,073 | 60,733 |
| ヘッジリスクに起因するヘッジ項目の再評価 | (403,269) | (60,612) |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの残額 | (9,440) | 124 |
| 為替持高の再評価 | (116) | (53) |
| 自己信用リスクに係る価額調整(債務評価調整 - DVA) | (16) | 36 |
| 相手方のリスクに係る価額調整(信用評価調整 - CVA) | 149 | (268) |
| 合計 | (13,619) | (40) |

注Q：一般営業費用

| | (単位：千ユーロ) | |
|------------|-----------|----------|
| | 2025年 | 2024年 |
| 賃金及び給料 | (35,999) | (33,531) |
| 社会保障及び年金費用 | (9,311) | (8,779) |
| その他の一般営業費用 | (17,429) | (16,140) |
| 合計 | (62,739) | (58,450) |

2025年12月31日現在、当行の職員は、4名の任命役員(総裁及び副総裁)及び244名の専門職員から構成されている。2024年12月31日現在では、4名の任命役員(総裁及び副総裁)及び231名の専門職員であった。

注R：リスク費用

CEBが使用する一般的な減損評価モデルは、以下の2つの段階に基づく。

- ・当初認識後の信用リスクの著しい増加の有無を評価すること。
- ・当初認識後に信用リスクの著しい増加がない場合は12ヶ月の予想損失に基づき減損引当金を測定し、当初認識後に信用リスクの著しい増加が生じた場合は全期間の予想損失(すなわち、満期時点の予想損失)に基づき減損引当金を測定すること。

これらの2つの段階は、将来予測アプローチに基づくものでなければならない。

信用リスクの著しい増加

信用リスクの著しい増加に係る評価は、取引相手方の種類及びその内部格付によって異なる指標及び閾値に基づき、取引ごとのレベルで測定される。

信用リスクの著しい増加に係る評価に用いられる指標は、取引相手方の内部格付である。内部格付システムについては、注Bの1.(信用リスク)に記載されている。評価は関連する基準、すなわち当初の格付と比較して何段階格下げされたかに基づいて行われる。しかしながら、取引が2018年1月1日現在の当行のポートフォリオに既に表示されていた場合、信用リスクの著しい増加に係る評価の基準を評価日現在の内部格付に基づく絶対評価とする。

いずれの場合も、評価日現在の内部格付が3.5以下の場合、信用の質の低下は重大とみなされ、当該取引はステージ2に分類される。しかしながら、ソブリンはCEBの優先債権者の地位を前提として、一貫してステージ1に分類される。

90日超支払いが遅延した場合、かかる資産は債務不履行状態にあるとみなされ、ステージ3に分類される。

2025年度中に当行のポートフォリオに債務不履行は発生しなかった。

将来予測アプローチ

当行は、予想信用損失(ECL)の見積りの際に、将来予測情報を考慮している。

当行は、可能性のある将来の経済情勢を幅広くカバーするため、3つのマクロ経済シナリオを使用することを選択している。これらのシナリオは現在、ムーディーズ・アナリティクス(Moody's Analytics)により策定され、毎月更新されている。

主要なマクロ経済変数は、ユーロ圏におけるGDPの進展及び欧州の株式市場の進展である。予測期間中のマクロ経済変数のモデル化は、2つの変数及び3つのラグを用いる自己回帰モデルを使用するモンテカルロ・シミュレーションに基づく。

IFRS第9号の下で使用されるシナリオは以下のとおりである。

- ・ 5年間の予測期間中に最も実現しそうな経済情勢を記述した基礎シナリオ。
- ・ 顕在化したリスクを基礎となるシナリオに加重した影響を反映し、結果として好ましくない経済情勢となった不利なシナリオ。かかるシナリオは、ユーロ圏のGDP成長率のモンテカルロ・シミュレーションにおける10%の分位点として定義される。
- ・ 顕在化したリスクを反映し、結果として良好な経済情勢となった有利なシナリオ。かかるシナリオは、ユーロ圏のGDP成長率のモンテカルロ・シミュレーションにおける90%の分位点として定義される。

バランスの取れた引当金の推計を行うため、有利なシナリオの発生確率は、不利なシナリオの発生確率と等しい値としている。

シナリオに設定された加重は以下のとおりである。

- ・ 基礎シナリオについて60%
- ・ 不利なシナリオについて20%
- ・ 有利なシナリオについて20%

期間中のリスク費用引当金

(単位：千ユーロ)

| | 2025年 | 2024年 |
|---------------|-------|---------|
| 減損引当金の純額 - 資本 | 5,950 | (9,013) |
| 減損引当金の純額 - 利息 | 52 | (57) |
| 合計 | 6,002 | (9,070) |

期間中のリスク費用の詳細

(単位：千ユーロ)

| | 2025年 | 2024年 |
|-----------------------|-------|---------|
| 中央銀行における残高 | 76 | 116 |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 1,047 | (866) |
| 償却原価で測定する金融資産 | | |
| 貸付金 | 3,895 | (6,013) |
| 前渡金 | 649 | (1,054) |
| 負債証券 | 14 | (292) |
| その他資産 | 74 | 50 |
| 融資約定 | 247 | (1,010) |
| 合計 | 6,002 | (9,070) |
| 減損を伴わない残高に係るリスク費用 | 6,002 | (9,070) |
| うち、ステージ1 | 6,002 | (9,206) |
| うち、ステージ2 | | 136 |
| 減損した残高に係るリスク費用(ステージ3) | | |

期間中における減損の変動

(単位：千ユーロ)

| | 12ヶ月の予想損失を伴う残高に係る減損 (ステージ1) | 全期間の予想損失を伴う残高に係る減損 (ステージ2) | 貸倒残高に係る減損 (ステージ3) | 合計 |
|-------------------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------------|----------|
| 2025年1月1日現在 | (27,765) | | | (27,765) |
| 減損引当金の純額 | | | | |
| 期間中に取得した金融資産 | (6,600) | | | (6,600) |
| 期間中に認識中止された金融資産 | 3,247 | | | 3,247 |
| ステージ1への移転 | | | | |
| ステージ2への移転 | | | | |
| ステージ3への移転 | | | | |
| ステージの移転を伴わないその他の引当金/戻入額 | 9,356 | | | 9,356 |
| 2025年12月31日現在 | (21,762) | | | (21,762) |

(単位：千ユーロ)

| | 12ヶ月の予想損失を伴う残高に係る減損 (ステージ1) | 全期間の予想損失を伴う残高に係る減損 (ステージ2) | 貸倒残高に係る減損 (ステージ3) | 合計 |
|-------------------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------------|----------|
| 2024年1月1日現在 | (18,558) | (136) | | (18,694) |
| 減損引当金の純額 | | | | |
| 期間中に取得した金融資産 | (7,707) | | | (7,707) |
| 期間中に認識中止された金融資産 | 1,981 | 136 | | 2,117 |
| ステージ1への移転 | | | | |
| ステージ2への移転 | | | | |
| ステージ3への移転 | | | | |
| ステージの移転を伴わないその他の引当金/戻入額 | (3,481) | | | (3,481) |
| 2024年12月31日現在 | (27,765) | | | (27,765) |

注S：付与された又は受領した融資約定

(単位：千ユーロ)

| | 2025年12月31日 | 2024年12月31日 |
|----------------|-------------|-------------|
| 付与された融資約定 | | |
| 信用機関向け | 1,865,354 | 1,409,978 |
| 顧客向け | 5,046,944 | 5,198,542 |
| 付与された融資約定の合計 | 6,912,298 | 6,608,520 |
| 付与された融資約定に係る減損 | 3,004 | 3,251 |
| うち、ステージ1 | 3,004 | 3,251 |
| うち、ステージ2 | | |
| うち、ステージ3 | | |

2025年12月31日現在、受領した融資約定は計上されていない。

注T：偶発負債及びその他の重要な開示

第三者企業に対する潜在的な債務が確認されたことを受け、CEBIは1.9百万ユーロの支払いを求められる可能性がある。現段階では、この潜在的な債務が顕在化するリスクを排除することはできないが、その可能性は極めて低い。

注U：貸借対照表後発事象

2025年12月31日から2026年3月4日の総裁による決算日までの間、開示又はこれらの財務書類の調整を必要とするような重大な事象は発生しなかった。

以下は、2025年12月31日に終了した年度の財務書類についての独立した監査法人であるデロイト・アンド・アソシエの監査報告書の日本語訳である。

欧州評議会開発銀行

パリ市75116

クレペール通り55番

独立監査人による財務書類についての監査報告書

2025年12月31日に終了した年度

欧州評議会開発銀行の総裁 殿

意見

我々は、欧州評議会開発銀行(以下「本銀行」という。)の添付の年次財務書類を監査した。これらの年次財務書類には、2025年12月31日を年度末とする貸借対照表、同日に終了した年度に係る損益計算書、包括利益計算書、株主資本勘定変動報告書、キャッシュ・フロー計算書並びに注AからUに記載された重要な会計方針の要約及びその他の説明情報を含む注記が含まれている。

我々の意見では、添付の年次財務書類は、欧州連合により採用される国際財務報告基準(IFRS)に従って、2025年12月31日現在の本銀行の資産、負債及び財務状況並びに同日に終了した年度に係る本銀行の財務成績及びキャッシュ・フローを、全ての重要な点において、適正に、また、真実かつ公正に表示している。

意見の基礎

監査の枠組み

我々は、国際監査基準(ISA)に準拠して監査を行った。我々は、我々が取得した監査証拠が、本意見の基礎を提供することについて十分かつ適正であると確信している。

かかる基準に基づく我々の責任の詳細については、下記「財務書類の監査に関する監査法人の責任」の項に記載されている。

独立性

我々は、「国際会計士倫理基準審議会」(IESBA)に従い、本銀行から独立しており、また、かかる要求に従い、その他の我々の倫理的責任を果たしてきた。

その他の事項

当行の2024年12月31日に終了した年度の財務書類は、別の監査法人によって監査されており、当該監査法人は2025年3月11日付で当該財務書類に対して修正意見のない旨を表明した。

重要監査事項

我々が当期の財務書類を監査するにあたり、我々の専門的判断において、重要度が最も高い、重大な虚偽表示リスクに関連する重要監査事項及びこれらのリスクに対する対処方法について通知する。

これらの事項については、我々の行った財務書類の監査全体の文脈の中で、我々の意見を形成しつつ対処しており、これらの事項に関する個別の意見は述べていない。

IFRS第13号に基づきレベル2及びレベル3に分類される金融資産、金融負債及びデリバティブの評価

| | |
|------------------------|---|
| <p>特定されたリスク</p> | <p>欧州評議会開発銀行は、貸借対照表上において、相当額の金融資産及び金融負債(デリバティブを含む。)を保有しており、2025年12月31日現在、これらの公正価値はそれぞれ、37,986千ユーロ及び34,018千ユーロであった。</p> <p>IFRS第13号に基づく測定の目的上、金融商品は公正価値測定に使用されるインプットの観察可能性に基づき、3つの異なるレベルに分類される。レベル2及びレベル3には、市場で重要なパラメーターが観察可能である場合又は観察不能である場合の評価モデルに基づき評価される金融商品が含まれる(2025年12月31日現在、レベル2及びレベル3で評価された金融資産は33,275千ユーロ、金融負債は5,470千ユーロであった。財務書類に対する注C、D及びEを参照のこと。)。したがって、レベル2及びレベル3の金融商品の公正価値測定は、使用する手法及びデータの選択に関して、相当の判断を伴う評価手法に基づいている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 観察不能な市場評価パラメーターの決定・ 内部評価モデルの使用・ 特定の市場リスク、取引相手方のリスク又は流動性リスクを考慮した追加的な評価調整の見積り <p>エクスポージャーの重要性及び公正価値の決定における判断の行使により、公正価値の階層において、レベル2及びレベル3に分類される金融商品、特に、現在の不確実な経済状況下で評価が変動しやすい一部の金融商品は、監査の重要な要素であるとみなした。</p> |
|------------------------|---|

| | |
|--------------|---|
| 我々の対応 | <p>我々は、有価証券及びデリバティブ商品の評価を管理する内部統制システム並びに公正価値の階層を決定するプロセスの見直しを検討した。</p> <p>我々は、監査に関連すると判断した統制、特に以下に関連する統制を検証した。</p> <ul style="list-style-type: none">・評価パラメーターの独立した検証・主要な評価調整及び修正の決定 <p>我々は、評価専門家の支援を得て、これらの手続を実施し、主要な評価調整の見積りに用いられた仮定、手法及びモデルについて、サンプルに基づく検証を独立した評価業務として行った。</p> <p>我々の業務において、金融商品のレベル2及びレベル3の評価に対する現在の経済状況の影響が考慮され、特に使用された見積りに留意した。</p> <p>我々はまた、当銀行の評価の妥当性を判断するため、既存の主なマージン・コール・スプレッド及び金融商品の売却損益について検証した。</p> <p>最終的に、財務書類に対する注記に記載されている金融商品の評価に関する開示を検証した。</p> |
|--------------|---|

その他の情報

経営陣はその他の情報について責任を負う。その他の情報は、財務書類及び我々の監査報告書を除く欧州評議会開発銀行の年次報告書に含まれる情報で構成されている。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とせず、それらに関するいかなる種類の保証結論も表明せず、今後とも表明しない。

財務書類の我々の監査に関して、我々の責任は、その他の情報を読み、監査の過程において、その他の情報が財務書類や監査で得た我々の知識と重要な矛盾を生じていないか、又は重要な虚偽記載を生じると思われるものがないか検討することである。

我々が行った作業に基づいてかかるその他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合は、我々はその事実を報告することが要求される。この点に関し、我々が報告するものはない。

経営陣及びガバナンスを担当する者の財務書類に関する責任

経営陣は、欧州連合により採用される国際財務報告基準に従って、財務書類を作成し、公正に公表すること、及び故意によるものか又は過失によるものかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類を作成するために経営陣が必要と判断する内部統制について責任を負う。

経営陣は、財務書類の作成にあたって、本銀行の継続企業として存在し続ける能力を評価し、継続企業に関連する事項を(適用があれば)開示し、また経営陣が本銀行を清算するか若しくは業務を停止する意図がある場合を除き、会計上の継続企業の前提を使用する責任を負う。

ガバナンスを担当する者は、本銀行の財務報告過程を監督し、会計情報及び財務情報の作成並びに処理に関連する手続に関して、内部統制及びリスク管理システム並びに内部監査の有効性を監視する責任を負う。

財務書類は総裁により承認され、管理委員会及び理事会に送付された。

財務書類の監査に関する監査法人の責任

我々の目的は、故意によるものか又は過失によるものかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得ること並びに我々の意見を含む監査報告書を公表することである。

合理的な保証は、高いレベルの保証であるが、ISAに従って行われる監査によって、重要な虚偽記載が存在する場合にそれを常に発見できるという保証ではない。虚偽記載は、故意又は過失によって生じる場合があり、個別に又は全体として、これらの財務書類に基づいて利用者が行う経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合に重要とみなされる。

国際監査基準(ISA)に従い、外部監査人としての我々の役割は、監査対象企業の経営の実行可能性又は質を保証することではない。

ISAに従って行われる監査の一環として、監査人は監査を通して専門的判断を行う。さらに監査人は、以下のことを行う。

- ・故意によるものか又は過失によるものかを問わず、財務書類の重要な虚偽記載のリスクの特定及び評価を行い、当該リスクに対応する監査手続の企図及び実施を行い、かつ我々の意見の根拠を提供する十分かつ適切とみなす監査証拠を取得すること。故意による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失による重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは、故意によるものは、共謀、偽造、故意の脱漏、不実表示又は内部統制の無効を含むことがあるからである。
- ・特定状況において適切な監査手続を企図するための、監査に関連する内部統制への理解を得ること。但し、これは内部統制の実効性に関する意見を表明することを意図するものではない。
- ・財務書類において、経営陣により使用される会計方針の適切性並びに経営陣によってなされる会計上の見積り及びそれに関連する開示の合理性を評価すること。
- ・経営陣による会計上の継続企業の前提の使用の適切性、及び取得した監査証拠に基づき、本銀行の継続企業として存在し続ける能力に重大な疑いを掛ける可能性のある事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在するかどうかについて、評価すること。この評価は、監査報告書の日付現在までに取得した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来における事象又は状況によっては、本銀行が継続企業として存在しなくなる可能性もある。監査人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合には、財務書類の関連する

開示に対し、監査報告書において注意喚起する義務があり、又は当該開示がなされていない又は不適切である場合には、我々の意見を修正する義務がある。

- ・財務書類の表示全般を評価すること及び財務書類が公正な表示となる様式で基となる取引及び事象を表しているかどうかを評価すること。

我々は、とりわけ監査の予定範囲及び時期並びに監査結果について、ガバナンスを担当する者に連絡を取る。また、我々は、内部統制において、会計報告手続及び財務報告手続に関して重大な不備を特定した場合には、その旨を報告する。

ガバナンスを担当する者と協議をした事項の中から、当期の財務書類の監査において最も重大な事項を決定し、これを重要な重要監査事項とする。我々は、これらの事項について法令により開示が不可能である場合、又は極めて稀な状況において、開示による悪影響が公益上の利益を上回ると合理的に予想されるため、監査報告書に記載すべきではないと我々が判断した場合を除き、監査報告書に記載する。

2026年3月4日、パリ市ラ・デファンスにて

独立監査人
デロイト・アンド・アソシエ

(署名)
Marjorie BLANC LOURME

(6) 【その他】

2026年1月1日以後提出日までに、重要な変更は生じていない。

(7) 【発行者の属する国等の概況】

該当事項なし